

金光教學

金光教教學研究所紀要

16

1976

金光教教學研究所

金光教 学 — 金光教教学研究所紀要 —

1976

No.16

維新时期における金光大神の信仰 — 政治に対する態度と思想 —	……………瀬戸美喜雄……………1
修験者との折衝過程に関する一考察 — 尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析 —	……………早川公明……………34
「理解」のことばについて — 金光大神理解研究ノート —	……………福嶋義次……………62
神が世に出る論理 — 金光大明神誕生前後における —	……………高橋行地郎……………93
布教史試論 — 金神考 —	……………藤尾節昭……………122
<hr/>	
資料 小野家文書(10)—永代御用記……………	142
教団史資料目録(2)—神道本局資料……………	158
昭和50年度研究論文概要……………	168
紀要掲載論文検討会記録要旨……………	173
彙報 — 昭和50.4.1~51.3.31 — ……………	179

(第15号正誤表P.188)

維新时期における金光大神の信仰

——政治に対する態度と思想——

瀬戸美喜雄

慶応四年(一八六八)九月八日、年号は明治と改まり、わが国は、近代的統一国家への転換の歩みをはじめた。幕末期の激動の中を五十五年間、一農民として生きてきた金光大神は、明治元年九月二十四日「天下太平・諸国成就祈念、総氏子身上安全ののぼり染めて立て、日々祈念いたし」^①との神命を受けた。

そのことは、もと一身一家の安泰と繁栄を希求することから始まった金光大神の信仰が、天下、諸国、総氏子のことも救済の対象と意識するにいたったというばかりでなく、それを旗印として強く世間に打ち出すこととなったという意味においても、瞠目すべき事柄であった。もっとも、それには、次の点を併せ考えておかねばなるまい。すなわち、その時期は佐幕、討幕に分かれて諸藩相争い、天下の成り行きが案じられる状態下であったこと、また、その掲げられた内容は必ずしも金光大神の独創になるものではなかったことである。しかし逆に、当時の修験者をして「天下泰平の御祈念とは何事ぞや。(それは) わしらが一週間のごまをたいて祈る事ぢや」と、一民衆の立場でかかる信仰行為を行なうことを難詰させるような宗教的偏見が広く存在していたことを思えば、この時期における金光大神の信仰には、大きな高揚がみられたというべきである。右の神命は、正確には改元直後に受けたものであったが、金光大神が改元の事実

を聞き知ったのは同年九月末のことであって、実質的には、幕末までの信仰の総結集という意味合いをもっていた。^④

けれども高揚しつつあった幕末期までの金光大神の信仰は、維新时期に入って厳しい障害に遭遇し、大きな変革を被らざるをえなくなった。改元の直前、慶応四年七月末、金光大神は神から「辰年（慶応四年）より丑年（明治十年）まで、十か年先、わが身のすがたをみよ」と、来る十年間に被るであろう大きな変化を予見的に指摘されたが、その指摘に符節を合わすように、金光大神の信仰は形式的にも内実的にも一新された。それは金光大神の生涯において、最も重大な転機の一と数えるに足るものであった。

そこで本稿では、金光大神の事跡を追って、維新时期（明治元年～十年）の国家施策が金光大神の信仰にもたらした影響および、それに立ち向かった金光大神の信仰態度とそこから形成せられた宗教思想とを明らかにしてみたい。維新时期は大きく分けて、神仏分離策の専行された時期、神社の組織化・階層化の時期、および天皇制確立と一体化した啓蒙専制の時期に、三区分されよう。それぞれの時期で政治の動向や政策のもつ意義が異なっている。そうした歴史的考察を加えながら、以下の各節で金光大神の信仰を究明していく。そうすることが金光大神の言行の出てくる状況や背景をさぐり、その的確な意味づけをなす上に、不可欠のことといえよう。

なお、本稿で追究する「思想」には、論理的に整序され体系づけられた思考内容以前の、断片的思考や意識・行動までも含めて考えることとする。断片的な思考はもとより、意識し行動していることの総体をその人の思想的表現とみることが、知的認識に恵まれなかった民衆の思想追究の場合には妥当だと思念するところからである。

一、神仏分離をめぐる

慶応三年の大政奉還、王政復古の号令、慶応四年（明治元年）の戊辰戦役によって政権を手中におさめた維新政府

は、「万民御救恤」「弊政御一新」の二大スローガンをかかげて、諸藩連合政権としてその歩みをはじめた。

前者の万民の仁政のためには、「公議輿論の尊重」が標榜され、事実、維新直後の明治元年から二年にかけての過渡的な一時期は、極めて民心の吸収に意を注いだ開明的な政治が志向された時期となった。^⑥それは維新が民衆の世直しへの願望を背景に断行されたという事情もあり、政府の基盤を安定させるために、意識的無意識的にとることをせまられた一つの態勢であったといえよう。^⑦

後者の旧弊一新には、「復古」という形での改革意識が利用せられた。元来復古ということは、当時の一般民衆が把持しているほとんど唯一の変革の論理であった。それは、幕末期に激発した世直し運動、一揆がほぼ共通して「先規すなわち旧来どおりの支配に復帰すること」^⑧による善政を要求したことから明らかである。一方、維新政府としては、大義名分としても旧幕府の權威をしのぐためにも、天皇を擁立する必要があった。その両面の要請を満たすのに、「復古」は利用しうる恰好の論理であった。神祇官を再興し、祭政一致の古制に復する一方、全国神社を中央集権的に再編成し天皇の權威の支援者たらしめるヒエラルキーの造出、つまり神道国教化をはかる方途としての神仏分離政策は、かくて誕生した。

ところで、金光大神が養家に入って、その一生を過ごした大谷村を領治する浅尾藩では、それより先、慶応三年三月、政情の不安に備えて、非常の折は備前岡山藩と行動を一にするべく規約を結んでいた。^⑨そのため、鳥羽伏見の戦いに当たって、新生政権から備中地方鎮撫のことを委任された芸州藩、岡山藩を通して政府への向背を問いただされた際、代々寄合旗本でありながら近隣の藩と共にいち早く勤皇の意を表明し、幕府に加担する備中松山藩の征討にも派兵した。^⑩この佐幕側から討幕側への転向は、何よりも功利的な藩の利害判断によるものであった。維新政府としても、その企図する中央集権化を強力な軍事的裏づけをもたぬまま遂行せざるをえないところから、旧藩に対しては、妥協と懐柔を以ってするのが上策であった。かくて、慶応四年六月には、浅尾藩も含めて、近辺の帰順の意を表した「元旗本すべて本

領安堵」^①との辨事よりの通達によって、浅尾藩は安泰の途を得た。

明治元年より二年にいたる間の浅尾藩下の施策は、もとより維新政府の策にひたすら添うものであった。

まず、「公議輿論の尊重」という線に添ったものとしては、明治二年正月に広く会議をなし「上下ノ情ヲ通暢」^②するとの目的をもって浅尾藩議事局が開設されることとなり、大谷村へも入札法による議員の選出方が通達されてきた。^③また「朝廷ノ尊嚴ヲ憚リ、或ハ役人ノ權威ヲ恐レ、自然民情閉塞イタシ候テハ相済マザルニ付」という理由によって、藩庁外に自由な投書のための目安箱も設置せられた。^④これは藩政に対する下からの自発的支持を獲得しようと思図したものであった。家老制度も、執政、参政、公議人へと切りかえられて、人材の登用がはかられたが、それは一方では藩の動向把握という基本的な一線に添うものであった。^⑤

明治元年三月二十八日の太政官布達によって、仏語による神号の廃止、仏像を神体とすることの禁止、仏具の社前よりの撤去を命じたいわゆる神仏分離令は、同年四月十三日付で藩庁より大谷村内へ通達されてきた。ただし当初は、そのことの意味が必ずしも的確に村内の為政者によって把握されていなかったふしがあり、^⑥同年八月に神職別当不在の神社の神体・由来の調査が命じられ、^⑦十月に氏神神事は村内の檀那寺寂光院の別当僧が還俗の上、神道を以って勤むべき旨が達せられた頃から、ようやく村内においても動きが起こされたと思われる。こうした跛行的な村内の実態をよそに、藩庁からの通達は、加速度的に強硬さを加え、同年十二月には、神仏混淆の実態を取調べ委細を申し出るよう重ねて通達してきた。^⑧

次いで明治二年に入ると、浅尾藩の神仏分離政策は、一片の通達を発するにとどまらず、実地調査をもって厳しく大谷村にのぞんできた。同年七月はじめ、社寺司補松浦十次郎および神職触頭梅谿直衛は、三日間にわたって村内神社の神体をのこらず調べ上げた。^⑨その結果、貴布祢、大山権現社など五社の廃止又は改号、神社に相殿の石槌大権現、金毘羅宮などの移転又は改号が通告されてきた。それに合わせて、

今般神社御改めに相成り候処、未改正不行届の向も之有り、畢竟かねて御布告の御趣意等閑に相心得候義、相済まざる事に候。之に依りて前書の通り其村々至急改正致すべき事。但し右改正の上は、早々届け出ずべく、猶御改めの義も之あるべく候。²³⁾

と、布告を等閑視したことを叱責すると共に、再調査も辞さない強い態度を示した。大谷村の里正は、

右仰せ渡され候趣恐れ入り、畏れ奉り候。之に依りて御請調印仕まつり候。²⁴⁾

と、変貌をはじめた中央権力の片鱗にふれて恐懼し、請書に調印した。その間、村民の間から、心情上しのびがたく、藩庁へ願書をさし出して、旧様の神仏の相殿併祀を願ひ出た者もあつたが、²⁵⁾すでに事態はおよそそれとはかけはなれた次元で処理されつつあつた。

金光大神が従来寂光院の所管であつた氏神社（賀茂八幡宮）、荒神七社、山神宮、早馬宮、地神宮等の神事を譲渡されることになつたのも、ちょうど時を同じくして明治二年七月のことである。金光大神が氏神社その他の神事を委譲された事情は以下の如く推測される。寂光院では、当時別当僧から還俗させた三宅善太をして氏神社等の神事に当たらせることにしていたが、明治二年五月には、三宅の持病たる癩症の回復の見込みがないことを理由に、近村の神田豊に社頭を譲渡したき旨、藩政所へ願ひ出た。けれども、先年来、神田家を一方の当事者とする争論があつたため、この件は許可にならなかつた。折しも六月には、前述の如く藩政所より、村内神社の神体改めのため巡村するとの報に接し、時期的な切迫と、村内より神主を出すことが何かと都合なところから、大谷村里正小野慎一郎は、急遽、神体改めの委員を命じられていた金光大神を、村内諸社の神事に当たらせるべく善後策を講じたものであろう。

ところが、それより二か月後の九月には、金光大神は早くも、氏神社の神事を隣村須恵村の神官原田弥九郎に譲ることとなつた。金光大神が、神事執行についての藩政所の内諾があつたにも²⁶⁾かかわらず、二か月後にこれを他人に譲渡した事情は詳らかでない。公式の記録には、

氏神両社寂光院構えの分、僧侶にて神動相成り難きにつき、金光河内（金光大神）へ神動等譲り居り申し候処、須
 惠村原田役郎義、（原田）対馬跡相統願い上げ候につき、河内神動の廉、役郎へ相譲り御聞き済み相成り候事

と事の経過的事由が記されておるのみである。恐らく一つには、後にふれるような信仰的な理由によって金光大神が氏
 神社神主への就任を承引しなかったと思われること、二つには、したがって、金光大神への社頭の譲渡は名義上のこと
 にすぎなかったこと、三つには、前述の如き藩側の意外に強硬な態度によって表面的な処置では今後の事態を收拾しが
 たいとみられたこと等が、原田弥九郎への社頭譲渡を実現させたと思われる。しかしこのことは、後に大谷村村民によ
 る原田弥九郎の忌避問題に発展したり、神田豊と原田弥九郎との間の、氏神祭祀権をめぐる訴訟事件を惹起したり、後
 年まで紛議をかもししたのである。

以上、維新政府の神仏分離の強制に対する大谷村内の動きとして興味深いことは、神体の仏号から神号への改称、社
 号の変更、仏具の社前からの撤去等、純信仰的な範疇の問題が、強制によるとはいえ比較的容易に行なわれたのに対し、
 氏神社の神事を行なう神主の去就はかなり根深い問題性を残していたという点である。このことは、氏神社神主に誰を
 任ずるかが村落共同体意識に大きな影響を与えるものであることを思えば、神社祭祀を、信仰上の必要性よりも共同体
 意識との関係で、村民がより強く意識していたことを物語るものであろう。

このような村内の動向に対して、神仏分離の政策をめぐる金光大神の動きには、それとは逆向きの二つの特徴的な内
 容を認めることができよう。

その一つは、金光大神においては、自身が称えていた仏語による神号を改変するという純信仰的範疇の問題が、大き
 な問題と化している点である。本論ではこれまで記述の便宜上、のちの金光教祖を「金光大神」と呼称してきたが、正
 確には元治元年十月二十四日より明治元年九月二十四日まで「金光大権現」と呼称されるべきであり、以後「（生神）
 金光大神」と変わるものである。主斎神の名も「鬼門金乃神大明神」の大明神号がはずされて、「鬼門金乃神」となつて

いへ。②

この神号、神名の改変は、従来の場合とは、やや趣を異にしていたことが、左の伝承からうかがえる。③

金光大権現より金光大神に変られる時に、「人間が神になる(のである)から大権現でよい」と、「それを立てぬく」と金乃神様は言はれる。日乃大神は「それはいけぬ」と言はれる。「神はそれで楽じゃ(それで構わぬ)。守(神仕えの者)には肉体がある。政府には勝てぬ。大神となりても位が下がりはせぬから、それでよかるう。」とて、そうなりたるが、御裁伝にてやかましきことなりき。

これによると、従前の如く金光大神自身の信仰内実の変化に応じて神号が改められるのと異なつて、ここでは政府の法令との関係で改変をせまられていることが知れる。④ それだけに、自己の信仰上の要請にもとづかないこの度の神号改変は、大きな問題であつた。上述の伝承は、金乃神と日乃大神との間に議論が交わされたような形で記述されており、かつての安政五年の一乃弟子もらいうけをめぐる天照皇大神と金乃神との問答をほうふつさせるものがあるが、これは金光大神の心内において、信仰と政治の立場をめぐる激しい葛藤のあつたことを暗示しているよう。

「権現」の称号に関していえば、この時期の金光大神の信仰の中核には二つのものがあつた。その第一は、人間が神になる、人間が神の働きを具現する、という信念であつた。それは一見不遜のようにみえるが、金光大神にとっては、体験的に把握し、さらに生活原理化していた信念であつたし、当時の抑圧下にある民衆の立場からすれば、世俗的権威からの人間の解放を促し、かつは人間の本性に覚醒させる意義を有していた。⑤ その意味で、神が権に人間の姿をとつて現われる”という意において民衆のコンセンサスを得ていた「権現」の呼称は、当時の金光大神の信仰内容を表現するにもふさわしいものであり、それが本来仏号であろうとなかろうと、さしたる関りはなかつた。その第二は、日本の救済という意識である。権現号はまた、仏や菩薩が衆生救済のため、かりに日本の神々の姿をとつて示現したとする本地垂迹説の所産でもあつた。それとの関係からも、「金光大権現」なる呼称が用いられるときには、当時の混迷した日

本全国の救済が意識されてきたとみてよいであろう。それらは、いずれも容易に捨てざることできぬ信仰の中心的生命であった。古い「権現」なることばに託した、そうした金光大神、一民衆の、新しい信念や意識や願望には一顧も与えず、専ら神と仏とを判別すべしとする正論の立場から政策を敷く政治の世界は、金光大神には甚だ受け容れがたいものであった。

いま一つこの時期の金光大神の特異な動きは、氏神社神主となることを、むしろ忌避した点である。既述の如く、氏神社神主への就任は、藩政所の内諾もあり、村の為政者と村民の側からも村落共同体維持のために強く要請を受けており、自身にとっても家族にとっても村内での地位や職業の安定に資するはずのものであった。いわば村落共同体の営為の側からいえば、各面をあげての要請であった。にもかかわらず、金光大神はそれらと繋がることを敢て拒否した。祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられぬことであった。ただし、金光大神の手もとでは、この時期には、祝い事や村祭りの際の慣習的行事の廃止を打ち出し、祭典中心に代えて「理解」による一対一の対話的な教導方式を採るなど、慣習的信仰とは別の次元で人間救済の世界が構築されてきたためであった。かくて氏神社神事譲渡の一件に当たって、金光大神は村内の政治的側面と、自己の独自の信仰との間に一線を画し通したといえる。

以上、この明治二年頃までの時期は金光大神にとって、神仏分離政策の強行に当惑しながらも、それとの間に一線を画すということで、かろうじて政治に対する自己の信仰の貫徹をはかることが可能であった時期とおさえることができよう。

けれども、神仏分断という、村落共同体的規模において共同体内規制を目的として行なわれたこの期の宗教政策は、次いで社寺の全国的な組織化へと進み、とりわけ宗教者に対する人的な規制を中核とした宗教統制へと推移し、新たな問題状況が呈示されてくることになる。その点を、次節で考察することとする。

二、神社の組織化・階層化をめぐる

この節で考察しようとするのは、ほぼ版籍奉還から廃藩置県前後にかけての時期である。

明治二年正月、薩長土肥四藩が版籍奉還の先鞭をつけるや、各藩は新状態にとり残されまいと、先を競って奉還を建白した。明治二年六月、版籍奉還が成って、諸藩離反の憂いも消滅し、新政権の基盤が確立すると、維新当初の開明性は、早くも影をひそめることとなった。

それに代わって、近代天皇制国家確立のため専制化がすすめられ、天皇の神格化と国民思想の教化のために宣教使が設けられ、翌三年には惟神の道、大教を宣布せしめる詔をもって、神道国教化が推進された。

浅尾藩でも明治二年六月二十四日版籍を返還した。旧藩主蒔田広孝はそのまま浅尾藩知事に任せられ、知事家禄として藩収入の十分の一が与えられることになり、残りが軍事費、藩庁費、士卒への俸禄等に当てられた。これによって旧藩主は物的な行政手段から隔離されると同時に、みずからは行政機構の一端に組み込まれることとなった。また、これに伴い、百官が廃せられて位階を称えることとなり、世襲的な「身分」は、官僚的な「位階」へと切りかえられた。これらは、政治支配の機構が集中化され、官僚化され、したがって中央政府の支配を直接化する機能を果たした。維新政府がこの段階に至って打ち出すことが可能になった天皇制絶対主義体制確立のための神道国教化は、激しさを増したばかりでなく、法制的な冷酷な性格のものへと変質をとげて、次第に藩民にせまってくることとなった。

版籍奉還後の神道国教化政策が、大谷村に波及したのは、中央政府の基本方針が定まってより半年あるいはそれ以上経た明治三年半ば頃からであり、以後五年の初頭まで続けられた。この政策が大谷村及び金光大神に直接与えた影響は二つの側面があった。その一つは神社統轄の面であり、二つは神官の資格規制の面である。

まず、神社統轄に關つては、境内地以外の社寺地の国有化、郷社定則の布告など全国神社の組織的掌握をはかるものと、寺請制度の廢止、神社氏子取調規則及び神官守札差出方心得の布告など神官の権能拡張をめざすものがある。

金光大神は当時、金神社神主を名乗っていたが、これは慶應二、三年の神主職補任願のための名目上のものであつて、金神社は架空のものにすぎなかつた。そのほか村内の荒神社、地神宮、早馬宮等を単独、もしくは他の神官と共同で所管していたが、これらは神社統轄からいつてとるに足りない小祠社にすぎなかつた。明治四年七月の、一郷一社、一村一社を原則として大小神社の統廃合を行なうことを定め、全国神社の階層化を断行した郷社定則は、金光大神からささやかな「金神社」存立の名目をも奪い去り、加うるに、金神社地と称えてきた周囲の手持ちの山林までが、官林として上知されてしまふに至るのである。

そればかりか、国家の統轄の枠にはずれた金光大神の社は、社会的な容認からも排除される運命にあつた。

明治三年九月、浅尾藩は金光大神の次男、金光萩雄を召喚し、これまで金光大神が出社の信者に与えてきた神号を、以後差し止める措置に出た。この出社信者への神号授与の禁止は、神号そのものは是非よりもむしろ、金光大神が篤信の信者に神号を授けることが、そこに固有の信仰關係をうみ、それがひいては信仰集團の形成にもつながる点に、問題性があつたと思われる。つまり、金光大神が神号を与えて、国家の意図する神社組織路線とは異質な、非公認の大本社―出社の關係をとり結ぶことが、施政上容認しがたい所以であつたのであろう。

さらに、明治四年になると、金光大神の社に対する有形無形の圧力は、一層激しさを加えた。『金光大神覚』によると、同年二月、神は金光大神が祈念の座として用いていた六角畳を取り除くことを命じ、「今までたびたびの不時（不測の災い）、難うけ。またもどのような不時あつても苦世話にすな」（134頁）と諭した。六角畳は、当時広く神社、神職の間で祈念の際使用されていた設備の一つであつたが、単に自家の一室を宗教活動の場に当てたにすぎず、古来の由緒も社格もなく存立さえ危ぶまれるこの時期の金光大神の社にとっては、今やそれさえも差しひかえることを要請する客観

状勢のせまりであった。しかし他方、かかることは、ここまでの宮為に使命をかけてきた金光大神にとっては、「よくよくのこと」(135頁)であり、断腸事であった。けれども、「さらに考えてみれば、そのような極限の事態さえも、神ととり結ばれた関係によって過去に幾度もしので来たではないか」と指摘することによって、問題を超克する活力を金光大神に喚起せしめる神であった。

ところで、こうした国家的規模における神社への規制と階層づけは、当然神官の規制、階層づけを伴っていた。明治四年五月、神官の世襲化、神社の私有化の弊を除き、祭政一致の御政体に添わしめるとの一方的な国家の名分によって公布せられた「神官職員規則」は、金光大神から幕末以来の神主職の資格をも取り上げた。神官職員の官制化によって個人の領域、とりわけ民衆レベルでの宗教活動は著しい抑制を受けた。かつて幕末期に力強い高揚をみせた民衆の諸宗教活動は、国家体制の確立に伴って、そのナショナルな要請の前にみずからの真实性を貫徹できがたい状況に追いやられつつあった。官憲が厳しく金光大神の布教を監視し始めたのも、その前後からである。それを伝える資料を一、二掲げよう。

山伏や易者の(強請に)来るのは、品物を与えれば帰りて居りましたが、其頃明治四年の末の年に御皇上から止められましてからは、警察署の巡査が来まして御広前の敷台の上に坐りて居ります事が百日位でありました。金光様は其間居間に控へられて、祈念をさせませぬから、静かに手を合されまして心祈念をなして居られました。⁸⁵⁾

早い頃から金光大神に接してきた藤井きよのの伝えである。また、明治初年金光大神のもとに初参拝した山形春蔵が伝えた当時の状況は次のとおりである。

或時五人連れにて参りたるに、ほぼ(捕亡)二人来り居り。教祖は上り口に出でて、極めて謙遜なる御態度にて応接し居られしが、私等の参拝したるを見、ほぼの一人、「貴様等は何しに来た。」と言ふを、教祖は、「靈験を

受けに來たのでありませうぞい」と答へられたれば、「おやぢ、又何を言ふ。おまえ等が拝んで靈験が受けられるものかい」と罵りたり。^④

前者の資料が示唆する如く、幕末期における金光大神の布教活動への圧迫は、山伏等による生活保障の問題にからんだ金品の強要であつたり、あるいは村落共同体維持の立場から、農民の身分を離脱することをとどめた庄屋、近親者の訓戒であつたりした。山伏の場合は、たてまえば金光大神の資格や教説を問題にしておるようでありながら、その実、問題関心はあくまで利害關係にあつたから、それが充足されることで問題はほぼ解消した。また庄屋の場合も、「庄屋と申す者御座候て、諸事熟談扱いと申すこと之有り。下方にて内済に致すこと多く之有り候」といわれるとおり、村内に秩序の混乱を生じさせぬことをその重要な責務としたから、藩役所の指示を逸脱せぬかぎり、事を荒立てぬ向きで万事の措置がとられた。幕末期の金光大神も、歴代の庄屋小野氏にとっての人間的な信頼と、村政に大きな障害をもたらさぬところから、多く好意的な内済の扱いを受けてきた。

ところが、明治もこの時期に入つてからの官憲による干渉は、新しく体制を整えた官僚的支配機構を通して遂行せられたものであり、従來の如き人間的な接触や処理を排して、あくまで「きまり」を抛り所とした。地方の知事の間でも「此節の如く切々と法々御規則々々と土地人情も御察し之無く、按察府又は監督司より督促せられては、とても小生勤り申さず候」と批判の聲が上がつたほどであつた。まして、一般民衆にとっては、意識的計画的に操作される点に特色をもつところの権力の志向は、なおさらはかりがたく、ただ「きまり」の前に屈服するほかすべがなかつた。

また維新期の干渉主体は、今や中間支配者層を排除した官僚的支配機構そのもの——金光大神からいえば「お上」そのもの——であつたため、諸価値、とりわけ倫理的、社会的諸価値の独占者として君臨した。そのため、山形春藏が伝えた後者の資料が物語るように、国家の価値基準に合わぬという理由だけで、愚劣、迷信と措定せられた。その点、幕末期に庄屋や山伏が金光大神に対して一方的な価値の上下關係を必ずしも設定できない立場にあつたのとは、いささか

異なっている。したがって、この時期に至って顕著となってきた支配機構の自己正当視、民衆の営為に対する劣等視と、それにもとづく干渉、妨害は、政治の相の変貌による全く新たな性質と規模をもつ問題性を包含していたといわねばならない。

金光大神は、政治なるものによって自己の信仰の社会的存在根拠がゆさぶられる状況の中で、ひたすら耐え忍んでいなければならなかった。そうした状況を、明治四年九月になって金光大神は「大水のとき、平らの海のごとくと申すことあり」⁴⁶と一つの象徴的な言ひ方に託して表現した。極めて強力な、そればかりでなく強力さを正当性や普遍性にすりかえての政策のせまりは、あたかも道も草木も、高きも低きも、すべての個別なるもの特殊なるものをのみ込んで押し流してしまふ濁流に似ていたがためであろう。濁流に包まれてみずからも濁流の一部と化した世間の人々から、金光大神が徒党を組んで「おしかけ（強盗）に行った」と浮評が飛び、藩の社寺司補寺尾只一が事実の檢察に訪れたり、参拝者が急減したのもこの頃である。

以上の如き、全国神社の組織化に具象されるような、正当性をふりかざしての画一的な粹付けによって信仰の存立が脅かされる状況下において、金光大神はいかなる態度を打ち出したであろうか。もとより政治的なものとの間に一線を画すという明治二年頃までの姿勢をもっては、もはや事態を凌ぐことはできない。何故なら、この時期において教祖自身、その政治的なもの渦中に投げられているからである。

国家権力の確立しつつある支配原理から生ずる奔流の如き組織化が押し寄せる下で、ひたすら逼塞を続けるほかなかったこの時期の金光大神の中に、従前とは異なった点々を探るならば、三つ挙げられてこよう。

その第一は、世間への凝視である。すなわち、明治四年九月には「なにかのこと（いろいろなこと）、淵が瀬になり瀬は淵となり」⁴⁷と、世間の諸価値が主客転倒したことが指摘され、明治五年二月には、「地震いり、天地乃神氣ざわり、世の狂いに相成り」⁴⁸と、世間の異常さが指摘されるに至っている。いずれも感覚的なものをもとにした把握ではあるが、

内向きであった視点が世間へ向かって逆投射されていること、そしてそこに根本的な異常さを感取していることの二点において、従前にはみられなかったものである。問題をとかく個人的な次元に還元する倫理基盤の中に育ち、民衆をして世の動向に容喙させぬことを旨とする治政者の教化の枠に組み入れられてきた金光大神が、それを突き破り、みずからの目を以って、世の全体的な動向を「狂い」と確認したことは、画期的な事柄であった。

第二に、右の如き世間の認識と金光大神の生き方との関連である。世間というものは、人間の「行為的連関」^④において成り立ち、したがってまた認識されるものといえる。とりわけ、当時の如き客観的認識や客観的情報の乏しい時代にあつては、社会における事象を客観的におさえて認識が新たにされるのでは必ずしもない。その点では金光大神も同様で、その認識は主体的存在様式、行為との関連で把握されたものにちがいない。したがって世間について諸価値の転倒と根本的な異常さを認識したことは、とりもなおさず、金光大神の生活・信仰自体にとつても同様な認識、換言すれば存在の価値・様式の根本的改変をせまる、かつてないほど急激で深刻な問題状況が現出していたことを物語るものであろう。

その第三は、事態に対処する新たな生き方の摸索である。明治四年十二月「何事も世話苦にすな。実意にいたし。きょうとい(恐ろしい)ことも、こわいこともなし。どのようなことありても逃げな。逃げることなし。何事も人を頼むと言ふな」^⑤、翌五年正月「何事も法(世間のきまり)どおりにはさせず、神のさしずいたす」^⑥など、家族の者の心がまえがしきりに説かれるようになるのも、明治四、五年のこの時期以後のことである。それは、もとより今遭遇している非常事態の中で、まずもって周囲の事態に攪乱された状況からの自己の回復を身近なところから実践しようとはかるものである。しかし、それは単に過去の状態そのままの再現では意味をなさない。それだけに異常な決意を伴わずには可能でなかった。すなわち、第一にかかる自己の回復は、単に自分や家族の心内処理の問題でなく、「何事も法どおりにはさせず」という気概に支えられる必要があり、第二に「神のさしず」を家庭成立の中軸に据えることによって、安易

な同族意識や相互依存の紐帯を廃棄していくことを要請せられた。

以上、神社の組織化が遂行せられた明治三年から五年の初頭にかけての政治の動向と、それに耐えて生きた金光大神の態度をみてきた。金光大神が圧倒的勢力でせまる政治の波に打ち負けないためには、なおその上に幾多の課題があり、神社組織化のもつ問題の性質を見究めていくこともその一つであった。金光大神が神社組織化をどのようにみていたかは、金光大神と参拝した信者との間で交わされたという次の如き問答が、それを物語ってくれる。

「金光様、此は天地金乃神様では御座りませぬか。此様な結構な神様はない。此様な結構な神様に、なんで社が位がないのですか。」

「そうじゃのう、外の日本の祭る神様は日本の神様じゃわい。それで天皇様から位は御貰ひなさるのじゃ。天地金乃神はのう、世界の神様じゃわい。それで位をつける者がないわいよ」⁵⁰

ここには、日本の神社の格づけが天皇帝国家のなしたわざにすぎないことを看破し、そうした世界と自己の信仰との次元の違いを透視した確信にみちた見解が呈示されている。ここまでの体験をもって、金光大神がいみじくも把握したところの神社組織化政策に対する結論的見解といえるものであろう。

次節では、それ以後出会う諸問題を通して、さらに、金光大神が政治、社会の動きそのものをどう凝視していくか、政治、社会に向かつてどう生きていくか、を中心に考察していくこととする。

三、天皇思想と開化政策をめぐる

さきに官僚的統治機構を整え、神社の掌握を断行し、さらに明治四年七月の「第二の王制復古クーデター」⁵¹と呼びな

らわされる廃藩置県によって権力の集中を完遂し、旧藩の後ろだてを離れて独り歩きをはじめた明治五年以降の維新政府が、近代国家確立をめざして果たすべき課題は、二つあったと考えられる。一つは天皇制国家思想の鼓舞であり、二つは、民力涵養のための文明開化である。そのためには、政府は再び方針を転じて、祭政一致の復古色をも後退させ、「祭」の面については、神祇官を神祇省へ、さらに教部省へと格下げを行ない、他方で宣教使を教導職へと名称変更をなしつつ権限の縮小化を行ない、もって遂には国民教化の実施機関へと転落させていった。それと共に、国力の発展、統一国家の内実化のために下より文明開化にはせる人民の造出を行なうべく、啓蒙的専制政治体制が採られた。人民の開化向上と、人民の愚民視とが奇妙に抱き合わせになった啓蒙諸政策は、明治十四年に終焉をみるまで続けられた。すべからく天皇制国家権力の正当性、開明性の印象を普く国民に浸透させ、近代天皇制国家の確立をはかることが、この時期の施策の眼目であった。この節では、天皇制思想、文明開化政策、それに開化政策の一である戸籍編成の問題にかかわって考察をすすめる。

天皇制思想は、わが国が近代国家の樹立をめざして以来の終始変わらぬ背骨であった。明治五年以降、絶対的な権力の掌握によって、いよいよそれが表面に浮上せしめられてきたのである。

もともと、わが国の民衆の間には、根強くある倫理的、宗教的色彩の天皇崇敬の念が潜在していた。⁸⁹けれども、その天皇崇敬を、まさに国家の統一、支配の原理として政治機構の構築に利用した点に、維新国家の巧妙さと欺瞞性があった。しかしながら、天皇を「万民塗炭ノ苦ヲ救ハセラレタキ叡慮ニ候」と喧伝して、人民の解放者として印象づけようとする維新直後の政策は、かえって「天朝御趣旨はまやかしものだよ」とアホダラ経にうたわれるなど、廃藩置県までは確と定着をみなかった。そのため廃藩後は積極的に天皇思想の確立にのりだし、種々の策が講じられた。

その際、利用せられたのが、古来民衆が抱懐していた祖霊信仰、神国観念、天地開闢思想、敬神感情等であり、あるいは、もとの藩主に向けていた忠誠心であったりした。さきの神社統轄によって外側から民衆の信仰の営為を規制した

政府は、今や民衆の内側に巧みに立ち入って神国思想、敬神の念をも国家に吸収することを企図した。そうした思想や観念に立脚して、もしくは何らかの意味におけるそれらの否定的媒介によって営まれてきた民間レベルの信仰、民衆レベルの宗教は、国家の巧みなすりかえによって、しらずしらずのうちに信仰内容の重大な変質を免れえなかった。

金光大神にあっても、当時の一民衆として、天皇への崇敬の念があったことは、例に漏れない。ただし、その意味で金光大神が時々の教説の中に使用したのは、専ら「天子」なることばであった。^{⑤4}

なんでも心心と言ふたら一つはきや（一つしか）ない。日本の国で言ふと天子が心、一国ではとのが心、村では戸長が心、一家では亭主が心。草木にしても、心言ふたら一つに限る。神信心も此一心と言ふものを出すと、直ぐお蔭をいただける。^{⑤5}

いざなぎ、いざなみの命も人間、天照大神も人間なら、そのつづきの天子様も人間じゃらうがの。（黒住）宗忠の神も同じ事じゃ。神とは言ふけいども、皆天地の神から人体を受けられて居られるのじゃ。^{⑤6}

ここにもられる「天子」観には、明治期に入って宣布された天皇制思想さえすでに混入していると思われるが、それにもかかわらず、民衆が永年意識の中にあたためてきたところの「天子」を日本の中心的存在、公道実践の理想像とみる見方は失われていない。「天子」は少なくとも、絶対的な権力をもって君臨する神格者ではない。

それに対して、金光大神が「天皇」なる言葉を用いたときは、主として実際の政治、統治のレベルでのことを指している。

主人、家主（は）家内を治める司で、村では庄屋、国では殿様、日本天皇陛下、兎角大きな治めをする人が掌をして居られ。^{⑤7}

同じ統治者であっても、清浄至誠で公道の履行者として幾分空想化されて倫理的、自然感情的崇敬を受ける素朴な民衆の「天子」と、絶対的な政治支配者として官僚的統治機構の頂上に君臨し人為的に崇敬を集結しようとする国家の「

「天皇」との間には大きな懸隔がある。後者においては、倫理も信仰も、一切が政治の枠組みの中に組み込まれ、その本来の機能が制約されてくる。その制約を膚に感じた金光大神には、専従した信仰の次元に関する限りでは、「天子」とは異なる「天皇」の特性を明確に指摘することが可能であった。既に引用した如く「外の日本の祭る神様は日本の神様じゃわい。それで天皇様から位は御貰ひなさるのじゃ」と、神々に尊大にも位階をつけた天皇制国家の挙動を、いささか皮肉めいて語った所以である。

さらに、神国観念を自己流に曲論し、敬神の念を巧みに天皇制崇拜にすりかえ、もって、民衆のかつて抱いてきた天子像とは似て非なるものに歪曲してしまつた政治権力の暴挙を、金光大神は、

ごぢせつ(ご時節)がごぢせつであるから、とのさまがないようになり。て、いしにどそくであるようになり。^⑤

とまで表現した。天皇制絶対主義国家が民衆のもつ大切な何物かを無残にも土足で踏みにじつたというのが、金光大神のいつわらぬ心情であつたのである。金光大神が「人の書きし物の講義は致さぬ」^⑥とて、「三条の教則」に基づく天皇制思想の宣布を義務づけられたところの教導職に就かず、爾後、終生無資格の身分にとどまつたのも、故あることである。

次に文明開化についてみていくこととする。

文明開化の指導的イデオロギーの一つは、いうまでもなく啓蒙思想である。啓蒙思想家は、一方で西洋先進諸国の合理的な文明価値の絶対視と、みずからを文明の先覚者とする自負をもち、他方で民衆のエネルギーを社会進展の不可欠の原動力とみなながらも、現実には「事をおこなうにあたり如何ともすべからざるの原因ありて意のごとくならざるもの多し。その原因とは人民の無知文盲すなわちこれなり」^⑦とみる視点も具有していた。前者から後者への一方的な関係づけが民衆の愚昧視であり、その間隙を埋めようとする作用が啓蒙にはかならなかつた。四民平等、斬髮勝手の令、学制頒布等は、主としてこうした線上に位置するものであつた。

しかし文明開化は、啓蒙にとどまるものでなく、中央集権化の強化、天皇制の確立、資本主義体制の導入、国富の増進等、極めて強力な国家的要請にもとづいた民力の増強と結びついていた。徴兵令^⑧、地租改正条例等がそうした性格のものであることはいうまでもないが、太陽暦の採用さえも紀元節、天長節の制定と抱き合わせで行なわれたことの意味を見逃してはならない。

このように文明開化が掲げもつ武器は、一つは近代、合理に代表される普遍性であり、一つはナショナリズムであつて、それを凌駕する幅と強度をそなえた理論はどこにも存在せず、誰しも圧倒的な開化の波を押しとどめることはできなかった。

ところで、金光大神がとどまるところを知らぬ開化の波の影響を直接被るのは、主として祈祷行為の面である。明治五年九月修験道が廃され、これをうけて翌六年一月大谷村を管轄していた小田県から「村祈祷・家祈祷・年神祭ト唱へ、神前ニ於テ仏経ヲ誦シ、守護ノ札ヲ頒布シ、或ハ病人ノ平癒ト唱へ、神仏混淆ノ所業ヲ以テ愚民ヲ眩惑シ、酒飯布施ヲ貪ルノ輩^⑨」を取り締まる触達が発せられ、同年二月には「梓巫・市子ナラビニ愚祈禱・狐下ゲナドト相唱へ、占イ・口寄せ等之所業ヲ以テ、人民ヲ眩惑セシメ候義、自今一切廃セラレ候^⑩」と通達されている。

金光大神がこれまでなしてきた宗教行為は、世間からは、しばしば修験者、梓巫等のそれと同等にみられてきた。いやそれ以上に、「金神の所へ参ると、人は狐や狸の所へ参る様に言はうが、馬鹿になりて信心をせい^⑪」、「金光大神も狐狸と言はれた時節もあつたが^⑫」とみずから信者に語りもした如く、狐狸の所業とみられることも少なくなかつた。したがって、文明開化論の糾弾をいち早く被るべき立場にあつた。

金光大神はかかる思潮の中で、一方では「世が開けると言うけい(言うけれど)、開けるのでなし。めげる(壊れる)のぞ^⑬」と開化批判の旗幟を次第に鮮明化しつつあつた。と同時に、実践論理の構築もしくは再構成という形で、被抑圧状況の克服をはかるという特筆するに足る動きを示した。

すなわち、明治五年七月、「金光大神、『拝む』と言うな。『お願い届けいたしてあげましよう』と申してよし（申すがよい）。『願う氏子の心で頼めい』と（信者に）申して聞かせい。わが心におかげはあり」と神は金光大神に知らせた。これまで金光大神が願い主に代わって祈念していたのをやめて、願い主自身が神に願うよう仕向けたのである。もとよりこれは、客観的契機としては金光大神が修験者との類似行為を禁止された状況に対応するためであったが、主体的課題としては状況対応の域を越えて金光大神の信心自体の展開を意図するものであったし、また結果するものであった。

この神の知らせは何よりも「祈祷」のもつ呪縛性からの信者の自立を要請した。信者は、従来多く金光大神の神秘的な祈祷力をたのみに参詣していたし、彼等にとつての神は、したがって祈祷の対象たる神にとどまっていた。「神との交わりの場」は、神と金光大神の両者の間に創出されるにとどまった。そこに祈祷なるものの限界性があつた。前記の神の知らせは、その限界性を突破するべく命じたものであつた。しかし、祈祷性の克服には、それを支える信仰的拠り所が呈示されねばならない。その新しい拠り所として、この時点で創出された思想が、「わが心におかげはあり」であつた。それによつて、「神との交わりの場」は、神と金光大神と新たに願う氏子の「心」が加わつて醸成されることになる。それ故、「わが心」は、心に無限の可能性を信じ、現状肯定の上に立つて心の在りように問題解決を託そうとするところの、近世末期を風靡した唯心論的な「心」とは異なつて、神の前に信仰主体として立つことを第一義とする。神の前に確たる信仰主体となることによつて、呪縛からの解放と、被抑圧状況の変革が志向され得る。金光大神は信者に対して「神様から御蔭が出ると思はずに、信心から御蔭が出ると思つて、信心の辛抱を強くせよ」とも教えて、生きて向かうべき方向を指示した。外来の高邁な普遍性を掲げて、祈祷性の追放を指示した啓蒙思想と、その指示を契機として体験的、教義的アプローチを通してみずからなりの祈祷性からの自立の途を捻出した土着の金光大神の思想とは、思想の立場、根拠、方向において著しい懸隔があつた。

次いで戸籍編成に関する問題にふれてみよう。

戸籍編成の基本的ねらいは、開化政策の一として何よりも統一的権力機構と国力増強のための人民把握にあったのもよりであるが、官僚制統治機構の上下貫通体制が整備されてきたこの段階では、とりわけ「政治社会の水平化と日常社会における国家機構の有用性の題示」^⑩という、いわば横の支配体制確立に資するよう画策された。それ故、上下貫通の必要上極力官僚的処理を旨としてきた支配体制も、戸籍をもつての支配をはかる段階に入って、再び村民の日常生活に精通した人材を登用し、日常性を考慮に入れた処理を折り込まざるをえなくなった。明治五年二月朔日新戸籍法が制定され、その翌日、村の有力者川手堰が戸長に、小野慎一郎が戸長副に任命された理由の一端もそこにあった。大谷村では、すぐさま戸籍編成が開始され、金光大神の家でも、数日後、家族の年齢、出生年月日等を自記して提出せしめられた。^⑪

戸籍編成のことは、金光大神にもいくつか関連した紛議を惹起した。

その一つは、戸籍取調べに関する氏神社の認定と、氏子守札を村民に授与する氏神社神官選定の問題である。大谷村村民は、判頭以下全員結束して、隣村出身の神官原田弥九郎を忌避し、その代りにすでに神主職を失っていた金光大神も含めて、ともかく村内出身者を社人に選定するよう要請していた。^⑫「人民御改之義も神官相究り候迄は御用捨下さるべく候」と、戸籍の編成にからませて強硬な意見も申し立て、幾多の曲折を経て約一か月後、戸長等の強力な収拾策で打ち切られるまで村内の騒動は続いた。^⑬

その二つは、金光大神の処遇の問題である。金光大神の戸籍記載法の問題、金神社山林の上知にともない金光大神が運上山に立ち入る形となっていることの申し開き、その山林の利用についての申し立て等、金光大神が神職を廃せられたことに起因する種々の厄介な問題が、戸籍調査の段階で表面化してきたのである。戸長副の小野慎一郎は、庄屋時代には熟談扱い、内済で処理できたものが、今や官僚機構の一端を担わされることになった立場上、公式的処理と内済と

の間を揺れ動き、その間の齟齬を埋める役目をいやおうなく負荷させられることとなった。政治機構、施策の変遷は、村の為政者をして、金光大神の存在を問題視せしめることとなった。明治五年前半の戸長副が記し留めた公用日誌は、あたかも金光大神関係の問題処理記録の如き観を呈している。

以上の如き祈禱行為による問題性と戸籍編成に関する問題性の累積が、遂に表層にまで噴出したのが、明治六年二月の川手堰戸長による金光大神の神前撤去の命令である。金光大神は、厨子、神前の裝飾具の取片づけを命じられると共に、一切の宗教行為を禁止され、奥の部屋に蟄居することを余儀なくさせられた。戸長がかかる挙に出た直接の契機は、明治四年五月の太政官布告を受けて、小田県が五年十一月に発した「従来之神官杜家総テ相廢」すとの布達であったといわれる。しかしそこには、大いに戸長の政治的判断が介在していた。

戸長は、明治五年四月をもって、単なる戸籍編成の担当者たる立場から、行政執行の末端機関へと立場が転移せしめられた。またその身分は、地方によっては準官吏の扱いを受けるなどまちまちであるため、明治六年十二月太政官達をもって、その身分を「一般人民の取扱いに致すべく、此旨相達し候事。但し順次は、区長戸長士族平民と相心得べき事」とされたが、翌年には再び準官吏の扱いになるなど始終動揺していた。従来の村役人に比べると行政府寄りの立場にはあったが、いわば「半官半民」であるが故にかえって振幅が激しかったのである。また、一片の布達にもその時々で施行が極めて厳格に要求されるものと緩やかなものがあった。末端では上層部の意向をしばしばはかりかねていた。そうした事情の錯綜した結果、さきの十一月の布達と金光大神の布教差止めとは必ずしも短絡でさえないにもかかわらず、戸長はみずからの判断で、敢て差止め方を厳命する挙に出たと思われる。

金光大神は命令に従って、神前を一切片づけ、神務から退いた。さながら廢屋に住まう体の金光大神に対して、神は「力落さず、休息いたせ」と慰撫するのであった。それは、後に戸長がみずからの措置の行過ぎを認めて、旧来どおり

の神前奉仕を内達してくるまでの三十日間続いた。

しかしその間は、結果的には、信壇の面においても、教義形成の面においても、画期的な期間となった。すなわち、金光大神は、「酉の歳一才」と自身の生まれかわりを表明し、また後の金光教の要諦とせられる「天地書附」の素形を案出し、信仰の教義的検討がこれを契機にすすめられていくこととなった。

一方、「政治」に対する態度としても、一つの核心的な表明がみられた。すなわち、金光大神は、この一連の事件の結末を、「お上へ出ても実意をたてぬき候。以上。」と結んでいる。そこでこのことばの意味、そしてそれが事件の結語として掲げられたことの意味を次に探ってみよう。

かえりみて金光大神は、お上が中央集権化をめざす近代天皇制国家として人々の前に立ち現われて以来、これまで何度もお上と接してきたし、できるかぎりの実意を尽くしてきた。また、その強力な権力の統体に対してしばしば批判もし、性格を厳しく見究めたこともあった。しかし「お上へ出ても」なることばには、そうした総じて被抑圧者の側面からの対応とは異なる強い意志の動きが背後に看取される。つまり、一人間として、一信仰主体として、お上に対峙したことを含意している。そしてそれは、金光大神が最大の使命と思念してきた神前奉仕が禁止されたこと、神の言によれば、最大の責務を退いて「休息いた」したことによって、一切無の立場に居直りの自己を据えたことによって可能となった、いわば失うことを恐れる何物もなくなったときに湧出する絶対的な強さによるものであろう。

では、「実意をたてぬき候」とはいかなることか。語義上からは「実意をたてぬく」とは、「置かれた状況と相手に対して可能なかぎり行き届いた配慮を行ないながら、自己の内発的な倫理的ないし信仰的エートスを貫きとおすこと」と規定してよいであろう。^⑨ その場合、金光大神が貫くことを意志したエートスとは何か。またそれを貫くことが何を結果するか。それを把握するためには、一度元へもどって、この事件の記述の中から、金光大神および戸長の言を聴かねばならぬであろう。

一連の事件の過程で、金光大神は、神前奉仕再開に当たって金光大神の身代りに立つことも辞さないと申し出た信者に、「私も、氏子助けに出るからは、あなたへごやかいかけては相すみません」と伝えていた。一方、当の戸長は、後に前言を撤回して、「人がまいりても、拜んでやらんと、みな力落して帰ると聞き。悪いことせんのじゃから、人の助かること（じゃから）」と、金光大神に再び神前奉仕を始めることを促している。金光大神が、堅持すべき無二の内容、形式と思念していた「神前奉仕」を禁制され、一切の行為を「休息」したとき、そこに信仰の核心、いわば信仰のほんねとして悟得されたのが、右の「氏子助け」なることばに集約される内容であった。思うに、神前奉仕と氏子助けとは、重複する部面があると共に相異なる部面がある。前者にとっては、お上は抑圧者であり邪魔者たることを免れないが、後者の願いからすれば、お上もまた信仰に内包されるべき対象である。お上自体の助かりが、信仰の問題として取り組まれるべき課題である。神前奉仕再開を促す戸長の内々の口達に対して、金光大神が、歎喜している家族をよしとどめるように、「私は内々ではいたしません。お上様、お役場へご心配かけては相すみません」と、神前奉仕に必ずしも固執せず、かえってお上をかえりみる余裕すらみせたのも、それ故であろう。かくて、みずからの信仰の核心、もしくはエートスを明確にしてそれを信仰的に貫くことが、政治に対しては、それを相対化しうる根底の獲得を可能ならしめる。神前撤去の事件は、極限的な信仰抑圧の中から、信仰というものの、信仰と政治との関りを金光大神に発見せしめたのであった。

四、政治・社会に対する金光大神の態度と思想

前節までにおいては、維新期の政治の動向と、それに対する金光大神の対応の仕方を、時期的に区分して歴史的に考究してきた。ここでは、前節までのいわば縦割りの考察を幾分整理しつつ、政治・社会をめぐる金光大神の思想という

観点から問題を整理し、もって本稿を終わることとする。

(一) 維新期に入ると金光大神は、幕末期とは異なる政治状況下におかれる。それは「お上」の直接支配という事態であり、従来中間に庄屋をはじめとする緩衝層が存在した時期と違って、民衆は直接権力の抑圧にさらされる。しかもその権力は、近代国家樹立というナショナルな要求をもち、先進国文明の優越性を自己に占有し、それを普遍化しようとするところから、わが国の諸々の伝統や民衆の意識への顧慮を欠いた一方的な上からの地ならしという性格を帯びていた。幕末期の政策が信仰に対して、いわば妨害的であったのに対し、維新期のそれは禁圧的であった。時期的に細分して言えば、主として明治二年までは村落共同体祭祀に対する物的規制、三、四年は全国神社・神官に対する資格的規制、五年以降は信仰に対する思想的規制として作用した。

(二) そうした政治との拮抗を通して、維新期における金光大神の思想は、何よりも社会認識において転回をみた。幕藩体制の崩壊から維新政府確立にいたる間の価値転換、体制転換はまことに急激であった。昨日の為政者が今日の国賊に、善が不善に、真が偽に百八十度の転換をとげるさまを、金光大神は明治四年、「なにかのこと、淵が瀬になり瀬は淵となり」とも「備中逆川と、元昔より申し、水が逆しに流れるようになり」とも表現した。

次いで明治五年になると、「世の狂いになり」という新たな実態認識が出現してくる。もともと幕末期の金光大神の布教にとっては、「世間になんぼうも難儀な氏子あり」という認識が出発点であった。そしてその難儀は、当時の社会の倫理基盤であった通俗道徳からすれば、難儀な本人や家族の怠惰、浪費、不摂生等、総じて個人の生活ぶりに責任が帰せられるはずのものであった。けれども維新期に入って政情不安や制度・風俗の根本的改変等、相次ぐ上からの地ならしによって民衆が抑圧され、生活の抛り所を失い、暴動を起こし、人心が荒廃したさまを受けとめたとき、それは金光大神にとって、単に一部ないしは大多数の難儀な個人に責めが転嫁されうる問題ではなく、まさに世の動向そのものの「狂い」と呼ばれるべき事態であった。

さらに、明治五年後半からは、「世はかわりもの」⁸⁵という社会認識が現出する。それは世の激変の實際を把握するのとは異なって、世の動き方を長期的な眼で把握したということであり、世をある意味で対象化して認識することが可能になったことを意味する。しらずしらずのうちに政治や社会の動向を絶対化してそれに自己の行動を追従させがちな姿勢を退け、政治・社会の相対視の上に立って、そのためかえって政治・社会との関連を冷静に見究めつつ自己の主体的な生き方を可能ならしめる認識であった。

(三) 右の如き社会認識に立って、金光大神は政治・社会に対していかなる信仰的対応を示したであろうか。

(i) 金光大神の信仰的対応は、まず第一に日常の行為実践の面で反社会価値的志向を強く打ち出した。日常の行動について、『覚』の記載によれば、金光大神は家族に対して例えば次の如き指示を与えた。

祝い・祭り、人なみにするにおよばず。(146頁)

衣類、諸事の物、むたいに買うな。買うてよき物は神が買うてやる。(147頁)

物見聴聞のこと、むたいにとび出な。時の見合せでまいれ。(148頁)

右にみられるように、維新时期における金光大神の日常行為は、行為の底に何らかの形で、社会というものを強く意識している。一見して単に日常の具体的事項についての平板な指示のようにみえても、その指示の基底にあるのは、いわゆる勤勉、儉約、節制、善行などといった旧来の社会規範ではなくて、むしろ世間的な流行、関心事、慣習、時には社会規範そのものに盲従しないという姿勢であることに留意する必要がある。その姿勢は、次の如き指示に、一層よく現われている。

娘縁談ごと、たとえ三十になりても、いかず後家と言われても、苦しゅうなし。人の言うこと、苦世話にすな。
めいめい考えい。(139頁)

世間のこと言うな。(172頁)

ここでは、日常行為の諸領域で、たえず世間一般の物の見方、価値基準を拒絶しようとする思想がみられる。これは幕末期までの金光大神には認めがたい、一つの顕著な特色である。

(ii) そうした大きな転回にもかかわらず、第二に明治期の金光大神においては、その転回の原点は、あくまで神への求心的な志向にあったことを忘れてはならない。政治・社会の仕組みや動向が問題になればなるほど、一層幅と深さを加えて神に向かうことになる。前述の反社会価値志向もこの神へ向かう求心志向の逆表現とさえいえよう。

何事も法どおりにはさせず、神のさし、ず、いたす。(『覚』¹⁴²頁)

何事あつても人をたのむことすな。よしあししことも、神まかせに、いたせい。(同¹⁵⁰頁)

政治・社会のもたらず状況に直接的に反応する形において対政治、対社会対応が形成せられるのでなくて、諸状況のせまりを求心的な一途な神への志向へと一たび曲折させ、その視座からとらえなおすことによって、政治・社会への対応姿勢が創出されているのである。

(iii) では、そうした対応姿勢が、具体的には自身や家族への心がまえの指示として現出する意味は何か。それは一見社会的にさえみえるのであるが、金光大神の立場からすれば、優れて対社会的意味合いをもつ行為であつたろう。すなわち、先に記した社会の実情認識、相対化認識によって社会を問題化する契機を得た金光大神が、究極の抛り所として一層神を志向するとき、問題意識に上つたのが擬似社会としての家庭の存在であつたろう。それはしばしば、社会の代替物的存在なるが故に社会全体の問題性を直視することを妨げてきたし、他方で、しばしば安易な相互依存の場なるが故に、究極の抛り所を神に置くことを忘れさせてきた。そうした家庭のもつ桎梏が、今や取り組まれねばならぬ課題であり、それに取り組むことが、かえって政治・社会に対する、より根源的な課題化意識にもとづく問題の担い方であつたといえよう。

(iv) 次に維新时期における金光大神は、社会的権威に対する平人主義とでも呼べる思想を抱いていた。

幕末期までの金光大神は、社会的に公認された資格について、「只、(お上の)法度に協ふ丈けになり居れば、それによるし。上へ出やうとすな^{⑧)}」とて、最小限の要求をもつにとどめていた。それでも、文久年間に信者であった万蔵の斡旋によって得たといわれる児島尊滝院の山伏補任状、同じく松本与次右衛門の斡旋による京都吉田家の「四組木綿襷懸用」の許状、元治元年金光大神が代人を立てて入手した京都白川家の風折・浄衣・白差袴の着用並びに神拜式の許状、慶応三年の白川家の神職補任状と、その時々々の状況に合わせて公認布教資格の取得にかなり手だてを講じているところがあった。しかしこれらの許状も強制的に取上げられ、あるいは失効して、明治四年以降の金光大神は終生無資格であった。もっとも、維新时期になつての金光大神は、既述の如く氏神社の神官になることも、後に教導職に就くことも容易にできたが、それをいさぎよしとしなかつた。

このように社会的、公的な権威と自己とを敢て連結しない態度、換言すれば平人に徹する態度は、明治期になつて金光大神が終始貫いた態度である。明治六年八月の「金光大神は平人なりともひれい(威徳が)^{⑨)}」との神の言は、社会的権威にたよらなくても、世に神意を顕現する金光大神を、神が誇りとも喜びともしたことばと解される。

(v) 最後に、明治期の金光大神においては、危機的状況が教義的検討を伴つた新しい思想内容の醸成という形において超克されていることに注目しておきたい。すなわち危機状況に遭遇した際、その超克は単に危機状況に対する反対状況の設定や、対応策の提示にとどまらず、そういう状況に対する徹しい批判の眼と、逆に弾力的な受容の姿勢とによって、自己の立ち所に対する根源的な検討と新しい教義内容の創造にまで至つた。さきにふれた、金光大神現から生神金光大神への改号、「拜む」ことから「わが心におかげはあり」への移行、天地書附の成立等がそれであり、特に明治六年十月十日の神伝は、神観、人間観、救済観等を右の如き意味合いにおいて呈示したものと見て注目される。

その際の新しい教義的内容の展開には、共通した一つの特徴的なパターンがみられる。それは既に断片的にはふれてきたところであるが、以下に示す「神国」の観念にも明確にうかがうことができる。すなわち、維新时期になつて金光大

神は、理想とする社会について「もとの神代に帰るのぞ」と復古的な願望を表明した。しかし、それはもとより維新政府による天皇制的復古とは無縁なものであって、「今の世は折角りくつの世や。人が人を助けて居る所だけは神国やおが」と述べた如く、人知才覚におぼれた社会の中で、人を助ける働きがかるうじて存在している、その働きの充溢した国——神国を再生させることを意味するものであった。そこには、在来の観念や行為の本来の意味を信仰の立場から適及的に再発見するという形において、社会通有の思想とは立場や方向の異なる革新的内容を打ち出すという曲折した論理志向がみられる。それは論理的思考に疎遠な民衆の一人として当然な営為であったばかりでなく、そのため形成せられた思想は、広く民衆の中へ力をもって浸透することを得た。またそれなるが故に、人々の真の内容理解を得ることも難く、巧みな国家施策に利用せられ変質する可能性も少なくなかった。

(教学研究所所員)

注

- ① 『金光大神覚』(以下「覚」と略す) 一二七頁。
- ② 例えば、神社の授けた木札等には、しばしばこうした祈願句がみられる。
- ③ 高橋富枝所伝『研究資料金光大神言行録』(以下「言行録」と略す) 第三卷一―二八三。これは「児島の法印」と名乗る男が、高橋富枝師を詰問したことばである。
- ④ 「覚」に「九月末に、年号かわり、聞き、明治元戊辰」と記述されている。一二七頁。
- ⑤ 「覚」一二六頁。
- ⑥ 遠山茂樹、岩波全書『明治維新』二三一頁。
- ⑦ これは、例えば大政奉還、王政復古が「ええじゃないか」の
- 狂乱の中で遂行されたことを思い起こせば容易に推察し得よう。
- ⑧ 深谷克己『岩波日本歴史Ⅱ』(一九七六年刊)「百姓一揆」一〇四頁。
- ⑨ 金光教教学研究所蔵、小野家文書中の、藩役所からの触達を中心に書き留めた『永代御用記』慶応三年三月の項に「今度備前守様格別之御懇親、御取繕、非常之節ハ、諸事御一領同様御依頼ニ相成候間、此段為心得相達置候」との記載がある。
- ⑩ 永山卯三郎『岡山県通史』下巻一〇〇三頁。
- ⑪ 前掲『永代御用記』慶応四年六月の項。
- ⑫ 藤田省三『天皇制国家の支配原理』七七頁。
- ⑬ 『永代御用記』明治二年正月の項。
- ⑭ 太政官達。藤田省三前掲書七六頁参照。一部読み下しは筆者。

- ⑮ 『永代御用記』明治二年正月の項。なお目安箱は、怨恨や中傷の手段となる弊書を生じたため、翌年には早くも廃止された。
- ⑯ 田中彰「維新政権論」『講座日本史』第五卷一七〇頁。
- ⑰ 金光町寂光院所蔵、寂光院文書中の「諸用録」慶応四年四月の項。
- ⑱ 『永代御用記』には、最初の頃はこの件について記載がなく、庄屋は単に寂光院への達書として処理したものと思われる。なお明治元年十月の達書については、『永世御用記』（『永代御用記』は慶応四年八月より『永世御用記』と改題された。）に、「寂光院へ御達書内抜写、先般従、朝廷被_レ仰出_レ候趣も有_レ之候ニ付云々」と記されている。
- ⑲ 『永世御用記』慶応四年八月の項。
- ⑳ 同右、明治元年十月の項。
- ㉑ 同右、明治元年十二月の項。
- ㉒ 同右、明治二年七月の項。
- ㉓ 同右、明治二年八月の項。読み下しは筆者。
- ㉔ 同右。読み下しは筆者。
- ㉕ 同右、明治二年八月の項。
- ㉖ 八木栄太郎写本『金光教祖様御履歴畧輯』によると、明治二年六月十五日付で金光大神は浅尾藩社寺局より「大谷村須恵村鎮座神社神体改メ委員」を仰せつけられている。
- ㉗ 寂光院文書『御一新ニ付構神社御内命有之書上帳』に左のとおり記載されている。
- ⑳ 右先般復飾之上願之通秘に神職被_レ仰付、難_レ有仕合ニ奉_レ存候。然ル所其後及_ニ病発、神動難_レ出来ニ付、奉_ニ歎願_一候通神動相止可_レ申段御聞濟被_ニ仰付_一候ニ付而ハ、以来同村神職金光河内は相譲リ申度奉_レ存候間、何卒願之通御聞濟被_ニ為_一下_レ候ハ、難_レ有奉_レ存候、以上。
- 明治二巳七月 大谷村 三宅善太
社寺司御役所
右金光河内之義御内命有_レ之出願候事
- ㉘ 『永世御用記』明治二年九月の項。原文は漢文体、読み下しは筆者。「原田役郎」とあるのは、原田弥九郎のこと。天保十四年に須恵村（現金光町）に生まれ、明治二年養父同村神職原田對馬の跡を相続した。
- ㉙ 『覚』一二七頁。なお、従来『覚』中の「神号かえ」（二二六頁）の記述の意味が、「金光大権現」から「生神金光大神」への改号のみを指すものとされてきた。しかし、「金乃神大明神」の大明神号が以後記載されなくなることも、関連して考えてみる要があるう。
- ㉚ 齋藤精一所伝『言行録』第二卷九六六。
- ㉛ 『覚』の記述においても、他の場合には新たな神号が信仰内容に依りて許される、つまり「お許し」であるのに対して、この時だけは「神号かえ」と仰せつけられ候」と記述されているのも、その違いを示すものであろう。
- ㉜ 『覚』四六〜八頁。なお、この事跡については、福嶋義次

- 「一乃弟子もらい、金神と天照皇大神との問答」(紀要『金光教学』第一〇号)に、詳細に考察されている。
- ③④ このような信念内容にもとづき、「金光大権現」を改号するにあたって「生神金光大神」と改められたものと推察される。
- ③④ 『覚』一二八頁。
- ③⑤ 田中彰、前掲論文一七〇頁。
- ③⑥ 藤田省三、前掲書七二～三頁。『永世御用記』にも明治二年八月の項に、百官の官位が廃せられた旨、記載がある。
- ③⑦ 小野家文書『神社関係書類』明治三年の項。
- ③⑧ 明治四年五月十四日「太政官布告」参照。
- ③⑨ 藤井きよの所伝『言行録』第五卷二六四五。
- ④⑩ 山形春蔵所伝『言行録』第三卷一七六八。
- ④⑪ 明治三年七月、山形藩知事大原重徳が岩倉具視に宛てた手紙文。藤田省三、前掲書一〇四頁より引用。筆者において読み下した。
- ④⑫ 同右、一〇四頁。
- ④⑬ 『覚』一三八頁。
- ④⑭ 同右、一三四～六頁。
- ④⑮ 同右、一三八頁。
- ④⑯ 同右、一四三頁。
- ④⑰ 和辻哲郎「人間の学としての倫理学」『和辻哲郎全集』第九卷、二一～八頁。
- ④⑱ 『覚』一三八～九頁。
- ④⑲ 『覚』一四二頁。
- ④⑳ 千田瀨喜所伝『言行録』第五卷二四六七。伝承の時期は、神社組織化が進行中の時期から数年後かと思われる。
- ⑤① 遠山茂樹、前掲書、二五八頁。
- ⑤② 宮田登『生き神信仰』四一～〇九頁。
- ⑤③ 『永代御用記』慶応四年正月の項。読み下しは筆者。
- ⑤④ 「天子」「天皇」という用語は、いずれも金光大神の教誨の中で、数えるほどしか使われていない。また、資料が自記したもののほか聞き書によっているため、両者の区別に関して、ある程度の不確かさは免れがたい。
- ⑤⑤ 荻原豊松所伝『言行録』第一卷五一四。
- ⑤⑥ 市村光五郎所伝『言行録』第一卷一四五。
- ⑤⑦ 山本定次郎所伝『言行録』第三卷一八〇三。ほかに「年貢を納めるのも、村役場へ納める様に思ふが、違いなり。皆、天皇様の御恩なるぞ」(島村八太郎所伝『言行録』第二卷二一六九)といった伝承もある。
- ⑤⑧ 小林財三郎所伝『言行録』第四卷二二二九。
- ⑤⑨ 佐藤金造「金光教沿革略史」『大教新報』明治四十年一月二十二日号。
- ⑥⑩ 金光大神は、明治五年八月の、神官を悉く教導職に補すとの触達によって、願い出さずれば容易に教導職の資格を取得できたのであった。
- ⑥⑪ 福沢諭吉「学問のすすめ」『現代日本思想大系』第二卷一八

三頁。

⑥2 大谷村における徴兵の実際については、齋藤東洋男「明治前期大谷村における徴兵について」紀要『金光教学』第十二号を参照されたい。

⑥3 小田県触達第二十号。

⑥4 小田県達第二十五号。読み下しは筆者。

⑥5 松本太七所伝『言行録』第三卷一七一六。

⑥6 青井サキ所伝『言行録』第一卷一〇。

⑥7 市村光五郎所伝『言行録』第一卷一九〇。ただし、この金光大神の教語自体は、ずっと後年のものである。

⑥8 『覚』一四四～五頁。

⑥9 津川治雄所伝『言行録』第三卷一四七三。

⑦0 藤田省三、前掲書七七～八頁。

⑦1 『覚』一四三頁。

⑦2 小野家文書『小野慎一郎日誌』明治五年二月の項に、「(兵神社神官) 当村ニテ(川手) 保平に願取呉レ度ク申シ出。其ノ外金光或ハ外俗人ニテモ当村ニ社人出来候ハ、申分之レ無キ哉如何」と戸長副が村民に問いただしたところ、村民がそれで結構だと応答した旨、記されている。

⑦3 同右、明治五年二月の項。

⑦4 右にあげた『小野慎一郎日誌』のこと。

⑦5 『覚』一五〇～五頁。この事跡については、沢田重信「信心・布教・政治」(紀要『金光教学』第九号) および福嶋義次「維新时期

における金光大神の視座」(紀要『金光教学』第十二号) で詳述されている。本稿では、それらの諸研究をふまえて、政治との関係を中心視点に据え、歴史的限定を厳しく施していくよう試みた。

⑦6 橋本真雄「出社の成立とその展開(上)」紀要『金光教学』第四号六九頁。

⑦7 大谷村は明治五年二月に、隣の須恵村とあわせて元浅尾県第五区となり、同年四月以降には、この区制と戸長制とが、行政区画としての区(小区)と執行機関としての戸長制に定着し、庄屋等の村役人の呼称は廃止せられた。

⑦8 例えば寂光院文書中の川手堰が寂光院に宛てた文書に、寺院の苗字につき、「先般御布告相成居候処、今以御届不_二申上_一候処、只今嚴敷御沙汰相成候」といった文言が記されている。

⑦9 拙論「近世後期大谷村の社会・経済状況について」(紀要『金光教学』第十四号五一頁)において、実意丁寧について同様な一応の概念規定を行なっておいた。

⑧0 『覚』一五五頁。

⑧1 同右、一五四頁。

⑧2 同右、一五三頁。

⑧3 同右、一三八頁。

⑧4 当時の通俗道徳の中身、性格、意義については安丸良夫「日本の近代化と民衆思想」の優れた研究がある。

⑧5 『覚』一四五頁。

⑧6 金光救雄所伝『言行録』第二卷七六一。

- ⑧7 『覚』一五九頁。
- ⑧8 同右、一六一頁。
- ⑧9 秋山キヌ所伝、塩飽きよを通して聞いたもの。『言行録』第一卷三九。
- ⑨0 光谷要次郎所伝『言行録』第五卷二八五二。

修験者との折衝過程に関する一考察

— 尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析 —

早 川 公 明

はじめに

これまで教祖と修験者との折衝過程については、修験者達の言動が教祖の布教に対する既成宗教側からの迫害行為、すなわち「亡状」として捉えられ、一方に泰然として聊かもそれに動ぜず、幕府の厳しい宗教統制下において、忍従を余儀なくさせられながら、時節の到来を静かに待つ教祖の姿勢が対置されて論じられる傾向があった。^① こうした論調には、次に述べるような二つの視点が、その底に潜んでいるように思われる。

- (イ) お上の厳しい宗教統制という一般的政教（政治と宗教）関係をことさら重視して、この過程を見ている。
- (ロ) およそ教祖とはかくあるべきもの、という先取りされた一定の理想像に照らして、この過程での教祖の対応姿勢をみている。

これらが相互補完的に作用して、先のような論調を導き出しているように思われるわけであるが、確かにこのような視点で修験道関係の資料にあたれば、修験者達の「亡状」としての面が強く印象づけられ、従って教祖の忍従のいかほ

どであったかが一段と強調される結果となる。

しかし、近年の歴史研究によれば、近世幕藩権力は、寺請制や寺院本末制によって、いわゆる菩提寺としての仏教寺院を強力に規制したものの、他の面ではおおむね地域社会の自由を委ねていた、という指摘がなされている。^②また、その宗教行政は、消極的かつ慣例的政策をもってなされたので、特に封建体制の土台が崩壊しはじめていた近世末期においては、政治権力による規制もストリートには地域社会の隅々にまで届かず、むしろ地域社会の実情によっては、民衆の側での自発的営為が生みだされる余地が多分に存在した、とみなされなければならない。

このような指摘に基づいて修験者との折衝過程を考え、資料にあたる時、この折衝過程の中で、教祖の側が、修験者達の“亡状”に対し、単に忍従によって時節の到来を待ったとは言えず、むしろ内発的に両者の関係をつくるべき動きを示したものと浮上してくるのが、五流尊滝院の許状取得をめぐる問題である。この修験道の許状取得については、それに関して資料の伝えるところがまちまちで、考察が困難なこともあり、加えて従来のような視点では、それが、修験者達の“亡状”に対する単なる一時の便宜的手段としてのみ受け取られがちであったこともあって、これまであまり正面から取りあげて論じられることはなかった。むしろ、教祖の信仰の独自性を意識するあまり、こうした動きの究明が回避されていた傾きなしとしない。しかし、許状の取得といえ、たとえそれが便宜的手段であれ、公的な布教資格を獲得につながる問題として、以後の布教の在り方を考える上での一要点ともなるべき性質の問題である、といわねばならない。

そこで本稿では、以上の諸点を考慮に入れて、地域社会の宗教事情に即して、この折衝における両者の関係のあり様をより具体的、動態的に把握することを目指し、まず、修験道の許状取得から返却に至る過程の時期を考察していくことに焦点を据えて、そこでの種々の動きの意味を、状況の推移と関らせながら検討していくこととする。

修験者との折衝については、資料の上で時期的にはっきりした記述の認められるものに関する限り、文久二(一八)年三月下旬の小坂東(現淺口郡鴨方町)蓮行院外、計三人組の来訪がそのはじめである。この事件に関し、教祖自身、次のように書き留めている。

三月廿五日東小坂蓮行院き、三人組。神様品物とてかわり。^④

この小坂蓮行院との掛合い一件について、その考察をはじめる前に、まず本章では、文久二年当時の時代状況につき、教祖広前の様相と、修験者達の活動実態を概観しておきたい。

近世末期の地域社会において、当時の民衆が信仰の上に求めたものは、現実の生活に、より直接的な効力を示す現世利益であり、そうした民衆の求めに応じていたものに、いわゆる民間信仰の領域で活躍した諸祈祷者群、とりわけ幕府の宗教政策が形式主義に墮してきた間隙に乗じて各地に輩出した流行神的祈祷者がいたことは、これまでしばしば論じられてきたところである。^⑤

安政六(一八)年十月二十一日の神伝(立教神伝)によって、家業を廢し、布教に専従することになって以来、萬延(一八)・文久(一八)年間にかけての教祖広前も、まさしくこうした歴史状況下に出現した流行神信仰の一つとして、忌み恐るべき悪神の代表とされた金神を福神に転じて屋内に奉斎し、世間からは「大谷の金神様」と噂されて漸次その教勢を郡内一帯に伸ばしつつあった。ことに文久二年初頭の二・三カ月間にわたっては、広前の様相は一時急激な発行現象を呈

してきていた。

当時の参拝者の状況をおしはかるために、「願主歳書覚帳」の統計調査をみると、この年の年間記載実数一一一名のうち、半数近い四八名までが、初頭の三カ月間に集中し、わけても二月中旬から三月中旬にかけての期間がまさにピークを示していることがわかる。また「平白（幣帛）」、「長ちん（提燈）」などと、同帳に付記された箇所も、この頃に集中しており、当時参拝者がそうした物品類を供えたり、逆に教祖が篤信者にそうしたものを下げ渡したりするところが頻繁になされていた様子が察せられる。^⑧

しかも、この発行現象には、以下三点にわたって述べるような内実が備わっていた。

まず第一に入信者の大半が二・三十代の青壮年層であり、家族中の働き頭と目されるべき人々であったことである。^⑨それは、この発行が、単に遊興的な寺社参詣の気分によって支えられていたのではなく、一家をなして生きる道づけをひたすら求めていた当時の民衆の切実なる願望によって支えられていたことを物語っている。

次に、「病気を治すことになると、なんと上手なものじゃ」という一信者の独白が示すとおり、病氣平癒という靈験が、厳然として人々に示され、世間に「病氣治しの金神」という印象を強く与えていたことである。これまで教祖の信仰においては、とかくその教説に示される道理の面に比べて、こうした面は切り捨てて考えられがちであったが、医薬の未発達な当時においては、病苦こそが民衆にとっては当面の大なる不安であったのであり、それに応じ、彼等に生きる勇氣とエネルギーを創出させる働きを及ぼし続けてきたことは、積極的に評価されねばならない。当時の主なる入信者は、実にこうした病苦に対する安らぎの得られたことを、そのきっかけとしているのである。

第三に、そうした靈験に浴した信者の中に出社出現の動きが生じはじめていたことである。すなわち篤信者の中から布教に従おうとする者が現れてきたのである。斎藤重右衛門は、文久元（六）年八月十五日初参拝以来、同年九月二十五日「願主歳書覚帳」に記載され、暮から翌文久二年早々には既に布教を開始していたが、教祖広前のこの間の発行には、

彼の出社布教による笠岡方面での教勢の拡がりが大きく影響を及ぼしている。

このようにして、文久二年三月頃の教祖広前は、病氣治しの大谷金神として、急激な発行現象を呈すると共に、地域社会にあって、青壮年を中心とした相当数の固定信者層を、あるいは一部の布教者達を、次第に保有しはじめ、備中一帯に布教圏を拡張しつつあったのである。

一方、近世末期の地域社会にあって、こうした流行神的祈禱者達が出現する以前から、民間信仰の領域に、その験力を駆使してとり入っていた定着修験者達があった。彼等は村内の山麓に坊や堂を構え、時に固まって修験部落を形成し、地域住民の不安なる現実生活の指針を、卜占や託宣によって示すと共に、貧病争災等の不幸に直面した時には、種々の加持祈禱を行なって、庶民の現世利益的希求にに応じていたのである。とりわけ逆境や苦境等生活の挫折に追いやられた民衆の、主として治病・産育に関して彼等は必要とされていた。¹⁵⁾

教祖の住む大谷周辺はことに修験的な信仰地盤が強く、天台宗本山派に属したとはいえ、皇室直系と称して独自の組織機構を設け、その勢力を誇った修験道西国の一拠点児島五流¹⁶⁾の配下の修験者を中心とした大小二十前後の院坊が、大谷近在の松井谷や小坂東に集中して存在していた。

これらの修験者達は、その宗教活動として、入峰修行や、日常の禁忌・精進潔斎等の験力獲得のための身心鍛錬、山中行者堂の祭り(二十三夜祭)・庚申や客人神の祭り・部落荒神祭・護摩供養などの定期的な祈禱祭祀行事を行なうと共に、地域住民との間に講組織を設け、仏教寺院とは別の師檀関係を結んで、彼等に対し、配札活動や正月祈禱・家祈禱を行なった。¹⁷⁾ また、依頼に応じて病魔降伏の祈禱・安産祈禱・勢祈禱・金神除けや金神封じ・日柄方位の鑑定等も活発に行なっていた。彼等各修験者間には多少の身分差はあったが、定着修験者としては中堅的な地位にあったようであり、地域社会にあって以上のような諸祈禱活動に従事するのを専らとし、時に寺子屋を経営したり、薬を配ったりして、村の教育・医療活動にたずさわる者もあった。いずれにしても、この地方においては、近世を通じて、そうした定着修験

者達が地域住民の現世利益面での欲求に幅広く応じ、修験道の信仰様式が、この地方における民間信仰の諸領域に浸透し、その教説や禁忌がそのまま地域の風習として根づいていたことは確かである。先に触れた如く、その激しい祟りを除けたり封じ込めたりするためには彼等の祈禱を受けねばならぬとされた、いわゆる悪神としての金神信仰も、そのようにしてこの備中地方に根づかしめられていた特徴的な信仰習俗であったわけである。^⑩

なおここで注目すべきは、彼等定着修験者達も、講組織によって固定的な檀信徒層を保有していたことである。^⑪これら檀信徒の区域は各修験寺院間で分担されていたということであるから、松井小坂近辺の修験寺院を合わせ考えれば、備中地方一帯に相当数に及ぶ檀信徒層を保有し、広範な布教圏を得て、勢力を安定させていたのであった。従って、彼等が培ったそうした信仰的風土を媒介にして次第に台頭してきた教祖のごとき流行神的祈禱者は、それまでこの地方での現世利益的希求をほぼ独占的に請け負ってきた彼等にとってみれば、その筋からの正式な許可も得ずして祈禱活動を行なう「もぐり」の同業者であり、しかも外見上、彼等と同じ奉斎様式を整え、本来彼等が操作しうべき神仏を扱いはがら、教説の上に異説を唱える「異端」「亜流」であるうえに、加えてそれらが同一布教圏内で俄かに勢力を得て、彼等の檀信徒区域を脅かすという事態に立ち至っては、もはや放任しておくわけにはいかなかったと察せられる。

小坂東蓮行院は、^⑫こうした近在の定着修験の一つであり、この「大谷の金神発行」を聞きつけ、他の二名の修験者と連れだつて、文久二年三月二十五日、教祖広前に訪れたわけである。

以上、文久二年当初における教祖広前の様相と修験者達の活動実態を示して、この折衝の背後にあった状況の迫り具合を述べてきた。そこで、次章以下、修験者との折衝過程の究明に移るわけであるが、まず次章においては、冒頭に記した小坂蓮行院との折衝過程を、その職務上、両者の中間的な立場にあつて観察することができたと思われる大谷村庄屋小野四右衛門の日記（『文久二年小野四右衛門日記』）を中心に据え、他の関連資料を引用しながら追究していくこととする。

『小野四右衛門日記』によれば、前述の小坂蓮行院等三人組との折衝の一件は次の如くである。

- (イ) 廿四日(文久二年三月―筆者注)……留主え小坂蓮教院外貳人、文治義金神ヲ信心いたし候儀、差留呉度申出。夜。俾方文治ヲ呼、承糺候處、山伏申出候通り相違無之ニ付、敵敷差留置。
- (ロ) 廿五日……晚、蓮行院外貳人來、壇廻り受取度申出。実ハ此方へ預り呉候共致候ハバ宜敷、同人處へ差置候義ハ、不_三相成趣申出。彌十郎ヲ差添遣候處、文治モ速渡候様申候事ニ付、預り帰候由。
- (ハ) 六日(五月)……彌十郎來。文治と山伏一件、相濟候趣申出候得共、山伏帰りし後之届也。其外執計向不_レ宜、品ニ寄、追て蓮行院え掛合可_レ申義も可_レ有_レ之と申聞置候。
- (ニ) 十九日……飯後、東小坂蓮行院本学院義、先達而文治方相預候幕、幟、鏡、金幣、提燈、金燈籠等持參、正面焼払ニ可_レ致哉如何と相談有_レ之候ニ付、其趣致_三承知_二候。尤、不_三容易_二事故、上向ニ届可_レ申候間、御元方も御届可_レ被_レ成と申答置候。別紙品物書附書調袋ニ入有_レ之。

この小坂蓮行院等三人組との折衝過程については、これまで度々紹介されてきているので今^②い^②ち^②の^②説^②明^②は^②省^②き、筆者はここで、庄屋の立場に留意しながら、この折衝過程にみえる問題の性質の推移を追ってみたい。

まずはじめに、修験者達が文治(教祖)と折衝を始めるに先立って、村役人としての庄屋に訴え出ている点に注意しなければならぬ。すなわち、一般に幕藩体制下の村落社会にあっては、民政上の問題は村役人を介して「お上」に届けられていたことからすれば、ここでの修験者達の申し立てによって、教祖の神勤の問題が、村の公的な場にもちださ

れているわけである。

ところで「願主歳書覚帳」によって察せられる参拝者の状況からしても「文治義金神ヲ信心いたし候儀」につき、庄屋はずっと以前から充分承知していただろうと思う。それをこれまで放任していたのは、一つには教祖のこれまでの人生における村での勤勉実直な奉公ぶりが認められていたからでもあり、二つには、共に大峰参りをしたり、役所へ出仕したという個人的親交の故でもあろう。しかし一方には教祖の金神信仰が百姓の本分にふさわしからぬ行為として内心快く思われていなかったのも事実であった。²² つまるところ庄屋にとっては、村役人としての役目上、村内の秩序を維持することこそが第一義とされていたのであって、村内の秩序を乱さぬと判断される限りににおいて、面倒はなるべく避けるといった消極的な立場で、その金神信仰をみていたのではなからうか。しかし、このように修験者達に正面きって申し出られては、正式に問題にせざるを得なくさせられたわけであった。その立場からすれば、もとより百姓身分の者が、無資格で神勤をなすのは法の眼にかなわぬとして、教祖に対し「承札」の結果、「山伏申出候通り相違無_レ之」として「厳敷差留置」いたのである。

次に、その後において、修験者達が「壇廻り」の物品を持ち去るという挙に出てきたため、当初の問題であった無資格の神勤行為のことよりも、「壇廻り」の物品の処理・保管の審議へと問題が移行していつている点に注意しなければならぬ。修験者達にとってみれば、これらの物品は当時彼等の用いていた法具類とほぼ同様のものであったので、それを彼等の許可もなく取扱ひ、奉斎様式として整えていること自体が「不相成_二」として問題にされたわけである。ところが庄屋にとってみれば、このように執拗な修験者達の干渉が村内の一百姓に加えられることこそが、百姓の神勤の問題を越えて、その村内秩序の維持の上から問題になってきたのである。従って、物品を持ち去り、その上「焼払ニ可_レ致哉」と判断を迫る彼等の高飛車な態度に対しては、役人としての面目と威信にかけて、それを抑える必要があった。そこで「執計向不_レ宜」として容易に首肯せず、いざ村役人個人としての「内分」で事態が収拾できぬ場合は「上向」

に届け出て裁定を仰ごうとしたのであった。そして結果的には、物品の処置に関し、庄屋が保管するということでひとまず事態の収拾を見、「上向」へ届け出るには至らなかつたが、ここでも庄屋の立場は終始村内秩序の維持にあつたのであつて、村内の百姓が無資格で神勤をなすことを認めてのことではもちろんなかつた。

このように幕藩体制下においては、庄屋は、あくまで「役人」としての立場で、村政上のことにあたつたとして把握されなければならない。そして「お上」の村政に対する態度は、一般には村の自律・自治・「村方仕来」を重んじ、下より訴え出のない限り不問に付すといつたものであつたので、こうした農民の祈禱行為に関しても、その是非の決定は村役人の裁量に委ねられていた面が大きく、従つて黙認であろうと、村方から「お上」に届け出られない限りにおいて、神勤にたずさわることが可能であつたわけである。

とはいえ、この修験者達の干渉によつて、教祖の神勤行為は、その背後に「お上」を控えた村役人の公的な場において、その行為の是非を問われねばならないことになつた。その意味において、この修験者達との折衝は、単なる「亡状」として把握されるに留まらず、「仰せどおりに家業止めてお広前相勤め」（『金光大神覚』八三頁）る教祖が、その神勤行為に対し、庄屋を通してはじめて「お上」と対峙させられた事件として見据えられなければならないであろう。

○
 こうした事態に遭遇して後、この一件を調停すべき動きが教祖の周囲から起きてきている。それを『小野四右衛門日記』より抜き出して示すと、

(丙) 朔日（文久二年六月―筆者注）……柏島（現倉敷市玉島）萬藏来。文治、金神ヲ信仰いたし候儀ニ付、山伏ト御掛合ニ相成候義、私、心配仕、山伏方御役前、文治共、難波相成不申様仕度趣申出。

(己) 廿七日……柏島、萬藏来ル。右ハ文治義也。……

(ト) 廿九日 小坂蓮行院え彌十郎ヲ遣ス。尤法印留主中引取。……

すなわち、この年六月朔日になって「柏島の萬藏」なる人物が、庄屋を訪れ、「山伏方御役前、文治共、難洪相成不申様仕度趣」を申し出てきたというわけである。この柏島の萬藏なる人物について、詳細はなお不明であるが、思いあたる人物が『資料金光大神言行録』（以下『言行録』と略す）中、しかも五流尊滝院の許状取得に関して記述された資料に二箇所みうけられるので、それらを列記する。

(i) ……尊滝院の許状は、万吉なる玉島の世話好の人より受けて来てくれたり。……

（『言行録』三卷 一三五―高橋富枝所伝）

(ii) ……其後手續（五流尊滝院への――筆者注）をしたる玉島のもの来りて……

（『言行録』二卷 七五六―金光秋雄所伝）

この二つの資料によれば、庄屋の日記中の「萬藏」とは、「万吉なる玉島の世話好の人」「手續をしたる玉島のもの」のことであり、先の記述中にあつた「山伏方御役前、文治共、難洪相成不申様仕度趣」とは、この萬藏による五流尊滝院よりの許状斡旋の申し出であつたのではないかと思われるのである。そうだとすれば、先の庄屋の日記中(イ)の記述は、萬藏が、教祖のために尊滝院の許状を得た旨を庄屋に報告に来た時のものと考えられ、(ト)の記述は、そのことを庄屋から蓮行院に伝えた時のものと考えられる。更に憶測すれば、この月（六月十九日）、浅吉は、金四両を庄屋より一時借り受けているが、それは許状取得に關つて必要とされた金銭の工面であつたとも思われる。^②

いずれにしても、先に述べてきたような当時の緊迫した状況は、教祖一人の憂慮に留まらず、その靈験に浴した信者

達にも共通の憂慮として受け止められたが故に、彼等の中からまず当面の手だてとして、神動に対する資格を得ることが考えられたのだ、とみてよいのではないか。そういう事情によって、この時期すなわち文久二年六月中に、五流尊滝院の許状が取得されたのであり、さらに七月には吉田家よりの許状も取得されたのだと思われるのである。^⑧

このようにして修験道や吉田家の許状を得ることは、近世末期にあつては百姓身分のものが神動をなす上に考えられた一般的な方法であつた。前に触れた如く、寺檀制度と本末制度によつて民衆を直接把握する末端機構の一翼を担わされ、任免の手續きが国家的に制度化されていた既成仏教寺院とは違つて、神職の場合は、形式面では朝廷の神祇官の管掌とされ、実際上では吉田家及び白川家を取り扱い、寺社奉行も、社寺及び社寺領における民衆の訴訟審議を除いては、その叙位・任官・祭式・作法などにはあまり立ち入らなかつた。^⑨その上、許状を発行する神社の側でも、この時期には復古思想の流行による白川家の台頭に伴い、各自その勢力の伸長を競つて、比較的容易に許状を交付する傾向があつたのである。^⑩

また修験道は、仏教に属せしめられたとはいへ、組織機構面においては、それぞれ聖護院門跡(天台系)・三寶院門跡(真言系)を法頭に置き、そのもとで独自の教団機構を形成し、やはり任免の手續きは教団内に委ねられていた。^⑪従つて、ここでも天台系・真言系それぞれ勢力を争つて各自傘下の修験者を増大させようと考えていたのであつた。その上、近世末期には幕藩体制の動揺に伴つて、幕府の宗教統制力そのものが弱まっていたので、これらの教団から許状を得て、祈禱や神動にたずさわる者が、民衆の中からも多数輩出していたのである。特に修験道は、民間信仰領域に広く浸透していたので、民間祈禱者からすれば、その傘下に属することは、何よりの隠れ蓑になっていたわけである。^⑫

このような時代状況の故に、それがたとえ「内々勘弁」であろうと、村役人によつて認められている限りは、百姓身分のものがこうした資格を得ることによつて、宅地内に小祠を祀つたり、居宅で祈念することは充分可能であり、外にもそうした例はしばしば認められるのであつた。^⑬

以上、修験者達との折衝によってもたらされた問題と、その後の許状取得の考察、更にその有効性について論じてきた。次章では、続いて許状取得後の状況の変化を追うこととする。

三

さて、これらの許状のうち、吉田家のそれが、以後どのように処置されたものか明らかではないが、修験道の許状はこの地方の定着修験者達と同等位の資格のものであったらしく、当面彼等の干渉に対して効を奏したようで、次第にエスカレートしていた蓮行院等との掛合い一件も、その後の庄屋の日記中では取沙汰されていず、一応一段落をみたようである。⁸³⁾

また引き続き起きてきた矢掛智教院との間の折衝が、教祖にとっては、自身直々の笠岡出社への出向という重大事であったにも拘らず、短時日のうちに智教院の詫び入れという結果で終り得たのも、一つには、当時既に五流尊滝院の許状を取得していたことが大きく意味をなしたからだと思えるのである。こうして許状取得によって、教祖が許可もなく布教、祈祷行為をしているとみられていた筋からの干渉に対する防禦ができ、庄屋よりも「内々勤弁」を得て、修験者達も正面から言いがかりをつけることはできなくなったわけである。

そのように修験道の傘下にはいって、教祖広前の教勢は次第に遠隔地への拡がりを見せることになった。笠岡出社布教によって、西は福山近郊(現広島県安郡神辺町)、北は矢掛(現岡山県小田郡矢掛町)や井原(現岡山県井原市)に、また松本與次右衛門等の影響で、東は岡山藩士にまで、信徒層が形成されていった。浅口郡内においても、高橋こみと(富枝)・川手保平等、布教者として、あるいは世話係として大なる働きをした人も、この頃門人として加えられたのであった。さらに、この年夏、この地方一帯に猖獗を極めた麻疹の流行は、⁸⁴⁾教祖広前の靈験を一層世に知らしめることになった。当時の民衆がこうした病気の

流行に際し、如何にその治病を信仰に求めたかは、たとえば庄屋の日記によっても窺うことができるが、この時、教祖の家族をはじめ、罹病した多くの民衆が、教祖広前で救済されたのである。このように、教線の拡大と、流行病での靈験の顕示によって、「大谷の金神」は、村の枠内を越えて、次第に社会的名声を得ることになっていった。神号が「金子大明神」から「金光大明神」へと改まり（文久二年十一月二十三日）、「土間の分一間、座敷にせい」（同年十二月中）との、広前を若干拡張すべき神命を与えられたのも、この頃であった。^⑤

しかし、このようにいよいよ教祖広前が盛況ぶりを示してくることは、修験者達にとってみれば、たとえ自分達と同じ修験道傘下に属しているとはいえ、彼等の布教圏を侵蝕してくるという意味において脅威である点に変わりがなかった。その点、教祖広前が活況を呈すれば呈するほど、かえってねたみやそりが増大するのは当然である。そこで彼等の干渉は、名目を変えてもたらされることになった。すなわち、修験道に属したことを利用しての寄付金もしくは役儀料名義の金銭徴収を彼等から迫られることが、あらためて起きてきたのである。

そこで次に、こうした種類の彼等の干渉を伝える資料を挙げて、許状取得後の有様に今少しく触れてゆくこととする。

倉敷の山伏を連れて、尊滝院の役員一人来りて、「京都へ上るにつき金を寄附してくれ。」とて、額を定めて命ずる如くに言ひ来れり。それを断りたるに、「これ迄言ひ来りたることなければ。」と言ふに、倉敷の山伏も丁寧なる風に相槌を打ち居たり。役員は口やかましく、「御命を背くのか。」と言ふ。「御命を背く訳ではありませんが、力に叶ひませぬから、こちらの心丈けと言ふことならば差上げますが。」と言ふに、「命を背くか、許状を出せ。許状を送る場所でない。」と言ふに、心にては喜び、それを出したるに、広げ見て、「これ丈け結構なもの、一から十迄許しになって居る。お前の手で出来ぬものは一つもないが。」と言ひたるが、其儘入りたるに、山伏、又別の所に連れ行きて、「こう言ふ許状は備中にも二つはありませぬぞ。今言はれる丈けの金を揃えてお出さない。」

と言ふ。「いや、出来ませぬ。」と言ふ。其内に役員が、「おい、いのういのう。」と言ふ。「いや、まあ少しく待って下さい。」と言ひ、山伏が、「それでは半分こでなさい。後はまたでよろしい。私がよきに計らひますから。」と言ふ。それより教祖も少しく立腹にて、「あなたも余りに親切過ぎますが。」と言はれたるに、「それではいけんいけん。」と言はる。矢釜しく言ひて、「帰らう帰らう。」と言ふて立腹にて帰ったり。それより教祖、神命に伺はれたるに、「其儘にすておく可からず。すぐ尊滝院へ行きて話せ。」とて、行きて一ぶしじゅうを話したるに、(世話方行きたり。誰なるか判然せず。森田の外は川崎元右衛門か川手保平かの二人行きたり) 途中よりは、緋衣を着たる者が、からかみを五寸許りもあけて聞き居たるが、後には其者出て来りて、「役員は出し居り、幾分の寄附はして貰い度いが、幾らと言ひ付けせぬ。それに許状を引き上げると言ふのは不都合じゃとて、帰りたら叱りおくから、帰って居て呉れ。後からまた許状を送ります。」と言はれたるが、其後何の音沙汰もなかりき。……

(『言行録』二卷 七五六 金光菰雄所伝)

ここでは尊滝院の役員らが寄付金を無心に来、教祖が彼等の要求に応じなかつたので、許状を持ち去つたことを伝えている。その後の尊滝院よりの返答によつて、結局この金銭徴収は、教祖の許状取得を利用した同じ尊滝院配下の修験者によるたかり行為であつたと推察される。このように許状取得後にも、修験者達からの干渉が、形を変えて依然として続けられたのであつた。^⑧

しかし、教祖の側からすれば、修験道の許状を得た上でなおこうしたゆすりたかりに等しい「亡状」を被つたからといって、もちろん「上向」に届け出るわけにはいかなかつた。前にも述べた如く、庄屋自身、修験道よりの許状を表面に認めていたわけではなかつたし、修験道傘下に属すれば、役儀料・寄付金を要求されるのは、ある意味で当然なことであつたらうから、「面倒をおこせば罪を問われるのは教祖の側であつた。あくまでその神勅は、庄屋の「内々勤弁」

によって支えられていたにすぎなかったのである。

ところが、それに加えて、年あらたまつた文久三(六三)年一月、今度は、笠岡出社の齋藤重右衛門が、教祖広前参拝の帰途、富岡(現笠岡市)で、村役人の訴えによって待ち伏せていた代官手代に捕らえられ、以後数カ月間獄舎に繋がれて拷問を受け、改心を迫られるという事件が発生した。^④このように大谷村の外で、しかも出社に直接官憲の圧力が加えられるに及んでは、庄屋の「内々勘弁」という私的庇護も、修験道よりの許状も、布教上「お上」に対してはもはや何の役にも立たなくなっている、という認識に立たしめられることになったわけである。この事件以来、「大谷にも捕手が向う」^⑤との風説が流れ、参拝者の数も頓に減少した。^⑥

先の小坂蓮行院との折衝が、庄屋よりその神動行為を「嚴敷差留置」かれることによって、村役人を介し、間接的に「お上」の圧力に接した事件であったとしても、それは、教祖の布教上の問題が、村内で留まり得たものであった。しかし、この齋藤重右衛門の受難は、状況の変移、すなわち地方への一層の教線の拡大と、出社布教が活発になったことによって、その出社に、直接「お上」の圧力が加えられた事件なのであって、単に教祖一人の神動の問題としてではなく、出社をも包み込んでの一群の金神祈祷者の布教行為として、いよいよ村の枠を越えたところで、その是非が問題にされざるを得なくなってきたのであった。

○

このような事態の変化によって、もはや修験道を隠れ蓑にして神動を続けることがさほど意味をなさなくなったためであろうか、その後、尊滝院から取得した許状は、同院へ返却されることになった。それについて伝える資料を挙げて、以下その考察を暫く試みることにする。

④ (前掲資料46、47頁の続き、すなわち許状を役僧らに持ち去られ、そのまま何の音沙汰もなかった……)

……後、其手続をしたる玉島のもの来りて、「それは不都合じゃ。二人共免職にしてやります。」と言ひたるも、「それは其儘にしてくれ。内には神様がそう言はれてしたのじゃから。」と言はれ、それも其儘となりたり。(人がぼろぼろ参り居る始め頃の事なり) 三十両云々のことは聞かず。手切れたる後、管長と川崎と二人にて、菓子と封金とを持ちて礼に行かれたり。

(『言行録』二卷七五六 金光救雄所伝)

⑥ 山伏の手を切られたるは、八助(森田八右衛門)とたな岡(川手保平)が許状を持ちて三十両を菓子箱に収めて、児島の尊滝院へ返しに行かれたるに、ひ衣を着て出られて八取しまるからVと言はれたるも、それ限り手を切られたり。西六、信心せられてよりの事、二十三、四、五か、或は今少し後の事。

(『言行録』三卷一三五〇 高橋富枝所伝)

⑦ ……尊滝院よりも八金を上げVと言ふて来りたり。其時は、古川忠三郎氏と私と共に児島の林に行き、信者の許に至りて尋ね、共に尊滝院へ到りたり。其時「此方にては、構へ所へ回れと言ふて出せるも、金を上げと言はぬ。一厘も上げいと言はぬ」と言はれ、その旨歸りて申し上げたるが、教祖は「折角、要るけい来て居るのじゃから、やれ。」とて、やられたり。それより後、許状も返しやられたり。(『言行録』一卷四七 浅野喜十郎所伝)

これら三つの資料のうち、⑥⑦については、返却のいきさつについて伝えるところに、若干の相違が認められるもの、(1)玉島の萬藏(万吉) によって尊滝院の許状を取得したとされていること、(2) 世話方が交渉に関っていること、(3) 緋衣の僧が応対に出て「叱りおくから」とか、「取しまるから」と返答していること、など、共通した点が多く、どちらも同一事件を伝えているものと思われる。時期の上からいっても、「世話方」とか「人がぼろぼろ参り始め頃の事」とか、「西六、信心せられてよりの事、二十三、四、五か、或は今少し後の事」とあって、極めて大雑把ではあるが、文久年間末(一八六三)〜元治元年(一八六四)年頃の伝えというにして一応符合する。従って、許状が持ち去られたものかどうか、

あるいは三十両の手切れ金のことはどうであったのかといった問題は残るとしても、^④少なくとも尊滝院と關係を断ち切り、修驗道傘下から離れる意味での手切れの挨拶をなさしめたのは、その頃、すなわち文久年間末から元治年間にかけての頃であったと考えられる。

それに対し、③の伝えによれば、(1)尊滝院の許状を取得したのは「林の信者(金光梅次郎)」とされていること、(2)交渉を行ったのは、林の信者(金光梅次郎)、古川忠三郎、そして浅野喜十郎自身であったこと、(3)許状の返却につき、手切れ金等の記述がないことなど、前二者とは相違点が多く、その上返却の時期についても、浅野喜十郎の入信後のこと、すなわち慶応元(六)年以降のこととして考えられなければならない。^④この点でも、ずれを生ぜしめている。ただ、伝承者自身が尊滝院へ交渉に行っている点からすれば、かなり信憑性は高いとみなければならぬ。

その他、なお不明瞭な点を多々残していることではあるが、それらの究明は今後の研究に待つとして、以上のように考察してみた結果、③④の資料において、そのいきさつはともあれ、その時期が、文久年間末から元治元年頃ということと一致している点と、修驗道から手を切る意味で、丁寧な封金まで添えて、許状を返却せしめている点とから、それに関して、思い起こされる言葉が、『金光大神覚』の、元治元年正月から三月にかけてのある時期に下った神伝中に記述されているので、次にそれを示す。

途中山伏になり、

金神の宮の儀、御願ひ申しあげに代人立て、棟梁元右衛門、橋本卯平兩人頼め。棟梁は、京より大峰山上へ山伏の断り、お礼にまいり、もどりに紀州まわり、木買いいれいたせ、お知らせ。(傍点筆者)

(『金光大神覚』一〇七頁)

これは、元治元年正月朔日に下った神伝^④によって、「金神の宮」の建築を願ひ出るため、代人が上落するに際し、修

験道の根本霊場大峰山へ「山伏の断り」を申し述べに参らしめているものと考えられ、直接許状返却と関係するものではないが、しかしこれをもってはっきり修験道傘下から離れることを示した言葉であると解せられる。^④逆に言えば、わざわざ断りの札参りまでなさしめ、しかもあえて「途中山伏になり」とまで断り記されていることからすると、これ以前のある時点まで、修験道の傘下に属したことを、教祖自身ははっきりと認めていたものと考えられる。従って、修験道と手を切る意味で尊滝院の許状返却の挨拶をなさしめたのも、この神伝の下った頃であったと推察されるのである。^④

またこのことは、これらの神伝のもたらされた背景、更にはその後の動きを、別の面から考え補うことによって一層はつきり裏付けられると思われるので、次章では、そうした点にたちいって、論述してみたい。

四

先にも触れたごとく、修験者達の干渉が相変わらず続き、笠岡出社にも官憲の弾圧が加えられ、事実参拝者も減少して、その布教がいよいよ困難な事態にたちいたっている中であって、しかし一方では、教祖は、文久三(一八三三)年三月二十一日、神命によって、広前に面した表口の戸を取り外し、障子だけにして、兩戸を閉めることをしなくなったのであった。^⑤すなわち、そのことによって信者が自由に参拝できるばかりか、修験者達やあるいは役人達に対しても自由に入りのできるようにしたのである。「今に大谷にも捕手が向う」との風説が立っている時、それ故に、閉塞していくのではなく、逆に広前を開放していくこうした対処の仕方には、信ずる神を奉じて疑わない教祖の、その神を世に顕示しようとする動きが、その心底にいよいよ固められてきているのを感じることができる。そのような教祖の神が、教祖によってどう観念されていたのか、今それを正面だてて論ずるのは、本稿の任ではないが、ただ一点修験道との関りにおいて、そのことに触れるならば、この期に示された神のお知らせには、「験」「験日」を指示することと、「毒断」について

説き示すことが、特に顕著にあらわれ、しかもそれが、「験の時に死んだ」とか、「不浄・穢れ・毒断なし」「なり物・青物・毒断なし」というように、「験」や「毒断」を否定することとして教え示されてきていることに気づくのである。^⑤病氣や出産に際し、「験」によって神の超自然力を示すことも、「毒断」によって特定飲食物の摂取を禁ずるとも、当時のこの地方の俗信仰、とりわけ修験道の領域で頻繁に取り扱われた宗教的行為であった。そのような行為について、まずこの時期のお知らせ中に顕著に示されること自体、教祖が大いに修験道と関りをもっていたことの反映であるといえると思うが、しかしそれが否定する方向であらわれることによって、教祖にとっては、教祖の神が、修験道の神仏とは相容れない存在になっていることを自覚せしめられ、従って修験道との隔たりを次第に明確にせしめられてきているように思われる。

そのように、教祖の内面世界においても、この頃には、ただ布教のために修験道傘下に属することを許さない信仰上の隔たりがあり、一方には、広前を開放して、信ずる神の開頭を願う内なる要請があり、それらが、布教に対する圧力の次第に強まる中で、醸成されつつあったのである。

そのような時、神職の出であり、白川家の内情に通じた橋本卯平が、川崎元右衛門の手引きで教祖と関係をとりむすぶこととなる。

この橋本卯平は、大和国吉野郡丹生郷の名家の生まれであり、故あって、寄島(現浅口郡寄島町)に身を寄せていた。しかし安政五(一八二八)年には一旦郷里に戻って橋本家を相続し、萬延元(一八六〇)年、白川家に願い出て生家である社家の跡目を継ぎ、翌文久元(一八六二)年、申次人として同郷の八幡宮神主職継目の幹旋を請け負うなど、その社家の立場を利用して、早くから白川家への幹旋活動をしていた。その後(文久一・三年頃)^⑥寄島に戻り、村の八幡社に郷里の丹生大明神を勧請し、その地に移り住んでいたのであった。そして川崎元右衛門を通して、教祖に接し、白川家のことを知らしめたのである。その際、しかるべき理由と村役場を通しての領主の承認さえあれば、たとえ百姓身分であっても、彼の社家としての立場を

もって白川家の補任状は取得できる旨、また現に百姓身分であって、そうした手続きをもって補任状を受けているものが多いことを語り知らせたであろうことは想像に難くない。

このような状況を背景にして、元治元年正月朔日の神伝は下され、続いて、その具体的な動きを起こすべく、前章で触れたところの、正月から三月の間の神伝（宮建築願い出の神伝）が下されたのであった。

ところで、元治元年正月朔日の神伝については、その「二間四面の宮」建築それ自体が、「ししょうしん、氏子の願い礼場所」とあることから、取次広前としての布教施設の拡充のためにあったのか、あるいは「天地の神が宮にはいりておつては、この世がやみになり」とあることから、それは表向きに既成神社の形をとった神殿様式の建物を造るにすぎないのであって、布教施設の拡充のためではなかったのかは論議の分かれるところであるが、しかし、前述の如きこの神伝の背景を考えれば、何をにおいても「氏子安全守りてやる」ために、宮建築を通じて布教公認を達成しようというところこそ、その真意があった点を見落すわけにはいかないであろう。⁵⁵ そのことは、この神伝以降の白川家への結びつき方と、浅尾藩へのつながりをみる時、一層はつきり裏づけられる。すなわち、これ以後、元治元年四月九日には、白川家から神拜式許状を得て「居宅祈念の許し」を受け、続いて慶応二（六六）年十月二日には白川家より「神拜の節、冠、布斎服、淺黄差貫著用の件、並びに河内と称すべきこと」を許され、その際、修験者達の亡状があったら御沙汰にするから訴え出ればよいとの添状まで受け、さらに翌慶応三（六七）年二月二十二日には白川家神主職の補任状を得るといったように、次第に白川家との結びつきを深めていっている。一方では、慶応二年十一月十日「御国恩冥加」として金百兩を藩主に献上し、藩に対しても、布教公認をすみやかにすべき動きをみせているのである。⁵⁶

このように、元治元年正月朔日の神伝と、それが下されることになった背景、さらにその後の一連の動きを追ってみると、それはとりもなおさず布教合法化への動き、すなわち、布教公認の運動であったと捉えることができる。

そうだとすれば、それについて具体的な動きをはじめめるに先立って下された神伝の中に、「京より大峰山上へ山伏の

断りお礼にまいり」とあるのは、まさしく布教公認運動を開始するにあたって、修験道傘下から手を切る挨拶であり、さらにそのような意味で、あえて「途中山伏になり」と断り書きが付され、しかもわざわざ元右衛門をして断りの御礼参りまでなさしめているのは、これまで修験道の資格を保有して、布教活動を続けてきたことに対する見切りの意味での、はっきりした判断と姿勢をここに示しているのではないか。従って、そのいきさつについてなお多くの疑問点を残しながらではあるが、金光教雄や高橋富枝の伝えるところの、あの封金を添えての尊滝院許状返却の挨拶がなさしめられたのは、この時期、すなわち先のような二つの神伝の下された頃、以上述べきたったような布教合法化への一連の動きに関わったことであつたらうと推察される。

おわりに

以上、修験道の許状の取得から返却に至る過程の時期的な考察に焦点をあてて、状況の推移を追いながら、修験者との折衝過程を見てきたわけであるが、ここで、教祖が許状を返却し、はっきり修験道から手を切ることになった諸理由をとりまとめてみることにする。

(一) 修験道の許状取得は、当面無資格の金神祈祷者としての教祖に対する言いがかりを防ぎ得たが、教説上の差・教勢の発展による彼等の檀徒区域への侵蝕は如何ともしがたく、従って、役儀料名義の金銭無心行為など、許状取得以前とは性質の異なる干渉を受けることになったこと。

(二) 修験道の許状を取得することで、当面庄屋よりの内諾（内々勘弁）を得、その意味で神動を継続させることができ、あらたに笠岡出社へ官憲の弾圧が加えられることによって、いよいよ村方の庇護の限界を越えたところで、対社会・対「お上」との関係において、その布教が問題にされることになったこと。

(三) それら布教上に加えられる圧力の下にあって、出社や講社結合など、布教専従者や固定信徒群が漸次出現してきていたこと。

(四) 一方、それら布教上の圧迫にainaながら、教祖の姿勢には、表口の戸を取り外して、神を世に顯示すべき大胆とも思える開放性が基本的に示されていたこと。

(五) さらに、教祖によって説き示される教えが、いよいよ修験者達の説くそれと隔たってきていたこと。

(六) そのような中で、橋本卯平によって、白川家のことを知らされ、布教公認への方途を得たこと。

さて、以上のような諸点に教祖が修験道と訣別した理由を求めてみると、そこには、無資格の金神祈祷者であった教祖が、修験道と関りをもつことによって、その布教上に圧力を加える「お上」の存在を次第に自覚せしめられ、さらにそうした外圧が緊迫化し、状況があらたな局面を迎えた時には、はっきり前状況に見極めをつけ、次なる状況への対自的・対他の対応を積極的に示して、広前を存続させていった、そのような姿勢を教祖に認めることができる。そして、これらの諸理由がまた、とりもなおさずそのまま以後の白川家入門などにみられる布教合法化への動因ともなっていることからすれば、この折衝過程における教祖の尊滝院許状取得の事実は、手始めとしての布教資格獲得への積極的な動きであったと考えることができよう。従って、教祖と修験者との関係も、単に後者の前者に対する一方的な「亡状」ではあり得ず、相互にそれぞれの動機や願望を複雑に含みこんでのことであったと言わねばならない。この修験道との折衝過程がもたらした意味は、以後の布教活動合法化への一連の動きとの関りにおいて、動態的に位置づけられるべきであると思うのである。

(教学研究所所員)

注

- ① 『金光大神』縮刷版一三八―一四五頁、竹部教雄「教祖の立教と萬延文久年代の教勢」『金光教学』第五集一六―一八頁等参照。
- ② 竹田聰洲「近世社会と仏教」『岩波講座日本歴史・第九卷近世』二七八頁参照。
- ③ 梅田義彦『日本宗教制度史』三〇二頁、三九〇頁参照。
- ④ 教祖直筆の断片(藤井正延氏蔵)による。
- ⑤ その代表的なものを教外・教内より各一編挙げる。村上重良「幕藩制解體期における民衆の宗教」『近代民衆宗教史の研究』に所収、特に一七―二二頁。真鍋司郎「民衆救済の論理——金神信仰の系譜とその深化——」紀要『金光教学』第一三号所収。
- ⑥ 青木茂『笠岡金光大神』四二頁。
- ⑦ 別冊『金光大神』註釋編七三一―一〇〇頁参照。
- ⑧ 「願主歳書覚帳」は、どこどこまでもおかげを蒙っていこうとする篤信者のみを記している(竹部教雄「願主歳書覚帳の一考察」昭和三二年度研究発表)のであるから、実際の参拝人数は、この記載人数をはるかに上まわるものと考えなければならない。
- ⑨ たとえば正月三日の項に「平白渡し」、二月十五日の項に「長ちん二上」などと記されている。
- ⑩ 「願主歳書覚帳」の年齢別統計表によれば、不明者を除いて二十代―二二%、三十代―三三%、四十代―二〇%、五十代―一三%、六十代以上―一〇%となり、老年層に比して、青壮年層が圧倒的に多いことがわかる。
- ⑪ 青木茂・前掲書四六頁。
- ⑫ 同五二頁。
- ⑬ 宮家準「修験道と現世利益」日本仏教研究会編『日本宗教と現世利益』二九七―二九九頁。
- ⑭ 宮家準『山伏―その行動と組織―』一一五頁。
- ⑮ 中山薫「金光周辺の民俗―修験道―」金光図書館報『土』第九五号、金光大神事蹟資料(以下「事蹟資料」と略)『松井谷山伏について』参照。
- ⑯ 中山薫、前掲書によると、彼等の多くは権少僧都から権大僧都である。
- ⑰ 佐藤米司「岡山県下の金神信仰について」(金光図書館報『土』第九〇号)によれば、金神を忌み恐れる習俗は、修験者達によって、地域の農民にもたらされたのであり、とりわけ備中地方でその習慣の強かったことが述べられている。
- ⑱ 松井谷常楽院調査の結果、「延命講」と称する「明治四十三年改メ」の檀信徒名簿の一部を見ることができたが、これによって信徒の地域別記載人数を以下に示すと、
- 益坂↓一五四名、鴨方↓一二二名、地頭上↓七〇名(以上見鴨方町) 須恵↓二二四名、占見↓一八九名、大谷↓一四名(以上現金光町) 寄島村早寄↓一四名
- となる。その他、西は大島から東は玉島道口のあたりまで講員がいたとのことであった。もちろんこれは明治後年の改めによ

るもので、これをすぐ近世末期の実態推察にあてはめるわけにはいかないが、明治以降、新政府の宗教政策と、近代合理主義思潮の中で勢力を衰退させていた修験道の歴史事情を考慮すると、少なくとも近世末期においては、この実数を上回っていたのではなからうか。

⑲ 中山薫・前掲書一九頁参照。天台系の山伏寺で僧官位は代々権大僧都であったと考えられる。また、この時来訪したとされる日野真賢については、なお詳細不明である。

⑳ 『金光大神』縮刷版一三九—一四〇頁、竹部教雄・前掲論文一一六—一一八頁参照。

㉑ 伊勢参りや大峰参り等巡拝の際には、「同行又は上り兄弟」等と称して、「参宮に同行したものが、それを機会に堅い友達約束をして、生涯教い交り続ける」風習があった。新城常三郎『杜寺と交通』一四七頁。

㉒ 「小野四右衛門氏、庄屋にて、『大谷の文吉は、金神を拝まなんのう言ふが、あれゃあ百姓じゃから、百姓させねばならぬ。業を止めてあないなことをさしておいてはならぬ。』とて、意見をせられたることあらんか」という伝承がある。『研究金光大神言行録』（以下『言行録』と略す）一卷四四四 遠藤烈太郎所伝。また『言行録』三卷一八四五 山本定次郎所伝にも、これと同様の伝承がある。

㉓ 平松義郎「近世法」『岩波日本歴史・第一二巻近世3』三五—一頁三七—一頁参照。

㉔ 五流尊滝院の許状取得者については、次の資料によって金光梅次郎だとする説もある。

○……教祖様御取次の初、金光梅次郎、(児島郡林の人、後に林教長となる、林は郷内村なり)の世話により、児島五流の許を受けたり。事蹟資料「古川古桮談話要項」。

○……児島の尊滝院の許を信者が貰ふて歸りて、それにて拝み居られたるが……中略……児島の林に行き、信者の許に至りて……『言行録』一卷四七 浅野喜十郎。

この取得者の違いについては後述するつもりである。なおこの点に關し、『金光大神』縮刷版一四二頁では、尊滝院の許状を斡旋したのは金光梅次郎だとして、古川古桮の説を採りながら、続いて「補任状持ち去る」(一四三頁)の記述では、金光菟雄の説に従っている。しかし、金光菟雄の説によれば、尊滝院の許状斡旋者は万吉(萬應)だと考えられなければならない。その点資料の扱い方について非とされるべきではなからうか。

㉕ 文久二年の『当座帳』(小野家文書)に次のように記述されている。

六月十九日取替 大ノ(大谷の略)筆者注)
一、金四兩 麻吉

同廿五日入済 夫駒次郎渡
但し巻末利受取申

㉖ 『小野四右衛門日記』七月八日の項(別冊『金光大神』註釈編一〇三一—一〇四頁所収)参照。この吉田家の許状の斡旋をした備前岡山

藩士松本與次右衛門は、この年(文久二年)三月、長男市之丞の病氣が、教祖広前に参拜すること三週間で平癒したのを機縁に信心をすすめ、翌四月に長男と共に「願主歳書覚帳」に記入されている。いわば靈験を目のあたりにして間もない頃の事ではあり、教祖の神勳差し止めを危ぶみ、その身分にものを言わせて、吉田家の許状取得に一役買ってたわけであった。この吉田家の許状には、「村役人中、故障不申出様、相頼可申」との添文があったので、庄屋に願い出て「上向へも御内々御沙汰置可被下」と頼んだのであるが、これに対し庄屋は、「正面承届候と申義ハ、決而不相成候得共、無何與、序ヲ以申上様可致置候」と答えている。さらに教祖が修験道よりの許状を得ていることに對し、「当方百姓へ、右様之御免状御渡シニ相成候而ハ、百姓妨ニ相成候間、返却ニ及候様、申遣候而も無構振合ニ御座候得共、内々勘弁致遣」しているのだと伝えて、村役人としての立場を一貫して保持して答えているのである。

27) 吉井良晃『神社制度史の研究』三二三頁。

28) 近藤喜博「白川家門人帳について」金光図書館報『土』第九五号六三—六七頁参照。すなわち、従来より禁中の祭祀を主要の任務とし、皇室に直結していた白川家に対し、徳川幕府は寛文五(一六六)年の「諸社禰宜神主法度」によって、神社界における吉田家の地位を確定せしめ、神道界の統治体制を整えたのであったが、幕末に近づくとつれ、神祇伯の正統家としての白川家によって、正統な神祇道につながれようとする復古思想が、

全国的な一傾向となり、次第に白川家が勢力を回復して、吉田家とその伸長を競っていたのである。

29) 宮家準「山伏—その行動と組織—」一一—一三四頁参照。

30) 小沢浩「幕末における民衆宗教運動の歴史的展開」『歴史学研究』第三八四号二四頁参照。

31) 一例を示すと、『神社凡例』寛政元(一七九)年の頃に、百姓であって、従来、虫除神の宮守を務めていたものが、吉田家の許状を受くべく願い出たことに對し、百姓妨げにならない限りにおいて、領主の許可を得たことが報告されている。また、近藤喜博・前掲書によると、農民であって、白川家の許状を得るべく願い出ているものは、神主・大工に続いて数多かったのであり、そのことから、それが察せられる。

32) 現物の所在は、現在なお未確認であるが、事蹟資料『五流尊瀧院採訪記』の中に、当時の院主宮家教管氏の談話として、「権大僧都というところだったでしょう」とあり、また、『言行録』二卷七五六金光菟雄所伝(本稿四六頁参照)中に「これだけ結構なもの一から十まで許しになって居る」「こういう許状は備中にも二つはありませぬぞ」などの文言があることによる。

33) 但し、蓮行院との掛合い一件が、これでまったく落着いたわけではなく、『大谷村御物成帳』『御用諸願書留帳』(いずれも小野家文書)によれば、慶応二(一八六)年の項にまで、「小坂一条掛合」の小入用として、遣い入川手彌十郎に金銭を支払わしめた記録が残っている。

- ③④ 『金光大神覚』九六頁、『小野四右衛門日記』文久二年七月二十一日の項、青木茂・前掲書五九—六二頁等参照。
- ③⑤ 『當家年譜並近世系圖』(小野家文書) 文久二年壬戌八月の條に、「麻珍大流行家々大難苦」の記述がある。
- ③⑥ 『小野四右衛門日記』八月五日の項に、「兩村飛脚、すへより仕方遣申。右ハ氏神祭禮神幸懈怠致候處、當年麻珍其外病人多ニ付、神幸執計異度、惣氏子願出ニ付、届状……」との記述がある。
- ③⑦ 『金光大神覚』九五—九八頁参照。
- ③⑧ 同二〇〇—二〇一頁参照。
- ③⑨ 同様の金銭無心行為を伝えるものに、『言行録』二卷七二—金光菽雄所伝、同一卷四七・浅野喜十郎所伝がある。また、吉田家のほうからも、その調査員と称する者の金銭無心があったことを伝える資料がある。事蹟資料『笠原前氏談話』。
- ④① 青木茂・前掲書六四—六七頁参照。なお笠岡出社に官憲の弾圧が及んだのは、派手な所業を好んだ齋藤重右衛門の個人的性格もさることながら、教祖の住む大谷村が、浅尾藩の膝下を離れた石高僅少の飛び地であったのに比べ、笠岡は幕府の直轄地として倉敷代官の直接支配下であったことが大きく影響していると思われる。
- ④② 高橋富枝『金照明神のみかげ』八五頁。
- ④③ 「願王歳書覚帳」によれば、文久三(一八)年(六三)年間の記載人数は二七名で、前年九六名の三分の一にもみたくない。文久二年当初の発行ぶりとは大違いであることがわかる。内訳によってその減少ぶりを示すと、笠岡五一↓七、浅口郡二一↓四、小田郡五↓一、後月郡八↓〇。
- ④④ 「ばろばろ参りはじめ」といっても、明治末年の時点で四・五十年前のことを回顧して言っているわけであるから、時期的に文久く元治の頃と幅をもたせて考えるべきであろう。また、「世話方」が『金光大神覚』の記述にあらわれるのは、元治元(一八)年正月朔日の神伝中が最初である。彼等の入信時期も考慮に入れると、その頃か、又はその少し以前に世話方ができたと察せられる。
- ④⑤ 「願王歳書覚帳」文久二年の項に「小みと(高橋富枝)筆書注) 亥女廿四才」とあるから、要するに信心をはじめて間もない頃のことであろう。従って、文久二・三年頃か、それより少し後ということになる。
- ④⑥ 竹部教雄、前掲論文「教祖の立教と萬延・文久年代の教勢」では、文久二年暮に、教祖が残っていた田畑総てを抵当にして、金二十両を得ていることを、尊滝院許状返却の挨拶のために用いた金、すなわちこの三十両であると推定している。そう考えられなくもないが、しかし、金を得た文久二年暮の時点で、すぐ返却の挨拶に用いたかどうかとなると聊か疑問である。少し時期尚早のような気がする。
- ④⑦ 「言行録」一巻六四、浅野喜十郎所伝の記述中に「……二十三才の時より信心し」とあることによる。

④7 『金光大神覚』一〇五—一〇六頁参照。

④8 従来より、傍点部の解釈が問題とされてきた。すなわち、

「途中山伏になり」の箇所について、

(一) 京都から大峰への道中を山伏姿になって行くように指示されたもの。

(二) 教祖が、それまでのある時期山伏の許状を得ていたことを指して言われたもの。

(三) 教祖のことを言うのではなく、棟梁がかねて山伏の資格を得ており、その断りを指図されたもの。

等の解釈が出されていた。(御堂書研究会の際の問題点記録。)そして、(一)については、既に一般人が山伏の略装で盛んに大峰参詣をしていた当時あって、強いてそのことの断りを付記する理由もなければ、またあえて山伏姿になってまいらねばならぬ理由もはっきりせず、(三)については、棟梁の身に関することを、『金光大神覚』にわざわざ断り記す必要が考えられないとの理由で、おおむね(二)の解釈が指示されながら、しかし、時期的な不明瞭さと、『途中』という表現の曖昧さが、なお問題点として残るとされてきていた。本論では、その時期的な点に妥当性をもたせて、(二)の解釈に、より一層根拠をあたえようとするわけである。

④9 では、そうとして③の伝えはどう考えるべきであろうか。もし、浅野喜十郎の入信時期が慶応元(一八六五)年に間違いない(注④参)とする限り、これは同一事件ではあり得ないことになる。

しかしまた、これがまるで作り話ではないとすれば、教祖は元治元年以降にも尊滝院の許状を取得していた時期があったことになる。そしてそれを裏付けるかの如き次のような資料も見いだされる。

○……教祖神主の資格を失われた時、初代(金光梅次郎)筆者注)中とりもちをして、五流の徒弟として三年間拜まれた。田淵德行『布教史研究』所収「近藤豊二氏の談話」

○……教祖布教に従事するに其當時の制度が許さざる為、有名なる林の山伏五流の徒弟となりて三ヶ年神務に従事されたる事あり。其取持ちは、五流の膝元たりし先代梅次郎氏がなしたり。近藤豊二『金光教内面観』四—五頁。

この伝えによると、教祖が金光梅次郎の取持ちによって、五流の徒弟になっていた時期は、元治元年よりずっと後年の明治四(一八七二)年(十月十五日の浅尾縣達による神職撤廃)から三年間ということになる。そこで、もし先の③の伝えがこの時のことであると考えてみれば、それはそれとして矛盾なく成立しうる。しかも④⑤の資料が伝える時期からは相当の時代の隔たりがあることになるので、各資料での教祖の対応姿勢の違い——④では「これまで言い来りたることなければ」と突っぱねているのに対し、⑤では「折角要るけい来ているのじゃから、やれ」とて金

を与えている——も納得できるのである。但し、教祖が神主職を失っていた時代には、同様に修験道の側にも政府の圧迫が加えられていたはずであり（明治五年の修験道廃止令、以後の一連の法令）、そのような状況下で修験道の許状を取得できたかどうか、あるいは取得する意味があったかどうか、そのように推察してみると、この時期教祖が許状を得たというのは、極めて疑わしい。このように⑤の資料については时期的な断定の下しようがないので、今は保留しておくほかはない。

⑤〇「亥（文久三）三月二十一日お知らせ、表口の戸を取り、戸たてずにいたせ。」『金光大神覚』一〇四頁。

⑤〇「『金光大神覚』より、その箇所を抜き出して示す。

〇「験日、お知らせ樂しみ、日々お願い、験日のおかげもうけ。十四日朝、さしおこり手にあわず。」九〇頁。

〇「益坂惣左衛門、きょう九つの験とお知らせ。験の時死んだと申して人が来。」九八頁。

〇「五人の子に守りいらす、なり物、青物、毒断なし、此方よりはしかなの二本をだし」九六頁。

〇「…頭痛・血の道・病気なし。不浄・穢れ・毒断なし。」一〇四頁。

しかも、これらの言葉は、以後の記述中にはあらわれない。

⑤事蹟資料『橋本卯平の生家について』の中に、「天誅組の乱（文久三年八月―筆者注）で、実家は焼けた」「二度目に帰郷（実家のほうへ―筆者注）した時には、実家は焼けてしまっていた」（六頁）

とあることによる。すなわち天誅組の乱より以前に寄島に戻ってきていたことになる。

⑤『金光大神』縮刷版一五四頁では、この宮の建築を「取次廣前建設」と解し、この立場をとっている。また村上重良『金光大神の生涯』でも、天理教の場合と比較して、このように解釈している。（一四七―一四八頁）

⑤齋藤東洋男「二間四面の宮について」（昭和四十五年度研究報告）によれば、「宮」に関する構造、様式の考察の結果、この宮は、完成しても神はその中へ祀られることはないのであって、その意味からも「広前」にはなり得ない宮であり、既成神社の形をもって、いわば「お上」に対してむける顔をつくるために建てられるものであるとされている。（一五―三四頁及び四九―五一頁。）

⑤「願主歳書覚帳」をみると、文久三年末頃から、「講参り」の記述が現れてくるが、当時そうした講社結合の動きが起きていたことも、この神伝がもたらされた意味をこのように考える一理由になるであろう。

⑤浅吉や石之丞が、浅尾藩の足軽や有志役として仕えたことも、その線上で考えられなくはない。

「理解」のことばについて

——金光大神理解研究ノート——

福 嶋 義 次

はじめに

その晩年、祈念祈祷、神まいりなどの慣習世界での信仰形式に対して、「話を聞いて助かる道」^①としての特質を顯示した金光大神の信仰活動は、その所産として金光大神に接した人々に数々のことばを贈った。かつてそのことばは、本教内で、神語・神言・遺訓・教語などと呼称されたこともあったが、明治六年八月十九日の「今般、天地乃神より生神金光大神さしむけ、願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ……」^②との『金光大神覚』の記述にも使用されている。「理解」という呼称が今日ではほぼ定着している。その金光大神理解はそれを受けた人々から、ことばとして世代から世代へと伝承され、一世紀余を隔てたわれわれの許へと届けられてきている。

その初め、金光大神から一人一人に確かに贈られたことばと、伝承過程を経て資料として届けられ、われわれの手元で聞き取り読み取りつつあることばとは、その表現上さまざまな差異があるに相違ない。さらに、金光大神存命中の市村光五郎・佐藤範雄に代表される金光大神のことばの記録活動を端緒に、明治二十七年^(一八)、明治四十三年^(九四)、大正二年

(一〇九・三九)と繰り返された教団規模の金光大神言行資料の収集活動や、個人あるいは教会レベルでの筆写活動が堆積されて、資料としての金光大神理解のことは膨大な量になっているが、金光大神の信仰活動から生れ出たことばの全てからすると、それらはごく些少な数と看做さねばならない。というのは、理解を聞き取った人の生命と共に燃焼し尽くしたことば、人々の耳底に届かず忘却の淵に追いやられたことばや、世代の交代、時代状況の激変の際、その時としてはそぐわず置き忘れられたことば、さらには語るにふさわしい関係が生れず、時が熟さず金光大神の胸中に隠され通したことばなど憶うと、残されたことばの背景に限りない広がりがあることが知らされてくるからである。^⑥

こうして伝承過程における表現上の変様を認めるとしても、あるいは資料の量的制約を受けざるを得ないとしても、届けられた手元の資料から金光大神の「話を聞いて助かる道」を支える理解の内実を究明することは、その歴史的伝承過程に参与するわれわれとして当然の歴史的責務であろう。その責めが担われないで、残された理解のことばが資料として放置される時、そのことばは、世にある格言か諺のように、常にその有効性を計量されつつ所かまわず人を説得する道具として利用されるか、それとも化石化した過去の痕跡として、かつて生きた金光大神の生の軌跡を歴史的というより骨董趣味によって解き明かす残影としての価値をとどめるに過ぎないことになる。

本論の副題として掲げた「金光大神理解研究ノート」は理解のことばを化石化せしめなため内実究明の際限のない探究となるが、本論は、その探究の助走として、金光大神理解をそれとして結実せしめたことばの出所を問うことをその主眼とする。さらに言えば、本論はその作業を通して、上述したような伝承資料としての諸制約を解いて金光大神理解の内実、つまりその基本構造を指示しうる可能性を問う問いの入口に立つことを目指す方法論的試行としての論述となる。

一、九百九十九匹の猿

明治四十年(一八九七)六月、「教祖御畧伝編纂委員会」を組織し、後それを教典編纂委員会と改称して、金光大神の理解を収集整理して「御理解」百節を編んだ佐藤範雄(一八六〇—一九四三)に、「此方の神語(理解)は学者の話や講義と違って、茲が続き、切れ目と言ふことがない。天地のある間は天地の話がみてると言ふことがない。」と、かつて語ったのは金光大神であった。確かに金光大神の理解として伝承されたことばの背後に、それを支えるテキストは見出せない。それゆえ、理解のことばは、聴く者が誰であろうと、どのような生の問題状況にであろうと関係なく、一定のテキストに基づいて同じことが教示されるドグマ的なるものとは似ても似つかぬものである。このことについて、教典編纂委員会が残した資料を基に「金光大神言行録」^⑥の編集を試みた和泉乙三(一八四〇—一九〇九)が、その草稿の「はしがき」に、

「教祖の御教へとして伝へられてあるものは、神誠・神訓の類は別として、その他は、ほとんど総てのものが、個の人に、その人の、その場合にしか適せぬものも少しとせぬ。それゆゑに、全体を照合したときに、或は前後矛盾を感じ、或は彼此齟齬を覚えることもあり得る。」^⑦

と記した。ここで述べられているように、金光大神の理解は、言われようとしていふことと、それを語り出すものと、それを聞き受けるものとの三者の親密な関係の成立と、その関係の動きにまかされてことばと成ったものと言えよう。そこでまず、三者の関係が成り立ち、それが現実化されていく場を△理解の関係場▽として規定しておく。その場合、いわゆる取次の場としての「結界」は、△理解の関係場▽が象徴的に形をとった場として考えてよく、その意味で、象徴的形態としての「結界」がそのまま本論で指示する△理解の関係場▽を示唆するものであるという誤解は避けておかねばならない。

さて、△理解の関係場▽を上述したように三者の関係によって成り立つ場とすると、それは当然、その関係の様相に

よって消長することとなる。例えば、

道（信心）の話などし居れば、幾らでもお話出づるも、少しにても人の事にても他の宗派のことにてても、信者等話せば、扇を広げて顔をかくす様にして、向ふを向かるれば、決してこちらには向ひ給はざりき。¹¹⁾

気が叶はぬ者あれば、神様の方へ向かれて少しも御話出来ず。其者帰れば、また引続き出でたり。¹²⁾

などの伝承が示すように、噂話や悪口がその場に持ち込まれたり、場に関りようのない人が、その場にあえて参与しようとしたりすると、△理解の関係場▽は解消、もしくはその存立を中断せしめられる。それは何故なのか。その時、金光大神はなぜ「顔をかくす」ようにしてまで沈黙せざるを得ないのか。日常の談合の場でも誰しも出会いそうな、こうした些細な出来事と、それへの問いから金光大神理解の基本構造への問いを開始することは、究めるべき内容の重さからして相応しくないかも知れないが、△理解の関係場▽が日常的生とその問題から超絶した場でないかぎり、一見些細な問題からの問いは無謀なものとはならないだろう。

金光大神の理解の営みを中断あるいは沈黙せしめた噂話や悪口は総じて「世間話」と呼ばれるものに内包される事柄である。世間話で登場する話題は、それを語り伝え、また伝えを聞くものの個的な生の厳密な意味で代替を許さない問題性との内的関連は無い。そこで、人が世間話に参加しようとすれば、個的な内面世界への凝視と沈潜を試みるよりも、個としての身を世間に投入し、それによって世間としての人、言い換えれば世人になることが要請されることとなる。

『金光大神覚』の記述にこのことを考える糸口を尋ねると、安政五年秋の「はだしの行」の際の金光大神と妻とせとの問答を想起せしめられよう。

秋中、行せい。朝起き、衣装きかえ、広前出、祈念いたし、すみしだい広前せん妻にすえさせ、したくいたし、すぐに衣装きかえて、はだしで農業へ出し、とお知らせ。いな大霜降とつても。はだしでは人が笑う。ざま(裁体)が悪い。信心ばかりしてわらんず(わら)作らんと人が言うけに(言)と、妻が申し。そんなら、ざまが悪いけりやあ、あとからわらんず持って来てくれと申し。妻はおかげ知って知らず、人のわまい(世間)をかまう。私は人のわまいをかまわず、神の仰せどおり、なにかによらず、そむかず。(傍点は筆者)

この記述は金光大神が取次に専念するほぼ一年前の出来事についてのものである。金光大神はこのとき、神の命のまま、自らの行として裸足で農作業へ出ようとするのであったが、妻がそれを咎めて「様さま」の悪さを指摘した。「様」を気にすることは、金光大神の行為、あるいは思念を配慮するところからのことではなく、「人のわまい」つまり世間への配慮に起因している。「人のわまい」に対する無配慮な行為は、とせの金光大神に対する指摘のとおり、世人の嘲笑を呼び、悪口の話題を世間に提供することとなる。このとき世人とは、風通しの悪い慣習領域という限定された世間の中で、有効な諸価値を決定する世論としての常識を分有せしめられた人びとを指す。その世人が世人として話し合う場合には、個の代替のきかない生の特殊性や独自性には関係なく、話題として持ちあげられる事柄が世人の帰属先である世間の慣習的諸価値にどう関っているか、言い換えれば、世論と話題となっている事柄との距離を確認しあうことが主たるテーマとなる。そうして確認された距離の度合いによって、その事柄は嘲笑のたねともなるし悪口あくぐちのたねともなるし、単なる噂のたねともなる。妻とせの配慮はそのことへ向けられた。よなべ仕事にわらじを編みためて置き、それを履いて野の道を田へ急ぐという収穫期を迎えての農夫の日常的行為は、個として選り抜いて形成した行為ではなく、歴史の営みのままに、世代から世代へと手継がれて成ったものであった。その行為はパターンとしては既に石化して化石となったものであるとしても、それを保持し続けて次の世代へと手渡すことが、世間に住む世人の役割であった。

ところで、世間話は世人のこの役割遂行に深く関りを持っている。つまり世人である限り、世間の価値体系からはみ出す観念・行為を可能な限り早く、そして広く、世人相互に噂によって察知しあい、嘲笑や悪口という手段によって、それらを世間から排除もしくは消去することを無意識のうちにせしめられるのである。無意識と言うのは、世人として噂をするという行為も、慣習世界、あるいは世間では化石化して持続せしめられる行為パターンの一つであるところからである。金光大神は妻に対して「人のわまいをかまう」と反撻したが、上述した如く、世間体を配慮することこそ、世間を世間として守る世人の基礎的配慮であり、その配慮を無視するものを排除する嘲笑・陰口・悪口等の世間話こそ、世間を防衛する巧みな術策なのである。そうした配慮と術策に守られて、世人は、その世人性を解かれて誰人にも分かち得ない個的生を覚醒せしめられる危険から守られ、その限りでの安寧という世人としての助かりの確認を得ることとなる。しかし、その世人としての助かりの実質はどのようなものであるのか。ここで金光大神とある農夫との問答に注目してみよう。

何れの信者ならん、いと熱心に見ゆる百姓体のもの、教祖に對しまつりて、

「かうして生神様の御教を信じて、一途に信仰させて頂いて居りますと、近所合壁(隣近)のものは、流行神に迷うたと申してわらうてなりませぬ。」

とお訴へ申しあげしに、教祖の神はほほとばかり笑ませ給ひて、

「そうじゃの。わろうものにはわらはせておくがよろしい。こういふ話があるではないか。昔千匹猿があつた。其中の一匹にのみ鼻があつて、あとの九百九十九匹には鼻がない。そこで鼻のない方を不具とは思はぬ。却つて有る方を不具と思つて、わらうたり、いぢめたりしたといふことじゃ。世間の者は、自分が迷つた信心をして居るのも知らずして、人の信心をわらうが、丁度この鼻のない猿の様なものである。氏子、心配すな。追つつけ自分の不具

であったことに気がついて、後悔することが来る。」
と御理解遊ばされたりと。^⑩

右の伝承資料に象徴的に示唆されているように、安寧という世人の助かりは、鼻のない九百九十九匹の猿のもの、つまり、世間の体制、換言すれば世論の枠組みに組み入れられたものの安住感という気分として、幻想的欺瞞でしかない。しかし、それが幻想であろうとなかろうと、五体整うた一匹猿が九百九十九匹の重圧をどのようにして排除しうるか。鼻があるかないかで正邪を判定するという論争では、おそらく勝算は立たない。

そこで、世間話が△理解の關係場▽へ投入されると、その場は何故中断または解消させられるのかという問いに帰ろう。その場で、たとえ世間話を語りかけるのが一人であろうと、その一人は世論を背後に持っているので、先の引用例でいえば、九百九十九匹の猿、つまり世間そのものと言っている。ところで△理解の關係場▽は、和泉乙三の指摘したとおり、すぐれて個人的な場、つまり個の生の問題がそれとして投げられる場であるので、その場に世間の潜入を許すことは、その場を世間とその世人に引き渡す結果となる。というのは、九百九十九匹の猿と象徴的に言い当てられている世人の帰属する世間とその世論は、民主主義的方法か独裁主義的方法かを問わず体制として個に迫って、人が個として立つ可能性を個の内と外から焼却し尽くさねばおかない力を具備しているところからである。^⑪金光大神のこのような力に対する鋭敏な感覚が「扇を広げて顔をかくす様にして向ふを向く」というような沈黙へと自らを引退せしめる態度に導くものと考えられる。この態度は、明治六年(一八七三)政府の宗教政策との關係で川手戸長から神前撤去^(布教禁止)の命を受けて、抵抗よりもむしろ「休息」を自ら神の指示に従って選んだ態度や、^⑫「金光大神は、どうもならん(どうにも)と言はれれば、じっとねいる様な心持になるのじゃ(やあ)から、あなた等もそういふ心にならんせい(せい)なりな)よう。どうもならんと思ふ時にでも、わめきまわるやうな事をすな。じっとねぶとう(おむ)なるやうな心持にならんせいよう。」^⑬という発言とも一致

する。さらには、出社の高橋富枝(二八、三二)が布教妨害に出会った際、「狐狸と言はれても、こらえて居れ。神の前立をしてお取次をするからには、烏や雀が糞をしかけても神様は何とも仰しやりはせぬ。神様の前立をする者は其心になつて、かきさく様に思うても堪へて居れ……。」と説いたと伝えられているが、そのことにも一貫して上述したような態度が窺えよう。以上、△理解の關係場√に世間話が挿入されたとき、その場が中断もしくは解消する理由を、世間との關係で明らかにすることができたと思うが、さらに△理解の關係場√で結実せしめられる「理解」としてのことばの出所へ問い進むことによって、世間とその体制としての世論のことばと△理解の關係場√との本質的差異を問題化してみたい。そのことによつて、一方では、話をする、もしくははその対表現として「話を聞いて助かる」方途を示しながら、世論に直接対処しては沈黙や引退という態度を示さざるを得なかつた金光大神の真意に接近することを試みよう。

二、口の無い神

前節の問いを受けて、ここでは先ず、金光大神広前に訪ね来る人びとが受けた「理解」を組成することばの帰属先や、ことばの出でくる道程を示唆すると見られる伝承資料を列挙しよう。

「……金神は人民に安心を授けてやろうと思ふけれども、偶々信心するものもあるも、逃げ逃げして真に心定まりたる氏子が是迄なかつた。戌の年は信心をしないで(こ)て幾度ためい(こ)てみても心をかへずに神に縋るから、もう其方の心のうごかぬ、と言ふことを神がみとめた。其方の口と容をかして、くれい。神が天地の理を説いて、安心の道を授けてやる。……」^⑩

との(神の)仰せあり。……^⑪

明治十三年春、家内中熱病に罹りしが、

「神は氏子へ直に話す口がないから、金光大神の口を借りて、言うて聞かせる。助けてやるぞ。」
と仰せありて、皆全快したり。²⁰⁾

……金乃神様が、

「口を貸して呉れ。」

と金光様に頼まりました。

「神より直ぐ、人には教えてやらねぬから、口を貸して呉れ。」

との仰せでありまして……安政六年の末の年の時に、此事を金乃神様から金光様に御頼みになりました。²¹⁾

天地の親神は人の口を、か、つ、て、教、へ、て、下、さ、れ、る。信心して居るものは、子守の歌もあだ(おろそか)に聞いてはならぬ。²²⁾
(傍点は筆者)

右に列挙した伝承資料いずれもが伝えることは、理解のことばの基底は神にあること、そしてその神には口が無く、従ってことばを発しないこと、²³⁾それゆえ人、ここでは金光大神の口を借りて神の世界がことばとして表出されるとき理解として結実する可能性を持つことなどであろう。可能性とあえて言ったのは、ことばを聞き取る側の、場への参与の仕方が関係するところからで、それについては後述することになる。さて以上のことを端的に言えば、理解として結実することばは、口の無い神、つまり、本来、ことばによつてはその内実を規定し得ない神、もしくはことばを分有しない神を基底にしているといえよう。そこで、世人の住まう世間を、ことばが世間話を組成し、その限りことばが乱舞する饒舌の場だとすると、神の所在する場はむしろことばを欠いた沈黙の場として比喩的に言いあてられよう。だが、その

沈黙の場こそ、△理解の關係場▽のことは生む基底であると見なければならぬところから、その神の所在場をここでは△ことばの基底場▽として表示しておくこととする。

ことばの乱舞する饒舌の場、つまり世間では世論・世間話はその場の慣習的枠組みを守護するに力あることは前節でふれたとおりである。ところが△ことばの基底場▽では、ことばそれ自体を保有しないので、歴史的慣習的に場それ自体の領域を枠付けて、体制として自らを誇示したり、自らを防衛したりする手段を持たない。それだけに世間の見方からすれば、その場は歴史的慣習的諸規制も効力を有さず、悪口も嘲笑も噂話も届かない、さらに場がそれとして存在するかしないかも確認不可能な、いわばのっぺらぼうな非現実・無としか言いようのない場となる。ところが、たとえ世間とそれに依拠して生きる世人からは捉えどころのない無限の距離をもった場であるとしても、金光大神は、神の世界ここでは△ことばの基底場▽を自らの生ばかりか、あらゆる人の生の根付き場として指示した。『金光大神覚』の記述によれば、明治三年(一八七〇)十月二十六日、

日天四・月天四・丑寅鬼門金光大神社、生神金光大神社、当年十三年に相成り、辛抱いたし、信徳をもって天地のし、
んと同根なり。六根のお被心経およみなされ。金光大神社の口で、天地乃神が御礼申す。このうえもなし。(傍点は筆者)

とあり、神の立場から改めて金光大神のことは借りて神の世界、つまり△ことばの基底場▽と金光大神の生の根拠とが「同根」であることを確認せしめている。金光大神はその確認に従いつつ、一層その場の「理」をことばへと表示し解く役割を担って「理解申して聞か」す取次を自らの性としていったのである。このことを性とする立場に立てば、神の在所つまり△ことばの基底場▽こそ、世間の立場とは逆転して、人の営みの世界をその根底から支え見守る働きの充溢した場となる。

思うに、△ことばの基底場▽には、それ自体のことばを欠いているところから、その場の理は、たとえて九百九十九匹の猿が共有する世間の杵付けに使用される道具としての言語を借用してしか△理解の関係場▽へは贈与されない。△ことばの基底場▽からすれば、杵付けを専らとして世間に乱舞することばによるどのような言語規定も許さない、広濶で豊饒な現実性に貫かれながら、その理は、その場の本性を自己否定する形で「人の口」つまりことばを借りてしか示されないことになる。それゆえ理解のことばは、その場にとっては、その場を正確に表示しうる有効な道具とはならず、いわば仮面的象徴性を与えられたものとなる。このように思惟せしめられてくると、△理解の関係場▽は、△ことばの基底場▽の豊饒なる現実性へ人を誘う目くばせとしてのことばを演出するため△ことばの基底場▽から贈られてくる舞台として了解せしめられよう。

既述したように、世間で通用することばは、その時その場としての世間を杵付ける役割を言語領域から担う一方、世代の交代を重ねて堆積せしめられた歴史遺産としての慣習性がそのことばの含蓄するところのものを杵付け、その杵付けに負うてことばとしての働きをするという性質を持っている。「神」ということばを採ってみても、金光大神が生れ育った慣習的世界では、歴史的に定着せしめられてきた神的なるものに關る杵組みの中で役割分担が進行し、天照皇大神を初め大小さまざまな神々がいて、世人のレベルでは、神々相互の關係や系譜など問うことも不必要なこととなっていた。というのは、個々の神がそれぞれ祭祀形式を具備し慣習化し、慣習が神々を杵付けるといふ歴史過程を経てきていて、神々との個人的な關係に没入しないかぎり、ただ、遺産として届けられたものを受納すればよかつたからである。そして杵付けられた神は、世人にとって、なべて一応の關係が結ばれることは結ばれるが、世人にとっての神であるということは、いわば誰にとつての神でもあり得ないことになる。「金神」にしても、おそらく世人としては共通理解を得た神ではあつただろうが、金光大神とその信仰に従つた人びとが個的な金神との關係を求めると、世人の了解していた金神の杵組みを離脱することとなり、その行為は当然世人の嘲笑や悪口によってチェックを受けることは、一節の農

夫についての伝承資料にも見られることである。

さて、金光大神広前を訪れ、理解を聴聞することとなった人びとの大半は、かつて世人として安寧を楽しんでいたが、病苦、貧困・死別や生の不安に襲われ、世間並みな生、つまり世人としての存在根拠の淵に追いやられた人びとだと言つてよい。慣習性の枠組みの中で安閑として生を営みうる世人は、信仰といつても前述したような具合で世間の枠組みに組み込まれて配置された神仏への帰依を、慣習化された方式に従つて繰り返して表明しておけばよかつた。しかし、そうして定められた方式をいかに実直に、没個性的に歩み通し信仰実践をし続けても、個を見舞う難儀に出会わないという保障にはならなかつた。世人としての人がその保障のなさを経験せしめられるか、意識せしめられる出来事に身近に出会うとき「流行神に迷つた」「金神狸にだまされた」など嘲笑を浴びつつも金光大神広前を訪ねることとなる。とはいつても、その行為は△理解の関係場▽の本性を熟知したうえでのことでもなく、なおさらまた神の内実を了得した結果でもない。一方、安寧を生きる世人は、いわゆる流行神的なるものを慣習性の枠組み外のこととして悪口や嘲笑を投げかけはするが、世間並みの生から外れつつある世人の世間への復帰・立ち直りのための一時的逗留の場としての認定、その意味での枠付けは与えていた。いわば△枠組み外枠付け▽ともいふべき世間の認定に依りすがつて、上述したような人びとが△理解の関係場▽へ足を踏み入れたことは、多くの直信たちの入信の動機^⑧によって察せられるところであろう。

こうして、△理解の関係場▽で結実する理解のことばは、△ことばの基底場▽が自らに本来的でない言語——世間を枠付け、同時に慣習性に枠付けられた言語——を借用せざるを得ないこと、さらに、そのことばを聴取する者には、世間の△枠組み外枠付け▽という認定に依存せざるを得ない世人としての人が隠れていることなど考察させられてくると、△理解の関係場▽でことばと成るものが、△ことばの基底場▽の豊饒なる現実性とその理を解き明かす理解として聴取されることの、いかに稀有なことであるかを知らされてくる。

三、素盞鳴の神と金乃神

事実、△理解の関係場▽のことばが、理解として聴取されず、種々な躓きと誤解を生んだ場合も多々あることは、資料によっても窺えるところである。金光大神は、明治十三年(元)白神新一郎の手引きによって金光大神と接するようになった和田安兵衛(二八、四三)に、人びとの理解のことばの聞き方について、

御理解をしてやらねば御蔭をよう受けぬ。してやれば、金光大神がどう言うた、こう言うたと言うて、先から先へ間違ばかり伝える。^②

と嘆じ、また市村光五郎(二八、一五)に対しては、

金神え(へ)三(参)けいをいたして、たずねていんでも、金神のいうとを(お)りにするもの一人もなし。みな、いんで、ゑ(え)いかげんにねじるなり。そこでを(お)かげはなし。それで、わしは金神様ゑ(へ)まいるてたずねてもどり、信心をしてを(お)れども、金神様のいわれるのは、あてにならぬ、という人がある。神のいうのはみちにあやいて(落し)いんで、われがゑ(え)いよにねじて、しそんじて神をうらみ。心のうち、あらためる事、だい一也。又、神に一心あらば、一心とはまよいのない事。^③

とも理解した。既述したように、△理解の関係場▽のことばは△ことばの基底場▽から差し向けられた目くばせ、もしくは仮面的なるものであり、そのものとして仮に、世人の情報交換の道具としての世間のことばを借用したものである。

それだけに、そのことばは世間のことばの枠組みの尺度で了解される危険性にさらされている。特に△理解の関係場∨へ近づく人びとが、並みの世人への復帰のための効能をそこに期待すればするほど、その危険性は大きくなる。そこから仮面としてのことばが、その仮面性の背後に潜むものについて行き届いて聴従されることなく、その仮面性が気付かれず直接的指示として聞き取られるところから、曲解や誤解を生むこととなる。市村光五郎の記した「いいで、ゑいかげんにねじる(曲げ)なり」「われがゑいよにねじて、しそんじて」という金光大神のことばは、その事情を如実に語るものである。そうした曲解や誤解に対して△理解の関係場∨の責めを担う金光大神が厳しく理解せざるを得ないのは、△ことばの基底場∨の理が仮面としてのことばを通じて顕われ出る可能性を崩すし、またそれによって神の顕在化を遮蔽するところからである。こうした問題は、歴史的慣習性に枠付けられることで世間を枠付けるといふ性質をもつ世間のことばを用いるところから生起するとすれば、枠付け関係のない△ことばの基底場∨の理を解くにふさわしい無垢なことばを使用すればよいということになるが、それは空論ではない。例えば、かつて日本の宗教史上使われたことばでない「天地金乃神」という神名を構成する素材としての天・地・金・乃・神という五つの漢字それぞれは、世人にとつては歴史的慣習性によって枠付けされて意味を持つ語であることは言うまでもない。それ故、時としてその神は「お金の神さま」として了解されたり、天地、つまり自然科学的意味での天地(宙宇)の主宰神として世人から誤解されたりすることにもなる。

人はしばしば、言いあてるべき適切なことばを見出せない場合、比喻や隠喩的表現をもって、言い得ないことを克服しようとする。そのとき比喻や隠喩は言い得なくして言われねばならないことへ人を誘うための目印、あるいは目くばせとして用いられ、直截にあるものをそのものとして指示することばの用法を避けるため、それによって何が言われようとしているかの問いへと人を導いていく。それでもなお、あまりにも直截に、換言すれば世間で枠付けられたことばの表示する範囲内の事柄として聞き取られてしまうという誤解の危険性からは逃れられないとしても、比喩的表現のも

つ豊かな含意性はいくぶんか人を誤解・曲解の危険性から救出することができる。このような観点から、金光大神理解を総覧すると、先に掲げた九百九十九匹の猿の比喩のごとき表現法に随所に出会わされるのも当然と言えば当然であろう。「麦飯の茶漬を食べた心持で」³²⁾「ぼろで肥をかたぎよふる(かたい)様な信心」³³⁾「蜘蛛が、えぎ(き)を世界中に張ったと同じ」³⁴⁾「女は世界の田地」³⁵⁾など類した表現は枚挙に暇がない。ここで近藤藤守(一八七〇—一九三〇)の伝承資料から一例を挙げてさらに考察してみよう。

「金光様、素盞鳴の神と金乃神とは一つの神様で御座りますか。」

「さいや、同じ事です。」

その人、

「それで解りました。有難う。」

と立帰りし。其を傍に聞きて居られし二代白神様が、

「あれは眞実じゃらうか。」

と自分(近藤藤守)に聞かれるから、

「それは違ふ。」

と答へた。すると白神様は、

「けれども金光様は虚言はつきなされはすまい。」

と言はれた。自分は、

「それでも違ふ。あの人は、そう思うて居るから、そう仰しだったのであらう。疑はしくば金光様に御伺せられよ。」

と言へば、白神様は直ぐに広前に参られ、

「今仰せられた素盞鳴命と天地金乃神様とは一つで御座りますか。」

と御伺せられた。教主、

「そうじゃのう、天地金乃神は素盞鳴の神位はお使ひなさるじゃらうのう。」⁶⁷⁾

明治初期、金光大神広前の布教活動は、維新政府の宗教政策の結果困難を極めたことは言うまでもないことである。右に挙げた近藤藤守の伝承資料は、金光大神広前が明治十一年(七八)より同十七年(八四)まで、公の許可を受けるため、世話方達の努力によって仮に取得していた素盞鳴神社という社号に關係したものである。その間のある時期、世話係は金光大神の禁を破って参拝者に「須佐之男神社」と記した札を下げ渡したことがある。⁶⁷⁾ その札を手にした参拝者某が札の神名と金光大神の教示する神名との違いに疑問を持ち、金光大神に両者の關係を質したのであらう。金光大神はその問いに答えて「同じ事です」と語った。この「同じ」という語句は、同一か否かという二者択一のいたって明快な判断のもとで使用されるものである。そのことから、同席していた白神(四七〇)と近藤の疑問が起きてくる。両者は参拝者某と金光大神の問答を二つの神名とそれにまつわる神觀念の關係をめぐるものとして聞き取ったところから、両者それぞれ立場から戸惑った。△理解の關係場▽では「同じ」ということは、参拝者某と金光大神との特殊な關係性において語り出されたものであつて、それが第三者によって傍聴されて、世間のことばの検査場へ送られて一般化されると、『古事記』に登場して以来、伝承される歴史過程で民間信仰レベルにまで下降し定着した素盞鳴命という神性と、金乃神という神性の同一次元での対比から生じたことばとして了解されてしまう。白神、近藤両者の「真実じゃらうか」「違ふ」という疑惑は、それぞれの出所は異なるとはいへ、一般化してそのことばを検証しようとするところから発したものである。ところが金光大神は、「同じ」という語句を、△ことばの基底場▽を背後に持して、象徴的比喻的に用

いて、それを聴取する者の個の了解の営みにまかせていたのであった。それは、白神の同一か否かを問うたことばに対して「天地金乃神は素盞鳴の神位はお使ひなさる」という比喩的表現からも察せられよう。この解答を白神、近藤両者がどう了解したかは伝えられていない。しかし、この応答も、例えば「お使ひなさる」ということばを、当時の世人の了得し得ることばの枠組み内で考えると、天地金乃神は、他の神々が蛇や鹿などを使うように、素盞鳴命をその「使わしめ」として使うといったような誤解を生み、△ことばの基底場▽への目くばせとしての理解のことばの役割を失い、空無化されることもありうるだろう。

このように考察させられてくると、金光大神の口を借りて顕示されてくる△ことばの基底場▽の理が、理解のことばとして結実するかどうかは、表現されたことばの仮面性、隠喩性を感受し、その性質にふさわしく、ことばの背後から贈られて来ているものへの傾聴がなされるかどうか、ということと深く関係していることが分からされよう。

四、カンテラの芯

ことばのより良い聞き方となると、人はおそらく、質問と解答の連鎖によって、言われようとすることを一部分一部分と確実に了解しながら、その積み重ねによって全体を了得するという秩序立てられた作業を想起するだろう。質問―解答の連鎖過程において、聞く者は検証・実験・吟味を加えることで、一層了得の可能性を強化しうることは一般常識であろう。ところが△理解の関係場▽ではしばしば、前節の素盞鳴命と金乃神をめぐる問答でもわかるように、その連鎖は現象的には中断、もしくは飛躍し、質問―解答の連鎖過程は了得のために必須の事柄ではないという様相を呈する。それは△理解の関係場▽の本質とどのように関って生起する様相なのであるか。

佐藤光治郎(五二八―五二九)の伝承によると、金光大神は△理解の関係場▽の聴従の姿勢について、

金光大神の言ふことは、聞けよ悟れよが第一じゃ。悟りを開かねばならぬ。⁴⁸

と指示したという。このことは市村光五郎の「金光様、巳の歳に、△聞け、悟れ▽の御理解あり」という伝えとも共通している。さらに「近藤さん(近藤守のこと)、話は聞く計りが能でないのう。ちっと腹から練り出しておかげを受けられいよ」にも通う。一体、聞く―悟る、聞く―腹から練り出す、という金光大神の指示は、どのような言語行為を示唆しているのだろうか。「話を聞いて助かる道」という金光大神自らの信仰についての概念規定からすれば、「話は聞く計りが能でない」ということばや、それと意味上同じことが言われている「教を聞くばかりでは食滞するぞ。胃の食滞は菓でおる事もあるが、教の食滞だけは治し様がないわい」⁴⁹などの指示は、あたかも反対提示のように響く。「食滞」ということばは、言い得て妙であるが、単なる聞くことの繰り返しでは、それによってことばが記憶されたことが知識として蓄積され、蓄積されるに伴い他にその知識が伝達されるけれども、そうしたことは、個的なるものを無みした世人としての言語行為に特有なことで、個においてことばによって言われてくるのが消化されず「食滞」を結果する。言い換えれば、それは単に話題を多量にかかえこんで、他に伝播する中継ぎ行為にすぎず、ことばを理解として結実せしめる道から閉め出されることになる。

そうしてみると、△理解の関係場▽に相応しい聞く行為は、通常の言語行為としての聞くこと以上の何ものかが要請されてきていることが了解されよう。その何ものかが、ここでは「悟る」「腹から練り出す」ということばで言われようとしていることと関っている。既述したことからすれば、△理解の関係場▽でことばが使用される限り、たとえそれが仮面としてのものであっても、ことばを語るものも聞くものも、世間の枠組み規制のもとにあり、世論を構成し世間の枠組みを固めることばを語り聞きしながら、そのことばの枠に停らないで、△ことばの基底場▽の理とその豊饒な現実性へ下降することが求められる。「悟る」「腹から練り出す」ということばは、世人のようにことばを聞きまわって

世間への話題の上場を図ることよりも、ことばを自らにおいて聞きとり、△ことばの基底場∇の理を解く理解として傾聴しつつ、自らその場へと下降することへの勧めといえよう。さらにいえば、その指示は、ことばを聞き取る際、ことばが表示するものへ固執し執着し、ことばの具備している仮面性に注目せず、世間の枠組み内でことばを了解するものへ、△ことばの基底場∇から差し向けられたものとして聞き取られるべき性質のものである。

既述したように△理解の関係場∇へ接触して来る人は、調和を専ら重んずる世間的生の破綻を大なり小なり経験しているが、生の依拠するところをなお世間的諸価値の枠組みに置いているので、△理解の関係場∇に差し向けられてくることばの、それとしての本性に傾聴することは容易でない。というのは、生が世間復帰への志向性を持っているので、聞き取ったことばを了解するのについて、ことばを世間へ手渡して検証することから自由に解き放たれてないところからである。そのこととの関連で「悟る」「腹から練り出す」という△ことばの基底場∇へ下降するための勧めを思惟せしめられると、それは何を差し置いても、ことばの手短な了解を求める性向、いわば、ことばを世間の検証にまかせて了解する世人の本性の否定作業、ひいては、いつも常にそのようにしてしか了解されない「聞いたことば」の否定作業を自らに課してくる厳命となる。この厳命は、思えば口のない神が自らの本性を自己否定して、その豊かな内実を顕出するについて世間のことばを借用する動きに対応するものである。これについて、市村光五郎の一文に注目しつつさらに考察しなければならない。

金光様、巳の歳に御下げあるは、

「信心をせよ。信心という事は、しんは我がころ、じんは神なり。我心が神に向ふをもって信心と言ふなり。恩徳の中に居っても、氏子、しんなければおかげはなし。」

とお咄しあり。ありがたき、を(お)それ(お)き理解なり。悟りて見るに、カンテラに油が一杯あっても、しんが

なければ火もうつる事なしと思ひ定め、信心なければ世界が闇なりとさとり、又、カンテラに火がうつらば夜が闇なりと悟り申候事を仮名書き(自分の文章を誰か通しての表現)を以てしるし上げ候。¹²⁾

右は明治十五年十月から金光大神帰幽までの間、市村が自ら理解を聞いて、その頃書き取った自記資料の中の一文である。¹¹⁾当時、市村を含めて世間では、信心を、歴史遺産として慣習化した寺社参詣や祈念祈祷、あるいは精進潔斎、卜占などの諸形式への実直な追従の行為として枠付けていたのに対し、金光大神は明快に信心は心神、つまり「我心が神に向ふをもって信心と言ふ」と市村に提示した。それは、世人としての人ではなく、「我心」、いわば他にかけがえのない個としての人が生をかけて、神の住まいへと志向することとしての示唆であった。したがって、この示唆を受けようとするれば、世人として了解している信心にまつわる世間的諸観念「世論から自らを解き放たざるを得ない。その世間では聞かれない異様なことばを受けて市村が「ありがたき、おそれおき理解」と最上級といってもいい畏敬のことばをもって記したのは、自らの内において自らを規制してきた世論に気付かされると共に、その枠組みから解き放たれて、あらためて信心が、上述した意味での心神として自覚せしめられた喜びの表現とでも言えようか。客観的にみれば、他のあまたあることばの一つとしての「信心」の含意するところが、世間に帰属しない別の視点から示され、それが了得されたにすぎないことになるが、ことばの枠付けについての変革は、たとえ一個のことばについてであろうと、生全体の変革を呼び覚ますことがある。

そこで、「悟りて見るに」以下の文を熟読すると、他の誰でもない市村光五郎が、金光大神の理解に傾聴し、しかも語られることばの枠に囚われず、ことばの根拠としての「ことばの基底場」へ下降せしめられて、自らそこへと参入する相を如実に知らされてくる。市村がそこで見出したものは、ことばでもって表現しえない広濶で明るい領域の現前性であったのではなからうか。その現前性の自らにおける感受が彼を再度、ことばの世界へ送り返すとき、初めて「悟

りて見るに」が銘記されてくる。「しんがなければ火もうつる事なしと思ひ定め」という記述は、迫力の充満したものであり、それ以上解くことを許さない感があるが、あえていえば、ことばへの個的生 \parallel 心の聴従なくしては、ことばの背後世界の理を解き明かし顕示せしめる理解として生起することがないという思い定め、とでも解くことができよう。そしてまた、その聴従がなくては、自らも世人として分有せしめられている世界が闇として閉ざされたままになる。その時、闇とは何か。これまで論及してきたところから言及すると、ありとあらゆることばが世間の枠を組み立て、その動きが歴史的に堆積せしめられて世論となって人を捕縛し、それによって人は個としての生を忘却して世人となり、世間を生の根拠として生きて化石化の一途をたどる人間の生とその世界の問題状況を示唆している、といっても過言ではあるまい。

「氏子、しん(心)なければおかげはなし」という金光大神のことばが、市村光五郎の許で「信心なければ世界が闇」という思い定めへと結実する過程を以上のように考察させられてみると、△理解の関係場▽で語られたことばは、全て、そのまま理解であり、犯すことのできない權威あるものであるという直線的了解は成り立たないし、さらに言えば、個の生をかけて傾聴されることなく聞かれ、吹聴され、世間への通用を図られねばならぬようなものでもないことが明らかになる。ことばにならぬ世界からことばへ、ことばからことばにならぬ世界へ、そしてまたことばへという個の生をかけての往還的言語活動へ、ことばを語るものも聞くものも呼び込まれたとき、ようやく、ことばは世間を闇から解き放つ、明るさの理、つまり、神の世界の豊かな現実性の理を解く働きをもつ理解として結実することとなる。さらに、市村光五郎の記述が示唆するように、個の生をかけたことばの往還過程で、△理解の関係場▽のことばは、時により人により、無限に読み換えられる可能性へことば自体を差し出しており、その読み換えがまた人の生を際限なく深化せしめる力を人に供与することとなる。こうして、われわれは本論での最終の問いへ逢着する。つまり、金光大神のことばを伝達することと、そのことばの読み換えとの関係への問いである。その問いを問うことが、ことばの読み換えとい

うこの内実を一層明示することにつながるであろう。

五、口へ出放題

金光様の御はなしに、巳の歳に理解あるは、

「金神様より金光に、いつまでもみてぬ(ぬき)おかげをはなしにしてを(む)くのぞ。又、巳の歳も信心して神となりて人に丁寧にはなしをしていくのが、まことの道をふんでいくのぞ。」

と御言葉あり。

「金光が下げた言葉を違はぬやうに又下げるのが、これが又生神となるのぞ。」⁴⁶
神になっても神より上になること御誠めあり。

市村光五郎自記の一文であるが、この一文を手掛かりとして、前節の終りに提示した問いを考察しよう。

神から金光大神への要請として記されている「いつまでもみてぬおかげをはなしにしておく」が示唆するものは、入ことばの基底場Vの充溢した内実をことばにしておくことの要請である。⁴⁶この要請は市村光五郎にもかけられてくる。「巳の歳も信心して神となりて」の一句には、市村光五郎が、△理解の関係場Vのことばを理解として自らの内に、自らをかけて傾聴し、前節でふれた「神に向う」、つまり△ことばの基底場Vへと下降し、そこに自らの生の根拠を発見し参入する道筋が指示されているといっているであろう。その道筋を歩みたどりつく場所から、その内実を豊饒さのままに、人、つまり、世間を唯一の生の拠点としてしか生きられない世人へ、ことばをもって告げていくこと、その行為が、ことばを理解として経験せしめられたものの役割、いわば「まことの道をふんでいくこと」として求められている。そ

のとき、金光大神のことばが、市村光五郎のかけがえのないことばとなる。つまり、ことばが個の生をかけたの傾聴によって読み換えられ、そうしてまた語り出されるとき、理解の本性に相應しい伝達が生起するのである。

そこで「金光が下げた言葉を選はぬやうに」ということばをもって言われてくることとの関係が問われてくる。世人の囚われていることばの枠組みからすれば、「選はぬやうに」は、無限の読み換えを起動せしめる「悟る」「腹へ入れる」という個をかけた傾聴を押し止めて、聞かれたことばを、客観的に相違なく、それとしてそのままに他に伝えることとなる。つまり、伝達という言語行為の担い手となる個を可能な限り消去し除外して、あたかも言語機器によるメカニカルな反復作業として伝達が行われるとき、寸分違いのないことばの伝達が実現することとなる。「選はぬやうに」で言われてることがそのようなものだとしたら、それと「又下げるのが、これが又生神となるのぞ」との文脈上の関連がつかなくなるし、内的関連を問うことさえできなくなる。「生神」ということばは、物理的機械的概念ではなく、個的なるものうちで、最も個的な生の充溢を△ことばの基底場√との関係で言いあてた、それゆえに比喩的なるものとして了解しておかねばならない。その充溢がことばと成るとき、つまり伝達が生起するとき、「生神」が成就し現実化する。そう思惟せしめられてくると、「下げた言葉を選はぬやうに又下げる」の「選はぬやうに」という伝達行為に關つての指示は、△理解の關係場√で聞き取ったことばから、ことば（仮面）の背後世界としての出所、つまり△ことばの基底場√へと、ことばを傾聴しつつ行き届いて下降する、その確かさを求めた指示であることが了解されよう。さらに、その指示は、行き届きゆく場の内実の体認を得て、世間としての人、つまり化石化の一途をたどらざるを得ない世人へ、自らにおいて読みとり選びとったことばをもって、その内実を贈る担い手となる確かさも關つている。したがって「選はぬやうに」という求めは、端的には、ことばを理解として聞きとるものと△ことばの基底場√との關係の厳密さを問うものであって、その厳密さに支えられる限り、無限の読み換えを許容するものであると言えよう。それゆえ言語機器がなす正確な反復伝達や、拡声・増幅伝達による違いなさとはおよそ關係のない領域の事柄であると考えね

ばならない。そうしてみると、

秋山一家に対し、

「お前方には、大人でも子供でも誰でも取次をさしてやる。お広前へ誰でも出て、口へ出放題を言うておけ。おかげは、神から授けてやる。」
と仰せられたり。⁽⁶⁾

という「違はぬやう」ということばとは、およそ趣を異にした「口へ出放題」を伝える秋山キヌ^(六八〇四六)の口承資料も、上述した厳密さと関って了解されよう。△ことばの基底場▽に関しては、学識や知識、あるいは常識などは、本来的には関係のないことである。差し向けられてくることばに傾聴することへ自らを放下する、その確かさによって支えられるとき、口へ出放題のことばは△ことばの基底場▽と親密な関りを持たしめられてくる。そこから、そのことばが口から出放題という様相を現象的には呈しているも、その場の内実、つまり神の相をことばを通して世人に送付する配達夫としての「生神」を成就せしめられることとなる。

それゆえにまた、そのことばの伝達は技術の事柄ではない。金光大神理解を、世に最も効果的に広く確実に伝えるためにはどうしたらよいか、などの技術的問いを生む領域の事柄ではない。このことは、初代白神新一郎^(二八〇八三)帰幽後、次男信吉^{前出}白神新一郎^{二代}がその取次の業の継承に際して金光大神と問答しているところからも察知しうるだろう。八木栄太郎^(六八〇四四)の筆写資料に依ると、継承するかしないかの問答後、

「然らばおみくじなりと御授け下されませ。」

と(信吉)申されると、

「それは信心次第のもの。先ず先ず、そんな事をせずに、信者に理解をしてやればよろしい。」
との神言。

「其理解の方法を承りたいものです。」
と申されると、

「理解は其人に就てするもの。予め斯々せよと方法を授ける訳には行かん。何も其様に心配する事はない。只一心に信心して居れば自然と分ってくる。」

と仰せられ……^④

と記されている。方法はなく「只一心に」信心することで「自然と分ってくる」というのは、その人によって、△ことばの基底場▽への眼差しが一筋に向けられ、その場の内実が体認されることで、その内実がことば化される兆しを自らにおいて認知するかどうかに関することである。そのようなものとしての理解のことばの伝達を技術の事柄にすりかえるなら、その伝達は△ことばの基底場▽と乖離して、かつて信仰であったものから形骸として残されたことばの世間の枠組み内への譲渡行為の別名となろう。そればかりか、必然的にその行為は世間の価値評価の対象となることから避けることができず、それに対する配慮から、伝達すべきことばを生む△理解の関係場▽という極めて個的な場さえも、その譲渡行為をより有利に全うせしめるために用立てられることになろう。こうして、△理解の関係場▽はその本来具せしめられた本性を放棄して、世間の枠組み内で宗教にあてがわれた一領域を確実に占拠することを目指した宣伝活動の拠点としての様相を呈し始めるのである。つまり、△理解の関係場▽のことばの伝達は、世間へのことばの譲渡行為としての宣伝活動へと変質する。宣伝としての伝達は、かつて金光大神がそれに出会って沈黙した噂話の組織化であり、

それゆえに∧ことばの基底場∇を隠蔽する強圧的な力となる。こうして∧理解の關係場∇が宣伝としての伝達へ一貫して用立てられるようになると、当然「話を聞いて助かる」道としての働きは無化され、単なるキャッチフレーズとして見過ごされるか、疑惑・不信の渦中へ投入されることとなる。そこから、「御教を伝達すれば其俣おかげ」^⑧となったという事実や、「拍手一つ打つ術も知らずとも、只此方の教を聞いて有難いとの感じが湧き出たならば、それで一切の祈念は成就する」^⑨などの嚴然としたことばが、過ぎたよき時代の、時として想起される昔語りか、それとも金光大神その人をも含めた遠き世の人びとの幻想として評価され、まさに∧理解の關係場∇のことばは、言葉通り残影として手元に横たわることとなる。

あとがき

図式的に言うことが許されるならば、∧理解の關係場∇は、世間と∧ことばの基底場∇との中間に位置せしめられている。このことは、本文で明示したところである。用いられることばから言えば、∧理解の關係場∇のことばは、世間の枠組みを設定すると同時に、世間の枠内で有効な世論を成すことばの層と隣接し、その帰属關係から言えば、世間とは最も遠い∧ことばの基底場∇に根付くものである。世間に通用することばが常に∧理解の關係場∇では借用されずにおかないということからすれば、理解として結ばれてくることばは、常時世論の鈍舌さへ変質せしめられ、世間の枠組み内へ移されて枯渇する危険の只中におかれることになる。そうなればそうなるほど、理解としてのことばは、自らの帰属先の本性に従って寡黙になり、沈黙してゆくことになる。このように、∧理解の關係場∇とすることばは、現象的に見るならば、その位置からしても、微妙に揺れ動き、不安定をその性としている。そうしてみると、たとえ哲学のものであれ、文学のものであれ、ことばが商品としての有効性でしか計られなくなりつつある時代において、∧理解の關

係場Vのことばを理解として成熟せしめる可能性はどこに残されているか。また、それをAことばの基底場Vから人を乖離せしめる宣伝活動から守り立てるものは何か。また、そうした問いを問わざるを得なくさせられつつある危機の迫りの中で、誰がAことばの基底場Vから差し向けられたものとしてことばに傾聴し、それを理解のことばとして成就せしめうるのか。こうして本論から導き出される問いは際限なく問いを生むことになる。しかし、あまり性急に問い過ぎてもなるまい。というのは、問うというその苦勞さえ、結局、回り道をした世間へのことばの上場にしなければならないことがあるだろうから――。

(教学研究所所員)

注

① 「話を聞いて助かる道」が金光大神によって顕出されることになった過程とその意義については、拙稿「慣習世界と信仰形式」紀要『金光教学』第一五号参照

② 金光教本部教庁刊『金光大神覚』(以下「覚」)二六二頁

③ 市村光五郎(一八一九)は岡山県邑久郡国府村大字土師の人で左官職であった。明治十五年(一八八二)、金光大神にふれ、同年十月より金光大神の帰幽に至るまでに聞きとった理解を書き取った。さらに、金光四神より金光大神理解について聴取したものについても、記録している。なお、これらの記録は、明治二十年、本部教庁に提出された。

佐藤範雄(一八一九)は、布教公認と教団組織形成への念願から、明治十五年(一八八二)秋より、翌年の夏までの間、金光大神のこと

ばを書きとり、「神誠・神訓」の基礎資料とした。なお畑愷『金光教教典研究』には、このことについての詳細な論述があるので参照されたい。

④ 明治二十七年(一九〇四)、金光教会創立十年祝祭を四月十日、神道金光教会本部において執行し、明けて十一日、教祖遺訓拾集の旨を口達、同年六月一日、神道金光教会専掌名で「教祖御遺訓集拾の件」という通牒を、各分支所長、説教所事務所担当者に送付し、教内に流布されていた金光大神の教えを収集した。市村光五郎の記録、荒木基忠の「教祖之御遺訓覚書」大喜田喜三郎「教祖生神金光大神様御直言」、片山彌助の記録、神原八重松「教祖御遺訓」小林財三郎・利守千代吉・角南佐之吉の記録、白神新一郎「教祖御理解」、畑徳三郎の記録、光谷要次郎「近藤藤守杉田政治郎より伝聞した教祖御遺訓」、吉本吉兵衛

の記録等が現在確認できる収集資料であるが、おそらくこの時の資料は大半、後の教典編纂委員会へ持ち込まれたと推察しうる。

明治四十年(一七)教祖二十五年記念大祭の記念出版物準備のため佐藤範雄を編輯長として「教祖御畧伝編輯」のため、佐藤金造・山本豊・畑徳三郎・白神新一郎・近藤藤守・安部喜三郎・片岡幸之進・高橋富枝らが同年六月八日付で委員として任せられた。しかし動きのないまま、明治四十三年(一九)に至り、高橋正雄をその常務委員に任じた。高橋正雄は同年四月二十九日から約一年間、各地へ出張して、金光大神に接した人びとを対象にしての聴取活動を行った。明治四十三年夏、委員の佐藤金造が倉敷で、東京帝国大学の姉崎正治より「伝記よりも布教材料の蒐集が順序ならずや」との示唆を受けて以降、伝記作成の意図は、次第に教典編纂の方向へ傾斜し、翌四十四年(二〇)よりは、「教典編纂費」の名目で、委員会の費用の予算化がなされ、「教典編纂委員会」と改称されて、収集編纂活動が大正二年(一九)まで続けられた。その間に収集された資料の全貌は未だ不明であるが、森政隆が芸備教会で、昭和六年(三九)より十年間修行中、佐藤範雄の書院に保存されていた資料を筆写したものが、現在「教典編纂委員会資料」として残されている。それに加えて、高橋正雄が聴取活動していた頃のノートが「教典編纂委員会資料原ノート」として本所に保管されている。

昭和八年(三九)本部教庁は、教祖五十年大祭を迎えるに際して、

当時生存中の、教祖に拝接した人びとを各教区を通じて調査し「直信教信徒調」を作成資料化した。明治四十三年時点で調査漏れの人びとを含め五十九名から金光大神言行に関する資料が寄せられている。

⑤ 直信手記、明治二十七年の「御遺訓」資料、教典編纂委員会資料、岡本駒之助の金光四神教語に関する手記等を基礎に、各種の筆写資料が残存している。

⑥ 資料批判的側面からこの問題を分析した拙稿「金光大神言行録の諸課題」(昭和四十八年(度)研究報告)中の第一章参照

⑦ 『研究金光大神言行録』(以下「言行録」四卷二三三五八

⑧ 昭和二十二年(四七)六月、教祖伝記奉修所が設けられ、それ以後、金光大神事跡に関する調査が進められた。その時、取り扱った教典編纂委員会資料をもとに、所長和泉乙三が編んだ草稿で全三巻ある。

⑨ 『言行録』三巻末、参考資料三八七頁

⑩ 拙稿「慣習世界と信仰形式」紀要『金光教学』第一五号三五、三六頁参照

⑪ 和田安兵衛伝『言行録』三卷一九一二

⑫ 松本太七伝『言行録』三卷一七〇七。また、金光大神理解の詳細な記述をしている山本定次郎は、「三遍参り四遍参り一度御話承りたと思う。余程教祖が御機嫌よくなければ御話なかりき。四時間も五時間も待ちても御話なかりき。』『言行録』三卷一八五五と金光大神の寡黙さと沈黙の様子を伝えている。

- ⑬ 『覚』四八、四九頁
- ⑭ 近藤藤守伝『言行録』四卷二三二八
- ⑮ 「言語はそれ自体すでに理論である」と述べたのはオルテガであるが、彼は『社会と個人』で世論の力について次の様に述べている。「言語は言語の慣習の巨大な体系、慣用語と形式化した構文形式の巨大なレパートリーにはかならない。……単語や構文形式はつねに意味、見解、意見を持っているがゆえに、人びとの話は同時に人びとの持っている意見の、「世論」の体系である。すなわちそれは、われわれの中に浸透し、われわれの中に吹きこまれ、ほとんどわれわれを内部から満たし、そしてわれわれを外部から圧迫するところの世論の巨大な総体と言える。」『オルテガ著作集』5白水社刊二三五頁。そこで、九百九十九匹の猿という象徴的言表を、オルテガの分析をもってすれば、それは「世論の体系」もしくは「世論の巨大な総体」そのものであると考えるとよい。
- ⑯ 『覚』一五〇—一五五頁参照。なお、「休息」の態度の歴史状況内での意味については拙稿「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第一二号三五—四六頁参照
- ⑰ 石井この伝『言行録』一卷九三
- ⑱ 高橋富枝伝『言行録』三卷一二六七
- ⑲ 大本藤雄『言行録』一卷四六一
- ⑳ 樋口鹿太郎伝『言行録』三卷一五六〇
- ㉑ 藤井きよの伝『言行録』五卷二六四八
- ㉒ 福島儀兵衛伝『言行録』五卷二六一—四。その他、八木栄太郎の筆写資料では、坂根利三郎への理解として「神は声もなし姿も見へぬに依て、人を以て言はせる……」とある。
- ㉓ それにしても、金光大神の言表が提示されているにも拘らず、『覚』の各所に出てくる「お知らせ」や直信・先覚たちが受けた「裁伝」の多くの例をあげて、神には声もあり、ことばも所有しているという反証を客観的真実だと主張する人びとは多い。しかしながら信仰のことばは、それが真実を語るほど、そのことばの基底は、ことばでは表出され難い沈黙をその本性とする世界へ深く根付いていく。その世界へ根差し、根差すことで、その世界からの名指しを受けて、語るべきことを名指しのままに語るとき、「お知らせ」「裁伝」として表出される。興味深いことには、哲学者ハイデッガーが、最高の思索的な語りについて「思索の語りは黙示である。この語りはまことに言語の最深の本質にそぐうものである。なぜなら言語は沈黙のうちにあるの根源をもっている。」「ニーチェ」「ハイデッガー選集」二四理想社刊五三三頁と記している。世間的視座からすれば、「ことばを発しないこと」「口がないこと」は消極的な価値の低い事柄となるが、以下本文で述べるように、それはむしろ最も豊饒な充溢した現実性を示唆する事柄である。
- ㉔ 「お知らせ」・「裁伝」と「理解」の差異が問題になるが、詳細な論及は後日にゆずって、ここでは、その出所については本質的な違いはないこと、違いは前者は神とその名指しを受け

る者との二者の関係の事柄に属し、後者は、その二者に、そのことを教えとして聞き受ける者が加わる三者の関係の事柄に属することだけの指示に止めておく。注²⁶参照

②5 『覚』一三三頁

②6 吉原良三伝『言行録』三卷一八九四に「あの方のは、何に付けても道理が一番に出ました。」とあるが、金光大神は、しばしば「道理」を口にした。しかしそれは、常に神と人との関係に基づく「道理」であって、近代的合理性の範疇内のことではない。ここで「理」としたのは、人間理性の側での道理と混同されるのを避けたまでのことである。

②7 青井サキ・荻原豊松の場合をとりあげた、前出「慣習世界と信仰形式」の「まえがき」、および「一、金光大神広前における理解形式への移行」参照。また、真鍋司郎「論理と非論理の世界」(昭和四十八年)参照

②8 いわゆる「現世利益」の希求といわれる入信の動機は、世間の八陣組み外粹付けVとしてのご発行になった流行神に一時身をまかし、その験を得て世間復帰をはかろうとすることと関る。したがって、「現世利益」は、事柄それ自体としては人の生の根拠からの変革を呼び起こすものでないことは銘記されねばならない。

②9 和田安兵衛伝『言行録』三卷一九〇四

③0 市村光五郎伝『言行録』一卷四〇八

③1 例えは、高橋富枝の伝えに、「教祖、初めは八お蔭を受けて

畝俵取らして貰うて、一俵供へれば九俵は我が物になる。それを重箱の隅で済ますやうな事をするから、後のお蔭にならぬVと言ふやうな教をして居られたが、八金光様も怒なことを言はれるVと言ふ者ありて、後には、そんな教はせられぬやうになった」。『言行録』五卷二五〇一・三卷一二九五参照。これは誤解の具体的例証で、神との関係のあり方についての指示が聞き取られないで、人とのあり方への指示として誤解されている。その他、国枝三五郎伝『言行録』四卷二三〇一、斎藤宗次郎伝『言行録』二卷一〇〇三など誤解・曲解を象徴的に問題化した理解がある。

③2 相沢新造伝『言行録』一卷四

③3 大喜田喜三郎伝『言行録』一卷四六六

③4 伍賀慶春伝『言行録』二卷六六九

③5 難波幸伝『言行録』三卷一五一〇

③6 近藤藤守伝『言行録』二卷九四二

③7 吉田芳助の伝えに、「其後(明治十二年^{一八七九})に金毘羅様の木札の如き大きな札を頂きて帰り居りしが、由宇の人が二三人も、それを大谷で受けて来てくれと頼まれ、金光様へ願ひしに、止められ居り。誰が言うても、もう出されぬと言ふこととなり居たるが、段々御願せしに八神の言ふことを逆ふから、逆さ事に遭ふVとて悲嘆せられたり。其御心は八神が(札を)出すなど言はれるものを出すから、子供(桜丸^{金光様雄の長男}、明治十四年^{一八八二}九月十七日、四才で夭折)が死ぬるVと言はれたるなり。八信心して居る間は勿体ないと思

うて居るが、信心がすたると粗末になるから出せぬ」と言はれ居たり。木札は世話係の方寸より出し居たるものが、神の御心に叶はぬなり。始めは須佐之男命と言ふのが出で居たるが、後、金神社と言ふのが出で居たり。其金神社の方のを頂きてよりの事なり。」『言行録』三卷一八八五とあり、その頃の事情を伝えてゐる。歴史的経緯については本所所蔵資料佐藤範雄「教祖立教と制度の沿革史要」二五頁参照

③⑧ 佐藤光治郎伝『言行録』三卷一一一七

③⑨ 市村光五郎伝『言行録』一巻二一六

④⑩ 近藤藤守伝『言行録』八五八

④① 山下石太郎「実行の基礎は信仰」『大教新報』明治四五年五月一〇日三一七号参照。八木栄太郎伝『言行録』五卷二九五

○

④② 市村光五郎伝『言行録』一巻一六七

④③ 市村光五郎は金光大神の理解を聞き書き記した頃の状況と自らの態度について「大谷の金神様へ巳の歳が参る時には、誰一人も参詣の人ござりませずして、金光様より金神様（神）の御はなしをしづかにいただき、わがやにかへり（書き記した。誰にか不明、おそら、く片岡次郎四郎にか）さしあげ候。かながきにして、たらざるところはさとりて御ひろめ下され候。若しまちがひあったら、まつ代のあやまり也。巳の歳もしんじつをもを（こ）

しあげ。金光様をけがしてならずとおもひます。」（『言行録』一巻一八四）と記している。

④④ 拙稿「慣習世界と信仰形式」前出紀要『金光教学』第一五号四五頁参照

④⑤ 市村光五郎伝『言行録』一巻一七〇

④⑥ 山本定次郎もまた、この要請について伝えている。「此の広前へ参りて御願し、全快すれば御礼参りをすれば大願成就とする人もあるが、此の神様の御蔭で全快すれば、此方の話を聞いた事を他の難儀者に伝へ、一人増しに真の信心する人の出来る様話伝へるのが神様への御礼に成るのである。……」『言行録』三卷一八二二。また福嶋儀兵衛は明治六年（七八）正月参拜の際の金光大神理解として「神信心しておかげを受けて、人を助ける身にならせて貰いなされ。神心となつて、受けたおかげを人に話して、真の道を伝へるが、神への御礼。それが神のお喜びぢや。」（『言行録』五卷二六〇九）と、その要請を伝えている。

④⑦ 秋山キヌ伝『言行録』一巻三〇

④⑧ 八木栄太郎伝『言行録』五卷三〇三二

④⑨ 佐藤範雄伝『言行録』二卷一一三三

④⑩ 八木栄太郎伝『言行録』五卷二九五九

神が世に出る論理

——金光大明神誕生前後における——

高橋行地郎

はじめに

世が開けると言うけい(ども)、開けるのではなし。めげるのぞ。そこで、金光が世界を助けに出たのぞ。^①
(傍点引用者、以下同じ)

これは、旧秩序の崩壊、社会規範の喪失が、いよいよ顕著になり始めた明治の中頃、一農民から土俗の神として誕生し、その働きを二十年余社会に問うて来た金光大神が、時代社会の進み行く方向の危険性を見事に喝破し、宗教者としての社会への関りの在り様を端的に提示して語った言葉である。ここで注意したいのは、金光大神の場合、いかに「世界を助けに出た」といえども、いわば世直しというような社会変革運動に乗り出すという直接行動に出たのではなく、世の人々の難儀を自らの信ずる神によって救済に導き、すぐれて宗教的営為を通じてのみ「世界」(世)救済を果たすという揺るがぬ指向性が秘められている点についてである。それにしても、右の金光大神の言葉からわかるように、世を

助けることと世に出ることの関係が相即なものとして捉えられていることは、重大な指摘だとして受け止めておかねばならない。殊に世に出ると発言する、その意味内容と方向性については、金光大神の布教形式が広前に座るといふ特異なものであるだけに、究明のメスを研ぎすませる必要がある。

果たして、人を助けること、世に出ること、広前に座ることの三つは、同義概念、同一指向なのかどうか、これが本稿における課題である。筆者は、この三つがダイナミックな構造的連関を有するものだ、というおよその見当をつけている。その一つでも欠落すると、金光大神の宗教営為は瓦解するといってもよく、逆に三つが有効に働き合うことによつて、金光大神のいう「世界を助け」ることが可能になるのだと思う。その点今日迄、金光大神のいわゆる「立教」以後をとかく神前への座り切り、門外不出、振り売りせずという一連の信仰姿勢や布教態度に見られる不動性をもつてのみ説くことが本教教義の常識となつていているけれども、それは金光大神の世に出る指向性を等閑視した偏った主張だといわざるをえない。このような視点で、生き神となつた当初の金光大神が人を助けるために専心広前に座ることになつたことと、彼の神金神が世に出ることとの内的関連を問うてみたい。

筆者はこれ迄、彼が生き神として誕生する過程について、神号変遷の順に従い、文治大明神が金神祈禱者の誕生過程であるとし、金子大明神が救済原理（取次）の発見過程であるとして、それぞれの側面から考察を加えて来た。本稿もこの路線を踏襲して、大明神神号の最後である金光大明神の誕生過程に関して論究を試みるものである。金光大明神は、安政六^{一八}年六月十日に誕生した金子大明神のすぐ次の神号で、その約三年半後の文久二^{二八}年十一月二十三日に許されている。概略、文治大明神の誕生過程が神になる時期、金子大明神のそれが人を助ける時期だと仮定すれば、金光大明神のそれはいかなる時期ということになるか。その点この時期を、当時世の人々から悪神だとして幽閉されていた金神を主に世に出す時期だと一応規定できるとして論を進めていくことにする。④問題は神を世に出す、その出し方である。そこに金光大神なりの特異性が認められるだろう。それらは逐一拾い上げてみなければならぬ。

ここで扱う年代は、安政六年十月二十一日のいわゆる「立教神伝」前後から、元治元(一八四)年一月一日の布教公認のた
めの「宮建設の神伝」ぐらい迄となろう。なお、金光大神の呼称についてだが、論述の都合上、すべて赤沢文治もしくは
は文治とした。

一 肥担ぎ金神への迫害

赤沢文治にとって、安政六年の十月二十一日という日はエポックメイキングな日であった。それは次のような出来事
があった日だからである。

之(家業継承者の浅吉が「百姓の大役」である牛使いと唐臼挽きを難なくこなしたことを御覧になった教祖は、家事の上も
心配なしと、此時初めて、御家族一同を会せられ、

「神様の御教の任まかに、今日より、専心御道に奉仕すれば、此の身は已に世よになき者ものと心得よ。以後決して家事の当
にはすな。但し、大事の相談に丈は乗りてもやらん」
と宣告せられました。^⑥

この出来事は『金光大神覚』(以下『覚』と略す)では、「金子大明神、この幣切り境に肥灰さしとめるから、その分に
承知してくれ」(八一頁)という一文に始まる「お知らせ」内容が縷々述べられ、その後この出来事を締めくくるか
の如く、「一つ、仰せどおりに家業やめてお広前相勤め仕る」(八三頁)と記されている。

およそいかなる生き神がこの世に誕生する場合も、世を出ることと世に出ることという、二つの逆方向の指向性と矛

盾要素を抱え持つのを宿命とする。つまり、社会からの離脱、退却と、社会への進出、宣布という矛盾した問題をいかに担い、どのように止揚せしめていくかは、宗教者が誕生する際のいわば陣痛ともいえるもので、その痛みは誕生以後も存続し、その忍耐いかに、誕生した神の教義内容をも決定する程に、この問題は大切な問題である。赤沢文治が自らの信ずる土着の神金神の靈験を社会の人々に漸次付与し始め、農耕者から宗教者へ転身、転職する過程も多分に漏れず右の問題を担わしめられている。

先に引用した資料が示す通り、彼がこの四十六歳の時完全に世を出ることを決意した際、自らを「世になき者」と自己規定している。しかし、世になき者となるためには、家業の放棄、経済の不安、家族との決別、親戚の反対等々俗社会の生活価値や形態から離脱するについての種々の問題を解決していかなければならず、彼の内面の闘争にも似た苦惱は想像を絶するものがあつたと思われる。その具体例を一つ紹介しよう。それは妻との離婚問題で、文治がまだ農業をしていた頃、妻に対し金神祈禱者への転身を理由に離婚を迫ったところ、妻は大勢の子供があるからと、その要求を拒否したという^⑥。又一説によると逆に、「御広前詰ニて農業ニ疎か勝となり稲も麦も丈短くして家内之機嫌を損じ為にりゑんの相談も度々阿りしが秋収穫ニ他人作と変りなき故前の相談立消となる事大凡四五度なり^⑦」とある。いづれにしても、文治が宗教者への転身に熱意をこめることが、家庭破壊の可能性を多分に有し、その破局寸前迄問題が深刻化していたことは確かで、いかに世を出ることが困難であつたかがわかる。困難であつただけに、文治にとつてはそこを乗り越えた証として、又ここからの新生活の踏み出しの印として、ぜひともこの時点では一つの宗教儀礼が必要であつた。それが「色紙(略)五枚重ねて、七五三のちぢみつけて幣切り、幣ぐしかねで二尺五寸、改めあげ」(『覚』八一頁)るという儀礼であつた。当時幣は神靈を憑依させる呪具で、その幣を文治自身が切つたということは、これ迄述べて来た線からいえば、世を出ることと世に出ることの二つの相反する対社会指向を同時に含み込んだ儀式であることを意味するともいえよう。その幣を持って文治は、彼の広前に参詣して来る世の難儀な人々に対し、あるいは金神教義を説き、

あるいは現世利益を与えて、いよいよ宗教者という社会存在として位置していくことになるのであった。

そうだとすると、文治が宗教者への転身のために世を出るといっても、在家のそれであったがために転身以前に引き続いて文治は次の様な試練を余儀なくされている。一つは家族との間のものである。ある年の氏神祭の際、妻は親戚への接待に懸命であったため、参拝者へ長時間金神教義を説く文治に対し不足の念をもっていた。それに対し金神は、「親類が大切なか、一人の氏子が大切なか。神には考があつて教へをして居るに、それを不足に思はふが」と激しく訓戒した。世俗社会での義理人情という絶対価値へ執着する妻と、社会の底辺に喘ぐ民衆の救済に情熱を燃やす文治の相違する価値観が、ここでは正面衝突している。今一つは親族の反対であった。その急先鋒は岳父の古川八百蔵で、当時村落内において経済的には相当上位を占めていた文治が、宗教者へ転身することは狂気の沙汰で、百姓復帰を幾度となく勧めた。それに対し彼は、田畑がなかつたら百姓をせよとは言うまいと、当の八百蔵に万延元(六〇)年に田地を売却し、続いて文久元(六二)年には藤井駒次郎に譲渡している。その時の文治の態度は、「かつえしんだらまい」とか「喰へれば喰ひ、喰へねば喰はいでもよい」というもので、世を出る者としての揺るがぬ決意を秘めたものであった。

かくて、赤沢文治が世を出る営みを地道にかつ着実に進めていくことと並行して、多くの人々が金神の靈験を求めて彼の広前を訪れるようになった。それらの人々を通じて神が世に出ることになり、それなりに理解者も多く現われたわけだが、その相は後述するとして、ここでは彼が既に世に出ているが故に出会わされた中傷や迫害などの法難について述べる。第一は庄屋の小野四右衛門である。村共同体の代表統治者である彼は、一方では文治の宗教営為を理解しながらも、一方では文治が世を出るその出方を看過しておくわけにもいかず、「金神を拝まあ、なんのう言ふが、ありゃあ百姓ぢゃから、百姓をさせねばならぬ。業を止めて、あないなことをさしておいてはならぬ」と考えて、説諭した。それは文治の家族のことを案じてのことであった。これに対し金神は、「小児は神が飢へさしはせぬ。たでの穂一本も作らいでも、先きの日で難儀はさせん」と文治に語り、その宗教営為を過たぬよう力付けた。第二の反文治氣勢は地域共

同体並びに近郷の一部の人々である。彼らにとっての文治像は、「大谷の肥担ぎ金神」「金神狸」という蔑称が示す如くで、正当な評価を与えてはいない。なるほど彼らからすれば、文治は土を掘る百姓の土の放棄という点から、そして悪神金神への狂気じみた盲信という意味で、擲擲せざるを得なかっただろう。こうした一部とはいえ集団的ともいえる庄力^⑩に対して、文治はどのような心情をもって対したのだろうか。

近い所の人はおかげをよううけず。それと言うも、金光様、元が百姓によって、じやい（地合い）をしって居られるから、人間を軽う見られるからおかげなし。そして灯台下暗しと言うことがある。^⑪

これは金光四神の理解だという伝承である。金神を世に出す仕事に専従する「人間（文治）を軽う見」た地域住民は結局、金神の靈験には与り得なかった事実をこの伝承は物語っている。おそらく文治自身も、他の資料からもわかるように、右のような識見を持っていたと思う。ここに「じやい」とは経歴のことで、地域共同体並びにその周辺の人々は、「肥担ぎ」という文治の前歴を知悉しているが故に、金神の靈験力に一目置きながらも、彼をマイナス評価せざるを得なかったのだろう。彼らは又文治を狐狸憑きだと中傷したが、このことは逆にいえば、それだけ大谷金神の存在が小社会内とはいえ看過しえぬ存在に迄なりつつあることを示している。

大谷金神が世に出るのについて、なんといいながらもその反対勢力の最たるものは、既成宗教者として民間活動に携わっていた山伏群であった。山伏と文治の対立問題の考察は、本号所収の早川公明の論考に委ねるとして、ここでは本稿の課題に関する点についてのみ述べることにする。山伏たちは、文久二^{二六}年三月の鴨方小坂の蓮行院を初めとして、矢掛の智教院、児島の尊滝院という具合に次第に文治の宗教官為に干渉を加えた。その主たる理由は三つで、第一は山伏と文治の教説内容や祭祀形式の近似性であった。^⑫第二は文治の方角日柄否定思想という教説内容の全き相違性である。こ

のことは山伏から見れば、彼らの専売特許ともいえる金神の根本性格を改悪変容した点で、金神を略奪する行為に他ならなかった。第三は文治の挑戦性であった。一時は文治の理解者たちの働きにより文治の宗教営為も合法性を得た時期があったけれども、百姓の宗教者への転身は所詮山伏群への挑戦行為と受け取られても仕方がなく、ある時期はもぐり営業であったし、又ある時は縄張り荒しに他ならなかったといえよう。

大略以上の理由で山伏群から文治は神前荒しや金品のゆすりたかり等の妨害干渉を受けた。いわばこうした法難に對して文治はいかに対応したのだろうか。一つは、「この方は人が助けたい計りにこうして居るのぢや。此方を殺しておけ。そうすれば法印の云ふ様にならうぞ」と激情を露呈して拒絶姿勢を示している。今一つは「負けて居れ、こらへて居れ」という忍従態度である。一般にこれ迄文治の山伏に對す態度は、無抵抗一方という線での理解の傾向が強かったが、その忍従性には「かきさく様に思う」^②内面の加熱、燃焼性が秘められていることに注目しておくことがある。それから、文治の山伏対応として忘れてはならないのは、文久二年七月、同志である笠岡の齋藤重右衛門の広前への出張のことである。^③この動きは、金神が世に出る上で惹起する諸種の問題に對し、その問題渦中へ自らを立たしめるべく、出向いて行った文治のアクティブな相と問題処理への積極性を示す動きの一つであるといわねばならない。

以上、赤沢文治が世を出ることと、大谷金神が世に出ることという二つの矛盾する対社会指向の具体相と問題性について詳述して来た。その結果、大谷金神への反対勢力の範囲が、家族、親族、村民、近郷の人々、既成宗教家という具合に漸次拡大していくことがわかった。そのことは大谷金神やその教義が世に出ていくその浸潤の勢いが急になったことの証左に他ならないことを示しているのであった。

二 金神教義の社会進出

赤沢文治が正式に金神の靈験を世に出す証として五色の幣を切った頃には、既に多くの参拝者群があった。しかも、ある程度の固定信者層もあったと考えられる。そのためか彼の広前はかなりの活況を呈していた。当初の様子は神前といっても装飾品はなく、供物もごぎを敷いて並べられ、床に小さい厨子が置かれていた程度の質素なものであった。²³ところが、安政六年の暮には翌年正月の供物ができないからというので、床へ二段の仮棚を拵え、散錢びつも設置された。²⁴文久年間に至ると、広前は文治の求めたものや靈験を受けた人々の寄進した五幅の幕、金幣、鏡、大提灯、賽錢函、絵馬等々が賑々しく飾られていたと伝えられる。²⁵文治は多数の参拝者を迎え入れるために大小便場所を新設したり、土間を座敷に改造したりなどして対処した。²⁶年代は前後するが、参拝者の増加は次第に家族七人の生活空間を奪うこととなり、それを提供するために、文久元(一八六〇)年には東長屋を新築した。

東長屋の新築は文治の立場からすれば、家族とより一層徹底した別生活をする事によって、金神広前にいよいよ座り切ることを可能にし、そのことで人を助ける機能が十全になしうることとなった。当時在野の山伏達は自己の屋敷内に住宅と堂宮の二つを所有し、祈禱時だけ堂宮に籠って、大半は住宅で生活するという在家形態をとっていた。文治の在家のあり様も住宅新築により、一見その外的形式が山伏と類似するところとなったが、住宅と堂宮の二重生活の在家のあり様の可能性を一本化し、広前に座り切ることに専念した点大いに異なるところである。それは当時の既成宗教者のあり様が日常的には神仏とも、又世の人々とも没交渉であることをほとんど常としていたことを思えば、一つの場の中に人々への靈験付与を待つ神が住まい、その神の居所に常住座臥守り役としての文治が侍り、そして神人共に在す場に靈験を求めて世の人々が集うという三者共存、共済の場がこの世に存在していることは、確かに注目に価すること

あった。それからもう一点東長屋の建築で注目しておかねばならないのは、その建築構造と方法である。東長屋は「二間に四間、にわ四尺、間中ひさし、一丈一尺柱立ち」（『寛』八五頁）という構造様式で、そのことをわざわざ『寛』に克明に記述しているのは、そこに何らかの決意が文治にあったことを示しているといえよう。「二間に四間」という建築様式は死に坪といわれ、死間の家になると俗に忌み嫌われていた。「一丈一尺柱立ち」も、その柱の長さが「病」という不吉な長さに当たるため、専門家筋では忌避されていたものであるという。②③ そうした世間の常識に逆行する如き文治の行為は、人々の間に「あんな家を建てゝおるが、ろくなことはあるまい。子孫は絶えてしまふであろう」④との噂を呼んだ。又世間一般では呪縛的な方角日柄に対して柔軟な態度を示したこと、そして棟ではなく広前で破格な上棟式を行ったことなど、彼の建築の進め方はことごとく社会通念と懸隔していたものであり、又金神の報復や怒りを買う如きものばかりであっただけに世人の著しく注目するところであった。

金神は、当時の人にとって、人間の幸不幸を根底的にかつ最終的に司掌する神として位置していた。金神の禁忌に触れると、せつかくものにしてきた幸福もたちどころに逆転されるところから、この神は畏怖の対象として扱われた。このような金神と人々との関係は、例えば家普請ということに限定すれば、次のような現われ方をしていたと思われる。民衆と呼ばれる人々のところでは、自らが粉骨碎身の努力を払って出世繁盛、家運興隆を実現し、その一代をかけての労働の結晶として家普請を成就せしめ、もって村社会に名声を誇り子孫にその名を残すことが、等しく彼らの必然の使命であり、かつ至高の幸福事であつたろう。ところが、幸いに社会人としての幸福を獲得し、家の歴史の継承という使命を果たしたそのほとんど唯一の証として、家普請を成就するのについての最大にして最終ともいえる関門は、その筋の専門神である金神といかに付き合うかということであつた。いわば金神は、世の人々の汗と血によって得た生涯かけての幸福が今まさに開花結実せんとする際に、その成就不成就の鍵を握る神だったともいえる。それも不成就の鍵をもつて不幸を惹起せしめる場合が多く、その点金神は全否定の神、幸福破壊の神であつたのである。その全否定の呪縛か

ら解放される唯一の方途は曆の指示に従うことをおいて他にはなく、大抵は曆の奴隷と化するのを常としていた。そうした奴隷に可能なことは、あるいは鬼門については普請を回避し、あるいは三隣亡については建築を延引したりすることであった。又、金神七殺の残酷性を畏怖して「金神除」「金神封」などの便法上の逃げの手を打ちながら、方角日柄を遵守する以外に方法はなかった。後年文治は、金神との対応に苦慮する世の人々の実相を的確に把握し、人々に幸福の道を約束するのについて次のように語っている。

方位と言やあ、建物のある方が塞り、建物の無い方があき方ぞ。家相は氏子の都合のよきが善い家相じゃ。三隣亡
 といやあ、倒されると言ふて恐れようが、神をたばかるに依って、二丈下から地に動きを付けるに依って倒される
 のぞ。神に取りすがりて見れや、倒す位な神じゃに依って、又引起してもやる。

社会存在として幸福の絶頂から没落の危機に陥らぬためには、あるいは不幸の深淵から上昇のきっかけを掴むためには、人々において「神をたばかる」神への謀略行為も又止むを得ぬ自衛手段であった。そうした社会通念の時代において、曆の奴隷からの解放、神への謀略の放棄を説いたこと、しかも方位の良否を建物の有無に、家相の吉凶を人間の都合におくというのであるから、文治の説く金神教義は人々にとって斬新な道理性故に受け入れられる面が少なからずあった。しかし一方突拍子もない奇妙さ故に受け入れられぬ面が多くあったことも又事実である。それだけに文治は今回の東長屋の建築工事において、人々には暴挙や破格と映じるような建築の進め方までして禁忌の神金神の守護性と福神力をビジュアルに実証しようとしたのではないか。それは社会に対する一つの示威行為であった。後のことになるが、文治は力ある金神のことについて「ヒレイ」^④という語を使用している。それは金神の威光、威徳盛大の意であって、神が世に出る力、勢いのことをいう。そのヒレイを社会に対して顕現するためには、「倒す位な神」という金神の悪神性を

凌駕して、「引起してもやる」程の奇跡を現成することが求められたのである。これは悪神金神が世に出る際の宿命ともいえる課題であった。この課題が成就していくためには、方角日柄は守るべしという社会的通俗概念をただ単純に否定する如き反対概念を提示するだけでは有効性が乏しく、根本的異質概念の提示が必要であった。それは文治の場合、この東長屋の建築時においては「此方には地をおさめ、末の繁盛染しますため」（『覚』八七頁）という教義内容であった。建物の存立基盤である土地そのものを「おさめ」る威徳を行使し、自らは地鎮の神として社会にその存在を問う文治なのであった。かくて文治の東長屋の建築成就是、新教義を身を挺して実践し、その威力を社会に向かって發揮発揚した意味において、意義深い出来事であったのである。

さて、今一つの文治の教義宣布のパターンを紹介しよう。それは病氣平癒という現世利益付与を通じての対社会への教義宣布であった。『覚』に記述されている事例だけ見ても、例えば文久二年に玉島久々井の小幡彦助のはしか、その妻の出産、更に文治の子供五人のはしか、大谷村鈴木久蔵の妻布貴と鴨方萱屋の遠藤国太郎の妻竊、そして小田、本谷の妊娠の女六人のはしかに対して、それぞれ全快の道を開いている。文久二年は全国的にはしかが大流行し、大谷村でも庄屋の小野四右衛門一家を初めとしてその猛威に襲われ、多くの死者を出したため、村中対策に腐心した。その結果遂には、「氏神祭禮神幸懈怠致候處、當年麻疹其外病人多二付、神幸執計異度、惣氏子願出^⑤」^⑤ということに迄至った。これは当時命の境として恐怖されていたはしかの大流行が神罰によるとの発想で、地域共同体という社会全体の動揺の状況を彷彿とさせる。その中であって文治が奇跡を次々に現成したことは、村人や近郷の人々の注目を集め、金神のヒレイと映じたであろう。特に文治の子女五人のはしかは、「五人の子に守りいらざ、なり物青物毒断なし、此方よりはしかの手本を出し」（『覚』九四、五頁）という病氣平癒のし方であったので、金神の靈驗力とその教義の特異性^⑥は世人の好奇心の対象となった。

ここで、文久年間に病氣が縁で大谷金神詣でをした備中足守の津川善右衛門のことに触れて、文治の現世利益付与の

構造の一端を窺うことにする。津川は初参拝の時のことを次のように伝えている。

話は下手なりしも御如才なく、少しの疑ふ余地もなき有難き御講釈出で、成程と思ひ、世のはやり神とは違ふわいとて、それより信心を本気にする気になり、次第に病氣もよくなり、参り度くてたまらん様になり屢々参拝したり^⑦。

この伝承からすると、津川は文治との邂逅の場において、直ちに大谷金神への信頼心を呼び起こされている。それは文治の「話」「講釈」が一般の流行神とは相違した内容と形式であったためである。他の流行神とても加持祈祷などの呪術性だけではなく、教義教説の説明なども行っていたのであるが、それは結果的には呪術性の権威づけのための「上手」なそれである場合が多かったのではなからうか。その点文治のは「講釈」というからには、物事の道理や意味についての「話」であり、それは聞き手に十分承服を与えるような内容であったのであろう。それ故にこそ病氣に疲弊していた津川の内面に信仰心が湧出してくるという自生力の蘇生が見られることとなり、やがて病氣、信心、靈験という三者の有機的関連により全快することになるのである^⑧。しかし、そのことが成就するについては、文治と津川の両者において、「神様と病人との間に風も通さぬ程の一心で願ひなさい。此方には帳面へ書き記した上、毎日願ふのである^⑨」という、両者の主体の全重量をかけた「願ひ」の壮絶なまでの相乗性が有効に働くことを抜きにしては、およそ考えられないところであった。このように、病氣全快という現世利益の現成過程において、文治の特異な教義は人々の内面深く刻まれ、やがては彼らの人間復活を通じて金神教義は広く社会へと宣布されていくことになるのであった。

とはいえ、赤沢文治の特異な教義がいかに優れたものであったにせよ、大谷金神は現世利益の神としてしか社会に認められない場合が多かった。この間のことを文治がどのように見ていたのかを知るのについて、次の伝承が面白い。

此神は病直しの神ではない。心直しの神ぢや。神は病直しの神ではないけれども、氏が身体が弱くては折角世に生れた甲斐がないに依て、信心したなれば先づ、身体の上の御蔭から授けてやるぞよ。^④

これによると、文治は金神の神性が「心直しの神」だと自己規定しながらも、「病直しの神」であることを忌避してはいいない。それどころか治病という現世利益の顕現が優先されるべきである、と積極的に評価さえしている。当時自らの地道な労働によってのみかつかつ生計維持を図っていた底辺の働く人々にとっては、病気は社会から脱落し、家が没落する危機の第一要因であった。例えば占見新田の中務坂助は二人の娘のほうそうによる失明が原因で、相当所有していた田畑を売却し、あげくの果ては「農事の暇には馬子まで」^④する程に没落したという。又、船穂堅盤谷の小野某は金神七殺等により一町程の田畑を喪失したと伝えられる。一般的にも「病気は治ったが、金が沢山あったで、後がわづらわう」^④という由々しき結果を招来して、病気の故に社会的転落という不安の深淵に追いやられていたのである。そういう底辺の人々には、来世の極楽往生思想は現実生活に実効がないために縁が薄く、又呪術祈祷企業ともいえる既成宗教者群へも現世利益の付与力が低下している故に結局は深い関係を持つことができなかった。そうした信仰状況下において、文治が病直しの神として現世利益を華々しく社会に付与したことは、没落の危機に悶乱する人々にとってさぞかし大きな福音であったろう。換言すれば、文治は社会からドロップアウトする危機を事前に救済したばかりか、彼らの疲弊衰弱した労働生産力を回復せしめ、社会復帰を可能にした点で、底辺の人々にとって大谷金神は文字通り命の恩人であった。

とかく現世利益信仰は、人間の利己的願いを充足させるために神をも利用し、用済みになればその関係を切るという点から、更には社会問題の追究を個人次元の問題にすりかえる意味から、その非継続性や没社会性などが批判される。なるほどその批判は正鵠を得ているが、筆者は底辺の人々が信仰に継続性や社会性を求めぬ程に、生活に追い詰めら

れていた状況に着目したい。彼らが共同社会の一員として、又家の歴史の継承人として、その立場をかつが守るには、個の崩壊をいかに食い止め、自らを自らがどのように維持存続せしめていくかが問題であった。その点、彼らが信仰に現世利益を渴望するのは、崩壊しそうな個の蘇生復活の切なる願いと社会から転落しそうな個の這い上りを求めた悲痛な叫び故であるといわねばならない。このように考えてくると、赤沢文治が自らの神金神を病直しの神とも位置づけたことが首肯しうるところとなる。しかも文治の場合は、病直しの神に加えて、心直しの神としての教義を社会に問うたことは、個の蘇生と人々の社会復帰に強靱な底力を注入したことになる。当時の状況は生産共同体の分解、価値秩序の混乱という社会不安が急速度で進捗する勢いを見せており、その影響は底辺の働く人々の心の奥深く迄及んでいた。彼らにとっては社会不安は心の不安と相即であった。彼らの心は旧秩序への執着もできず、さりとて新価値の創造も叶わずといった具合で、その抛所を持たぬ空洞の心に社会不安の諸問題は遠慮会釈なく入り込んで来、彼らの心はなす術なく蝕まれていくのであった。文治のいう心直しの神は、そうした彼らの荒れずさんだ心に安らぎを与え、複雑に纏れた心を解きほぐしていった。金神教義に基づく新しい価値秩序が付与されることよって、彼らの心は確かな基づき所を得て、文治のいう心直しの神を生活万般の実践原理の中核に据えた人もいたであろう。そうした人々の群れが年月を経て社会にその数を増し、文治の説く「地をおさめ」とか、「心直し」という、従来の死んだ神の教義にはほとんど認められない教義内容は、その生きた威力を文治自身が自ら実践することによって、ますます小社会内とはいえその恩恵を人々にもたらし、大谷金神が世に出る勢いは漸次増していくのであった。

三 人助けの挫折と展開

文治は万延元(一八六〇)年の五月一日に『願主歳書覚帳』を調製した。それは去る正月に「信者氏子、かしわでお許し、国

所歳名覚えつけ神門帳こしらえい」(『覚』八四頁)との金神の命を受けて作成した『願主覚帳』を何らかの意図をもって改称したものである。神門拍手は拍手を打つと神の門が開け、その願いを神が聞き届けるといふ、免許皆伝の一種として付与されるもので、それを文治が付与し始めたということは、金神教義の宣布者として可能性のある人々が多数輩出していた事実を意味するといえよう。ところが一方では大谷金神の宗教宮為にも挫折が訪れることとなった。それはおよそ二つの連続契機によるものであった。本章はこの面に照明を当てて考察を加えていくこととしよう。

一つは文治の遠縁に当る鴨方益坂の江本惣左衛門が「験の時に死」ぬという事件が起きたことである。惣左衛門の死は、はしかによるものだった。既述の通り文久二年は、はしかの大流行した年で、文治は一方では彼の広前に参り来る数多くの人々に金神の靈験を与えると共に、一方では縁なきそれ以上に多くの人々に対して、「総氏子の祈念願いあげ」(『覚』九七頁)で病氣平癒の祈願をこめた。しかし村中には多くの死者が出た。総氏子の祈願と多くの死、というただこれだけの事実で済めば、問題は抽象的な問題として文治の内面深くは押し入っては来ず、金神を世に出す勢いをより一層盛んにする方向で進んで行けばいい。ところが惣左衛門の死は、文治が「験」を指示した丁度その時刻にあたかも符節を合わせる如き死であったから、多数の死者の中での一人の死という問題として単純に処理してすますことはできなかった。験日とは病人や家族にとつては病氣に勝つか負けるかの勝負の日時のことで、その要注意の日を凌げたら靈験があるといわれる。又、神やその守りにとつての験は、靈験力を集約して発動し、氏子の身に靈験を現わすことである。従つて験とは、神、守り、人の三者が例えば重病という難儀をそれぞれ立場で主体的に担い込み、三者が三様に自らの力をその限界迄出し切るといふ、一人の人間が助かっていくのについてのすぐれて信仰的な共同の場なのであった。その験の時に惣左衛門は死んだのである。それは、はしかの大流行という難儀の集団性の犠牲によるものだった。それだけにここに潜む問題性をやや誇張して述べれば、この難儀の集団性は個を救済するについての共同の場の限界性ともいえる問題を提示したとはいえないか。更に言えば、大谷金神のヒレイが個の難儀の救済を通じて社会へ出て行く、

その指向性そのものの中身が問題化されたのではなかったか。だとすれば、社会への現世利益供給によって得た幾許かの社会的信用に安住することを許さぬ性質の問題として文治の心を支配することになったと思われる。それは又現世利益の恩恵に直接与らぬ世の人々の群れに対して、金神が世に出る営みはいかに対応するのか、という問題に迄発展しているものでもあった。こうした点で、文治はこの事件において、難儀の奥行き、広がりという、難儀の社会性を認識せしめられたのであった。

さて、赤沢文治の宗教営為の二つ目の挫折は、彼の実弟である玉島久々井の小幡彦助の発狂と変死という事件であった。この事件は惣左衛門の死後三か月も経たぬ内に起きているだけに、重みある出来事として文治に迫ったろう。彦助は文久二年正月に発狂し、十月に変死している。当時、殊に農村共同体にあっては、精神障害者は例えば動物霊が憑依した非人間だとして、社会の最下層部に追い払われて幽閉の生活を強制されていた。しかし視点を変えれば、狂人とは社会不安を人一倍我が身に背負い込み、又家の歴史的難儀を自らの心に留めて、それらを糊塗する器用な処世術を持ち得ぬような、そして正常の極みにしか立ち得ぬような人のことを言うのである。唯そこに鬱積した怨念の高圧を一気に爆發させたという意味における病気性が認知されるだけである。文治はそうした人間としての彦助を金神の膝下に招じて治病している。彦助を引き取るに際しての文治の態度は、『覚』(八八、九頁)に見られるように相当自信と威厳に満ちた積極姿勢であった。それは『覚』に「此方」という語句が頻繁に使用され、又「迎え神をやる」という表現が使用されていることからよくわかる。これも大谷金神の実績ある現世利益付与力のしからしめた態度であつたらう。更にその延長として、文治は「此方は神じゃけに、二匁の初穂もよそへはやらん」という姿勢をとっている。ここでの「よそ」とは、当時狂人対応の常套手段であつた「上原祈禱」を行使する在家の出張呪術師のことを指す。他には憑き物落しの専門家としては山伏がいたが、そうした既成の宗教者群への依拠を文治は拒絶し、自らの神のヒレイを顕現しようとした点、社会に向かつての金神の示威行為としての意味を、この彦助引き取りは示したことになる。

ところが實際はどうであつたか。文治は「驗日お知らせ樂しみ」に彦助の介抱に懸命であつた。その効果があつて、春には快方に向かい農耕に従事するなど一時は社会復帰に成功した。しかし彦助は秋には自殺してしまい、事件は全く意外な結果で幕を閉じた。彦助の死は、小幡家にまつわる複雑怪奇にして隠微な、そして重層的にして歴史的な難儀の重圧に耐え兼ねての死であつた。この時文治は病直しの神としては一応の面目を保つ程の靈驗を現わしたが、心直しの神としては、彦助の心を厚く覆つた暗雲を結局払拭し切れなかつた。その点で、彦助の死は文治の宗教營為そのことの意味を問うてくる程の重大事であつた。文治はこの時、彦助変死の意味を「母親が神の恩知らずゆえ、丑の年彦助も始終出世することなし。神が早うにくつろがしてやつた」(『覚』九八、九頁)と押さえている。これは一種の敗北宣言ともいえる。そして敗北の意味をより確かに自覚するために、彦助変死の背後にある問題の逐一を怒りの感情をもって具体的に確認しておく必要があつた。それは『覚』に凄まじい口調で次のように記されている。

家内中たびたび神様ごやかいかい申しあげ、おかげをうけて恩知らず。(略)先養子もいに、娘の病氣もなおらず、父も病死いたし、あと立ちがたなしと申し。(略)神様へは信心すなと申し、心得の悪い母親とこのたび思い知り。黒住のおかげもないはず。取り欲ばり、彦助しば入用むしん申し。見限りた女。(九九、一〇〇頁)

文治は彦助が小幡家に養子に行くのについては、香取家を代表して並々ならぬ世話をしている^④。その意味でも彦助の死は文治にとって責任を感じる出来事だが、それ以上に右のような小幡家にまつわる諸種の不幸の事実、並びにその不幸を惹起せしめて来る難儀の歴史性、相乗性、競合性の確認、更にはその根源悪である強欲無情な彦助の義母への糾弾が、文治にとって内面的になされねばならぬ当面の急務であつた。

右の如く文治は彦助変死事件の最後を「見限りた女」という言葉で締めくくっている。これは義母を神を冒瀆利用す

る悪の権化と名指し、その悪者を突き放すという、内面的呪殺とでもいえる行為の結果表現だと思われる。それが彦助に対する文治のせめてもの回向でもあった。とはいえ、その悪の根源を捨象しさえすれば全て問題が解消するののかといえそうではなく、その根源悪の問題を解決することをおいて他に、根源悪の背後にあって救済の道を封じ込まれている人に靈験を与えることはできない、そういう性質の問題をここでは逆提起されたと思われる。しかも、そのことを直接成就する方法など、およそ考えられぬ性質の問題であった。かくて文治は惣左衛門と彦助の相次ぐ死に遭遇するという連続的挫折によって、大谷金神が世に出るその出方、方向、対象、形式そしてその意味を改めて問わしめられることになったのである。

彦助のことが悲劇的な結末で一応事件の結着をみてから約一か月後の文久二年十一月二十三日に、文治は金子大明神というこれ迄の神号を「金光大明神」と改変している。その日は丁度月待ちの日で、文治の元には多くの参拝者が集合したのである日であった。^④ここでいう「金光」は、以後の文治の二つの神号の頭に必ず冠せられることになるが、一体どういう意味を有しているのだろうか。その点次の資料に着目しよう。

金光とは金ひかる稲妻、光りひかればあかゝらうが、世にくらの闇では見えまいが、あかい方へは誰でも見ようが。^⑤
 金光については他に「金光は世を照らす光なり。照らすがゆえ、世の人はまことの真理を見知ることをするなり」とあり、又関連して「天地金乃神の御教は、天日の光りと共に、天が下に普く光らさずぞ」とか、「御神灯の光が明かるくなると、虫も多くなつて来ます」という伝承がある。^⑥

文治が安政六年十月二十一日に「立教神伝」を受けた時、即ちこの文久二年からは三年前、文治に対し金神は「世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやあてくれ」（『覚』八三頁）と懇願している。ここには社会の中に存在す

る多数の難儀な人間を救済せよ、という一種の限定がある。その頃には既に文治の元には参拝者があって、難儀の具体に実際に触れていたから、そうした直接に接触しうるいわば限定された少数者の難儀を敷衍化して、「なんぼうも難儀な氏子」という多数者の難儀の救済をせよと金神は文治に命令したのであろう。ところが、この文久二年では社会そのものが、見ようによっては「くらの闇」であるという発想に立たしめられている。それは先に見た難儀の社会性、競合性、歴史性の自覚のしからしめる発想の転換による。では、その全体難儀を救済に導くには、個別的難儀対応に加えて何が必要か、ということが問題になる。その点、右の諸伝承に着眼すると、そもそも金光という概念は「世」という概念を前提にしていることがわかる。これは大谷金神が出て行くその方向なり対象が紛れもなく社会であることを示している。しかも、その社会は暗闇社会なのである。だとして、何をもって世へ出ていくのかといえば、それは「金ひかる稲妻」であり、「世を照らす光」という社会全体への照射力をもってなのである。稲妻といい光といい、それらは暗闇に向かう指向性をもつ。それ自身の中に照らす力を所有せぬ暗闇は、光の明るさ強さによって明暗の度合が決定されるから、社会全体が暗闇であれば、全体を照射しうる程の光の力と量が必要となる。その光そのものにこの度文治がなるといのであり、そういう使命を帯びて文治は自ら「金光大明神」と名乗って世に出ることとなったのである。そこでの文治の役目は金神の「教え」をもって「天日の光り」の如く「天が下に普く光」を供給することで、その光の明るさを増せば増す程結果的には「虫」即ち難儀な人も「たかって来」ることになる。そしてやがては暗闇の世も光で充滿することになるというのであろうか。

ここで、ついでのことながら触れておくと、この金光大明神の時代に初めて文治は「お札」を交付している⁶⁵。それは金神教義の宣布者として可能性ある人々に対し、金幣、厨子などのようにいわゆる神体として配布された。守札は三行書きで、右に金光大明神と自らの神号を記し、中央と左右に神々の名を数多く記している。その具体内容について述べれば、まず守札の頭の部分にあたかも文治が世に出る勢いを示すかの如くに、当時人々に不吉だとして禁忌されていた

「四」の字をわざわざ用いて、日天四、月天四という神々を掲げている。これらの神は光をもって人々に恵みを与える福神であった。次に「丑寅鬼門、金乃神大明神」という福神悪神の両者の機能を併せもつ神名が書き込まれ、更に「二上八小八百八金神」^⑤という悪神群（福神もある）が列記されている。こうした内容をもつ守札は、当時の人々には金光大明神の「暗闇」の社会における敵とした位置とその機能の自覚と、金神とゆかりのある諸種の福神悪神の「暗闇」社会への威光の顕現を示すもので、そうした神と人の両者が合体、複合したところからの、迫力溢れるものであったに違いない。このようにして赤沢文治は一度宗教営為の挫折に遭遇しながら、むしろそれを逆エネルギーとして宗教営為を新たに研ぎすまして「金光」として世に打って出ていくのであった。文久三年春、文治はそのことを象徴するかの如く、「表口の戸を取り、戸たてず」（『覚』一〇四頁）に改めたのである。

結びにかえて

以上、赤沢文治が一農民から宗教者へ転身、転職したが故に逢着した数々の迫害干渉と、それに苦闘しながら大谷金神を世に出して行った彼の具体的な相を考察して、金光大明神の誕生過程の意味を追究してきた。ここでは、それ以後の文治がどうなったかについて触れ、本稿の結びとしたい。

文久三(三)年正月、大谷金神を宣伝並びに福祉型でもって世に出すことを使命と心得ていたところの、文治と同志である笠岡の斎藤重右衛門^⑥が官憲の忌諱に触れて投獄されるという事件が惹起した。斎藤が逮捕されたのは、善根功德を積むための極貧者救済という一種の社会福祉^⑦と、百姓の身分で駕籠に乗って大谷金神詣でを繰り返すその誇大宣伝^⑧の二つが原因であった。庄屋宿老役が幕府手代に出した逮捕の上申書には、「宮地重右衛門と申すものは、不思議の法を使ひ、笠岡市中百姓をあざむく大悪人に御座候」^⑨とある。為政者の側からすれば、斎藤の派手な宗教営為はお上への挑戦

行為に他ならなかった。この事件は当時「宮地の金神、派手で立派で出立ちはよいが、戻りや富岡で縛られた」と諷刺的に歌われたという。もって人々の斎藤の宗教営為を見る眼のいかに好意的でないかを知るべしである。

文治にとって同志である斎藤の入獄は衝撃的な出来事で、それは第二次の弾圧が大谷金神を襲うとの風評を受けて、「一日でも後に生き残った者が、先に死んだもの、回向供養をして呉れ」と神酒で別れの盃を他の同志達と酌み交わしたことから窺えるところである。こうした悲壮な決意にも拘らず、大谷金神への参拝者は激減した。『願主歳書覚帳』の記載を見れば、文久二年が百十一名、文久三年が二十九名と驚く程の激減ぶりのはっきりとわかる。文治はこれを「神の簸かえ」と意味づけている。これは宗教営為の挫折どころか、終末の可能性を秘める程の出来事に直面して、同志なり参拝者の間引きがあったということであろう。そしてこの事件は又、斎藤の宣伝並びに福祉型の世に出る指向性の脆弱さを端的に暴露した事件でもあったわけで、文治は残り少ない同志に対して、

今、徳川の時代にて石垣をつんだ如くでびりともするものでなく、三十年先では世も変り、此道が貫く。神は守りが徳を頂く迄待つか。

と語って、その自重を訴えたのであった。これは金神が世に出るその出方に関する文治の態度を示しているが、更に文治はこの時、実に妙味ある発言をしている。

利れる刃はこぼれる。此の方は利れず曲らずで立って行くのぞ。何してもヒソカニせよ。

これは刃を比喻に斎藤の短所を鋭く指摘した言葉である。同時にこれは大谷金神の社会での存在の仕様を見事に表現し

た言葉で、文治への山伏の妨害や同志への官憲の弾圧を契機に発酵醸成された存在概念であった。確かに宗教の場合、自己の力量以上の働きを無理矢理に強制すると、夾雑物や邪魔者を排除する等の一時的な顕著にして有効な効果を發揮する。しかし結局それは長く持続せず、そればかりか他者否定に終始し、やがてはそれ自身の内部破壊、自己崩壊の憂き目に逢着することになる。だからといって、自身の機能をそのまま世に出せば崩壊する可能性があるとして恐怖し、その機能發揮を抑圧し機能内容を変節する程の自己防禦をして、政治権力や社会的既成価値に迎合追随すれば、その結果は自己そのものの存在喪失ということになる。だとすれば宗教者は社会にあつていかなる身のあり様があるのか。その点について文治は唯「ヒソカニせよ」とのみ説いている。ここにいる「ヒソカ」とは、自閉主義や秘密主義に徹底せよという意ではなからうし、又無為無策の徒に墮落せよというのでもなからう。「利れる」と崩壊、破滅し、「曲る」と変節、迎合に陥るのであれば、では一体銳利と愚鈍の間にならぬ宗教者の立ち所があるのだろうか。先「守りが徳を頂く迄待つ」といい、この「ヒソカニせよ」といい、いずれも受動的消極的姿勢のように一見受け取れるが、その内実はといえば、一つは先に見た通り金神の威勢を教義の充実をもって世に出すこと、即ち「金光」という暗闇社会への照射力をより一層行使することであつたし、今一つは次に見るように、大谷金神が地域共同体並びにその周辺部という小社会中心の神から、より上位にして異質の社会存在として市民権を獲得するためにその実際上の手続をとるといふ、具体的にして行動的な積極的動きが伴っているのであつた。そうした延長線上のこととして、元治元

(六八)年正月朔日の金神の懇願を理解しておきたい。それは次のような内容であつた。

天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。氏子安全守りてやる。天地乃神にはお上もなし。其方にはお上もあり。(略)こしらえてお上がかなわねば、どこへでも宮のいるという所へやるけにかまわん。こしらえいたせい。お上がかのうて建てば其方の宮。天地乃神が宮へはいりておつては、この

世がやみになり。(『覚』一〇五、六頁)

この当時、金神は一般的な神祭祀形式である「宮社」や「まいり場所」を所有しなかったし、又「神は宮の内へ入りはせぬ」^⑥ことが文治の教義であった。しかし今後、それらを所有して金神が宮に鎮座するというような「曲る」ことをすれば、暗闇社会が一層「やみ」になってしまふ^⑦。そういう意味では金神そのものにはお上への対応や宮の建設は不要である。だが金神の守り役並びに参拝者には「肉体」があり「お上」もあるので、そうした俗的関係を拒絶するという「利れる」面を押し出すと、かえって宗教者の市民権そのものが剝奪され、「氏子安全守」ることができなくなり、ひいては「金光」の機能を社会に顕現する基盤を喪失することになる。このように捉えてくると、右の神伝は金神そのものと金神の守り役としての文治が「利れる」と「曲る」のあるかなしかの間の微かな地点に自らを位置せしめながら、金神が世に出る営みを持続せよと要請したものではなからうか^⑧。

以上、金光大明神が誕生する前後における金神が世に出る論理とその指向性に関して論究を試みて来た。その結果言えることは、赤沢文治の壮年期を奇跡体験、回心、天啓、立教そして人々の救済という線でのみ捉えて、全ての営みを神の世界内の神秘的出来事として把握して来たその考えを改める必要があるということである。これ迄神々の出世間的超越性に絶対価値をもたせ過ぎて、あまりに宗教の社会的機能や役割とか宗教の対社会指向の問題を捨象する傾向が強かった。この点、本稿で見えて来た赤沢文治の、人を助ける、世に出る、広前に座るという三位一体のダイナミックな構造的連関に虚心に注目し、殊に文治の世に出る出方や社会でのあり様について、より一層認識を深くする必要があると考える。今後も金光大明神以後の金神が世に出る論理やその指向性について考察を続けたいが、その成果は後日の研究に俟ちたい。

(教学研究所所員)

注

- ① 市村光五郎所伝『研究金光大神言行録』（以下『言行録』と略称する）一巻一九〇。やはり市村所伝に全く同種のものがある。同三六七参照。
- ② 紀要『金光教学』第一三、一五号所収の拙稿参照。
- ③ 金光大明神時代は元治元年十月二十四日迄の約二か年で、その次の神号は金光大権現である。
- ④ もちろん神になる、人を助ける、世に出る、という三者は機能的にも时期的にも重層性が認められる。なお本稿では、世に出るというように「世」という言葉をしばしば使用するが、世と世間、世界、世の中、それに社会の概念上の相互関連については検討を加えていない点、断っておかねばならない。
- ⑤ 藤井くら所伝『言行録』五巻二六五六。この伝承では、浅吉が牛使いを初めて果たした日と文治が家業放棄宣言をした日とが同一日となっているが、これは事実誤認であろう。ついでのことながら、文治が書いた『覚』の下書きメモのこの条のところを紹介すると、次の如くである。「当十月二十一日お知らせ。麦まきしまい、安心いたし。色紙五枚買ひ。五色の幣切つて上げ。此幣を切り境に肥灰さしとめに相なり候。おいおい家業やめと仰せ付けられ候」（解説は筆者）。その時の動きや事実のみが端的に述べられており、そこに意味付与はなされてはいない。
- ⑥ 金光登与所伝『言行録』二巻六九七参照。
- ⑦ 佐柳喜一郎『教の雲』第壹巻（金光教丸亀教会所蔵）。
- ⑧ 高橋富枝所伝『言行録』三巻一三六六。
- ⑨ 安政六年当時、文治は大谷村一三二名中一八番目に位置している。三矢田守秋「教祖一家の所有田畑の移動について」『金光教学』第六集一三六頁参照。
- ⑩ 河本虎太郎所伝『言行録』二巻六四五。
- ⑪ 田辺民五郎所伝『言行録』三巻一四三四。
- ⑫ 遠藤烈太郎所伝『言行録』一巻四四四。
- ⑬ 山本定次郎所伝『言行録』三巻一八四五参照。
- ⑭ 文治の宗教宮為に対する大谷村の反応は、マイナスのものからプラスのものへと漸次転じていく傾向も一面では示している。例えば、村役人の最初の態度がどのようなものかは定かではないけれども、後述の元治元年の布教公認手続の際には、彼らは承認の意向を示している。
- ⑮ 市村光五郎所伝『言行録』一巻二〇七。『金光教教典』には、この中から一部抽出し、「人間を軽う見な。軽う見たらおかげはなし」という形で、「御理解第七十二節」として収録されている。しかし、この伝承との比較で明らかになように、ここでの「人間」は人間一般を指しているのではない。その点「教典」のは拡大解釈を招く危険性がある。更に『金光大神』（縮刷版）三五一頁にも、この伝承に触れるところがある。ここでは「教典」引用部分を文治の理解だとし、後半部分は伝承者市村の感得内容であると判定しているが、果たして当を得ているかどうか、後日の考証に待ちたい。

- ①⑥ 近藤藤守所伝『言行録』二卷九〇〇に、「此のあたりのものは八大谷の肥担ぎ金神」と言ふて来るから肥担ぎ丈けの御蔭はやつてあらうがなあ。遠方から来るものは、八生神といふて来るから、生神の御蔭を頂いて居るのじゃ」とある。
- ①⑦ 拙稿「文治大明神誕生過程の考察」紀要『金光教学』第一三〇号一三〇、一頁参照。
- ①⑧ 片岡馬吉所伝『言行録』一巻五五六には、「山伏など来りて八日柄がない、方位を云はぬ、と云はれてはならぬ」と云うて攻撃し、神前のもの杯持ち帰りたり」とある。
- ①⑨ 文治の宗教營為の理解者である柏島の萬藏は、五流尊滝院の山伏補任状を文治のために貰って来た。又松本与次右衛門は京都吉田家から「四組木綿纏懸用」の許しを得た。いずれも文治の宗教行為の合法性を世に示さんがためであった。
- ②⑩ 高橋富枝所伝『言行録』三巻一二六八。同種のものに大喜田喜三郎所伝の同一巻四七〇がある。
- ②⑪ 金光救雄所伝『言行録』二巻七二一参照。
- ②⑫ 高橋富枝所伝『言行録』三巻一二六七参照。
- ②⑬ 『覚』九六頁に「山伏の儀つき、笠岡出社へおさしむけ」とある。『小野四右衛門日記』の七月二十一日の条には、「文治義理ヲ遣ひ笠岡之ものヲくるしめ」ているとある。
- ②⑭ 津川善右衛門所伝『言行録』三巻一四四六参照。
- ②⑮ 『覚』八三、四頁参照。
- ②⑯ 藤井きよの所伝『言行録』五巻二六四三参照。いずれも単数
- ②⑰ ではなく、ほとんどが五本の指を数える程であったという。
- ②⑱ 大小便場所設置は文久二年六月四日に、座敷の改造は同十二月に神命が下っている。『覚』九四頁、一〇一頁参照。
- ②⑳ 柱の長さは高麗尺の財、病、離、義、官、勃、害、吉の八段により吉凶を占い、普通は吉か財の長さになるよう配慮する。ところが文治の場合はわざわざある長さを加えたため病に当たることになったとは、荒島伸好の言。
- ③⑰ 金光真整「教祖の家の経済状態とその建物の変遷について」『金光教学』第七集三四頁。
- ③⑱ 『覚』の八五頁に「此方のは何月何日ということなし、職先せれば行くがよし。いつなりとも、其方の勝手しだい。こしらえできしだいに建ててよし」とある。とはいえ、実際の時普請に当たった文治の義弟遠藤国太郎は、暦によると「建」の日で建てており、その日は又「天赦日」で「よろずよし」の日であった。柱組みが完了すると同時に大夕立が降り、普請に従事した七八人の人々は、好都合に事が運んだことに、文治の神金神の威力をまざまざ見る思いがしたことであろう。
- ③⑲ 「此方広前、三人棟上げにまつりてくれ。ほかでは棟でまつり、此方には神のさしず、棟ばさみ、まつる米もいらんぞ」と『覚』八七頁にある。
- ③⑳ 片岡次郎四郎所伝『言行録』一巻五八二。
- ③㉑ 「ヒレ」とは魚の鱗のことで、權威をそえる、貫禄をつける、肩身が広くなるようにする、との意である。「ヒレイ」はその

- 「ヒレ」から来た言葉で、大谷地方の方言である。
- ③4 円珠院文書『異頭録』に「當五月頃ヨリ諸国モ麻疹病流行」とある。
- ③5 『小野四右衛門日記』の八月五日の条参照。実際は「惣氏子」の神幸復活願は、「今一ヶ年延引可致候」とのことで成就しなかった。なおこの時ある人は「麻疹除」を賣いに行ったり、又ある人は笠岡の大仙院詣でをするなど、その対策に大わらわであった。
- ③6 文久三年文治の妻とせば出産したが、その時文治は「女の身上のこと。月役、妊娠、つわり、腹痛、腹痛まず、産前身の軽し、産後のよかれ物、団子汁、子に五香いらす、母の乳へお神酒つけ親子ともいただき、頭痛、血の道、虫、病氣なし。不浄、穢れ、毒断なし。平日のとおりに相成ること」(『覚』一〇三、四頁) という教義をもっている。これも当時にあつては破格の内容をもつたものであつたらう。
- ③7 『言行録』三卷一四四四。
- ③8 三者の関係については次の秋山キヌ所伝『言行録』一巻二二二が興味深い。「なほるじゃらうかと思つてはならぬ。なほして貰ひに来たのじゃらうが。今日から次第に全快におもむくと思へ。次第次第にようして貰うて、身体が丈夫になつて来さへすりゃ、年はとっても病氣はなほる。次第にようなると思つて信心せい」
- ③9 山本定次郎所伝『言行録』三卷一八九三。同種のものに『覚』
- 九七頁がある。はしかで危篤に陥つた文治の義弟の妻の許へ急ぐ義母に対し、文治は「心配せずに行け。一心に願え、うるたえな」と諭している。
- ④0 八木栄太郎所伝『言行録』五卷二八九三。
- ④1 和田威智雄編『中務坂助』三一頁。
- ④2 高橋富枝所伝『言行録』三卷一三四四参照。鴨方六條院の高橋富枝の家も不続きで、父の時代に先祖伝来の田畑山林を人手に渡し、「経済不如意でおも屋を売り納屋で生活」する程迄に没落した。『高橋富枝師自叙録』一頁、『金照明神のみかけ』八頁。
- ④3 相沢新造所伝『言行録』一巻五。
- ④4 河手義孝談。『大谷村周辺の習俗』一三二～六頁参照。
- ④5 文治は狂気性と神性の関連について、「人間は神様がおりになれば、誰でも氣違ひのやうになるものじゃ」と語っている。八木栄太郎所伝『言行録』五卷三〇三八。
- ④6 彦助の第一回引き取りの時には、「此方」という語句は『覚』に四回使用されており、又この時「くしてやる」という言いまわしが多く『覚』に使用されている。これは文治の救済意識の高揚を物語つているといえよう。
- ④7 『覚』一〇〇頁参照。
- ④8 高橋富枝所伝『言行録』三卷一二九〇参照。二十三、四日は「日月様の御縁日」であった。この日天子、月天子の縁日の日にはほとんどの神号は付与されている。即ち、金神一乃弟子(神

号ではないが）は安政五年九月二十三日、文治大明神は安政六年十二月二十四日、金光大権現は元治元年十月二十四日、そして生神金光大神は明治元年九月二十四日という具合である。（それに神号付与の月も偶然か九・十・十一月と九月以降に集中している）。一つだけの例外として金子大明神がある。それは安政六年六月十日に付与されている。

④ 『尋求教語録』三一、二頁。片岡次郎四郎所伝『言行録』一卷五七一参照。

⑤ 高阪松之助『修行物語控』九二頁。

⑥ 八木栄太郎所伝『言行録』五卷三〇一六、三〇二三。

⑦ この札は中務坂助、遠藤国太郎、藤井駒次郎、齋藤重右衛門等のものが現存している。

⑧ 文治は日天子、月天子の「子」を「四」と書いているが、これには次のような意味付与がある。片岡次郎四郎所伝『言行録』一卷五七五には「四十四合せと云へば皆頭に四の字がつく」とあり、伍賀慶春所伝同二卷六五九には「人が忘れん為に一三三四と云ふて、四つと云へば誰でもよう知って居るから」とある。

又、文治の日天子、月天子信仰と金神信仰の關係は、吉原良三所伝『言行録』三卷一八九六に「天は日天四、月天四、地は金神」とあり、光谷要次郎所伝同五卷二八四七に「天は日月の神、地は海山川野引きくるめて大地金乃神の御地面」とあるように、機能的な連関性をもっている。

⑨ 「二上八小」に関しては、「二十八宿」の訛りだと解釈されている。しかし、二十八宿は日柄の吉凶を占う概念であって、それらは神ではない。この点で守札に記載される理由はないと考えられる。それでは、「二上八小」は多分当て字だろうが、いかなる神か。「八小」とはおそらく「八将神」であろう。しかし「二上」がわからない。ここで現在在りの考えを述べると、方位の吉凶は鬼門説と神殺説の二説に分かたれる。鬼門は守札にもある通り丑寅の方向に百鬼が集合し、それを司掌する二つの神がいるとして畏怖されていた。神殺の方としては、八将神方、金神方、歳徳神方などがある。それらの神々の血縁關係は次の通りである。「祇園精舎の守護神」（新津祇園宮も祭祀している）である牛頭天王とその妃である「忍辱慈悲」の恵方の神歳徳神の子供が八将神で、八将神は「春夏秋冬、四土用の行疫神」であるという。金神とそれらの神々とは直接關係はないが、八将神とは悪神性という機能で關連性をもつ。そこで結論だが、「二上」とは牛頭天王と歳徳神という二つの守護神を指すものだと一応推定しておきたい。宮家準『修験道儀礼の研究』二五二～二六五頁参照。

⑩ 齋藤は文久元年、妻の重病祈願を機縁に文治の許を訪ねた。やがて快方の兆しを見せ始めたが、その時に文治は齋藤に次のように語っている。「このような病人でも快うしてやれば、金神さまはありがたい、あのような病人でさえ治して下さったと、世間のものが神のお蔭を知ろうから、それを樂しみにお蔭を授

けてやる。お前の方でも、それを楽しみに思い一心に信心せい」
『笠岡金光大神』四四頁。この教導が如実に示す通り、文治はこの頃、金神による現世利益の付与が単なる個人救済ではないとし、金神の威力が世に出るのを「樂しみ」に靈験を人々に顕現していたことがわかる。そして被救済者もその同じことを「樂しみ」にして信心せよと言うのであった。その後、齋藤は「神の兩腕」と呼ばれる迄になった。

⑥7 齋藤は自身の広前での現世利益付与に飽き足らず、「もっと、もっと、本気で、人助け」をするべく、自作の裸麦四斗俵と琉球薯干貫を極貧者に配布するなど、お上になりかわるような救済行為をしている。

⑥8 彼は自身の妻に受けた金神の靈験を単に個人次元に留めておくことをせず、世間の「人の目を驚かし、目信心、さしてやらねばならぬ」（『笠岡金光大神』五五頁）と発願し、文久二年大谷金神への報恩の意味で、新調した金比羅宮と同紋を付けた幕を携え、多数の信者を連れて参拝した。あたかも伊勢参宮のような賑わいで、道中の人々の注目を集めた。

⑥9 『笠岡金光大神』六四頁。

⑦0 同右書六七頁。

⑦1 『高橋富枝師自叙録』二五頁。

⑦2 高橋富枝所伝『言行録』三卷一二九七。

⑦3 後年文治は「金の神に信仰して身に徳が付く程かがんで連れ、兎角出る、釘は打たれるぞ。慢心が出ると御蔭を取りはずす」と

語っている。これも同種の警告であろう。片岡次郎四郎所伝『言行録』一卷五八一。

⑦4 佐藤範雄「教祖立教と制度の沿革史要」一四、五頁。浅井若藏所伝『言行録』四卷一九七一。

⑦5 この布教公認のための「宮建設の神伝」が下ったのは、齋藤重右衛門の逮捕が直接契機とはいふものの、他にも一時取得していた山伏の許状を喪失し、無資格布教という危うい立場に當時あったことも考慮されねばならない。

⑦6 小林財三郎所伝『言行録』二卷六七八。この種のものとしては、「金神は宮へは這入らぬ。金光大権現の宮ぢゃ」がある。高橋富枝所伝『言行録』三卷一三〇七。

⑦7 「宮が建てば、天地金乃神が入るものと思はうが、神が宮の中へ入っては、天地は暗闇じゃ」。和田安兵衛所伝『言行録』三卷一九二六。

⑦8 大谷金神を世に出すための布教公認手続を具体的に運んだのは、いわゆる外交型の寄島の橋本加賀であり、同類項の川崎元右衛門であった。橋本は旧神官で神を世に出す方法に精通しており、大谷金神の出版社群が市民権を得るべく京都白川家へ折衝するのについて「申次人」の役割を果たした。ところが遂に大谷金神の所には、橋本、川崎の悪行により宮建築の成就を見なかった。

⑦9 金神を世に出すといふ、文治が世に出るといふ、宗教の対社会指向やその社会的機能に視点を据えて、本稿は金光大明神の

誕生前後の事跡解釈を試みて来た。考察を進めて来て今重大な問題として考えさせられているのは、本稿の視点と矛盾することになるけれども、現代にあって一体宗教は社会に打って出て

行くことが要るのかどうか、要るとすればなぜ要るのか、そしてどのように出て行くのかという、すぐれて本質的な問題についてである。この点の考察も後日に委ねたい。

布教史試論

— 金 神 考 —

藤 尾 節 昭

はじめに

教団形成と布教実態との関係がどのようなものであったかについては、紀要『金光教学』第十一号において論述した。しかし、未だ布教史研究の領域は、十分に開拓されていない実情にあるところから、右論文に用いた布教の概念も推論の域を出ないものである。

教団の中央における歩みを究明しようとすれば、各地の布教の始まりとその展開過程を明らかにする必要に迫られる。従来の布教史研究の領域と視座は、個別的な伝記や教会史、あるいは地域別の布教史という形態をとりつつ、初代教会長の頌徳や金光大神の信心がどのように受け継がれ、各地に金光大神取次の道が展開されるに至ったかという、金光大神の信心を中心に置き、そこから派生していった信仰経路を明確にする研究であった。

右のような視座と方法では、各地における布教者達の独自の歩みは、常に教祖の信心と対比され、信心の変容あるいは土着化という点で了解されるにとどまらざるをえない。幕末から明治中期までの布教者達—布教者と呼ぶべきか否か

は問題である——は各地において多くの人々をひきつけ、流行神的な盛況を呈していたことなどや参詣者も広範囲にわたっていたことなどが語り伝えられてきている。いわゆる「御発行」という現象である。この現象は、ご比礼がたったとか、徳が高かったということで称讃されるか、流行神的として切り捨てられるにとどまっている。これらの現象が意味するものは問いの外に置かれてきたのである。あるいは一代限りで布教が中断されている布教者もあり、氏神的な色調を帯びた人達もあった。そして彼等は「金神」と呼称されていたのである。これらの諸現象が何を意味しているのかを明らかにすることも、布教史研究の一課題であろうと思われる。

布教者達が金神と呼びならわされていたことや布教がその人一代で終わっているということは、それ相応の理由のあることかも知れない。金光大神も、彼等と同様に「大谷の金神」「肥かたぎ金神」と呼ばれていたのである。金神と呼びならわされていた事実こそ初期布教の究明に重要な糸口が暗示されているのではなからうか。

一 難儀と金神への祈祷

維新政府は復古神道を基幹として祭政一致の制を復活し、神道国教化路線を敷き、そして西欧列強に伍するため、諸々の政策を実施した。この政策の一環に文明開化の諸政策が打ち出された。明治五年十一月九日、改暦の詔が發布された。^①この改暦の詔により、農作業にかかわる指示や日常営為の諸注意が書き込まれ、諸神が日々を司っていた暦は太陽暦に改められた。太陽暦は神々の入り込む余地を全く排してしまい、日々は連続する時間の単なる区切目を示すものにすぎなくなってしまった。暦は数字の列となり、日々の吉凶は暦から排除された。また、明治六年一月十五日には「梓巫市子憑祈祷狐下ケ等の所業禁止の件」^②が、そして、明治七年六月七日には「禁厭祈祷をもって医薬を妨ぐる者取締の件」^③が教部省より発布され、人々の間でよく用いられた病氣全快、困窮打開のための神仏への祈祷や祈念が淫祠邪教と

して取締られることとなった。

金神は改暦により「淫祠」^④に属するものとなり、祈祷は医薬妨害として生活上から排除されねばならなかった。各地の布教者達は取締りの対象となり、官憲の目がその身辺にそがれることならざるをえなかった。しかし、神道国教化路線に従って、神道側の仏教勢力への挑戦と勢力拡張政策は、未公認の宗教者達を傘下に取り納め、その教派の説教所あるいは講社として容認せしめていったのである。各地の布教者は既成宗教や官憲からの圧迫の下に、その地において個々に情実を求めて、公認宗教の傘下に所屬して布教活動を続けていき得たのである。神道側の勢力拡張による布教行為容認の柔軟さと国体の神聖性を宣布する教導職の人材不足により、文明開化政策によって追放された金神は、依然としてその名目を変容しつつ生き続けられたのである。

生き続けた布教者達は、家に赤壁をめぐらしていたところから「赤壁の金神」^⑤と、地名を冠して「中井の金神」^⑥「鍛冶屋の金神」^⑦と、あるいは、神号をとって「光時金神」^⑧と、または由来は不明であるが「こうやの金神」^⑨等々と呼称されていた。「金神」様という呼称は、金光教団が成立するに至って、ほとんど今日では残存してはいないであろうが、当時においては、多くの布教者達がその祭神とかかわって「金神」あるいは「金神様」と俗称されていたのである。また、所属教派の名称の末尾に「金神組」^⑩という組名をつけ、他の講や組と区別しつつ自らも金神組と名乗ったのである。このような名称にかかわる事実、教団が未だ形成されず、公称がなかったという組織形成上の問題としてのみ処理してはならないであろう。勿論、組織形成上の問題も一つの理由であり得るであろうが、それ以上に「金神」という俗称の由来は、金神の祟り障りという先行の信仰土壤やその祭神、祭祀形式並びに教えの内容と深くかかわっている。「金神」と称され、「金神組」と名乗るべき内容が他と区別されて布教者のところに顕わされていたのである。

幕末から明治中期に生きた人々の関心事の一つに、金神の祟り障りの信仰があったということは否めない。それは『金光大神覚』やその他先覚の自叙伝、伝記に記されているように、金神の祟りの回避、障られまいとする努力、これら

の集積として、日柄、方位を見なければ事を起こさないという記述には、人々の重大な関心事が金神の祟り障りの信仰にあったと推察される。この金神信仰は初期布教者達の入信の動機にもその陰が濃く記されている。

当論文では、岡山・尾道地方の布教者達、金神と俗称された人達を主としてとりあげてみる。『金光教学』第四集の田淵論文には、岡山県東部地方における初期布教者達の経歴と教績の調査結果が掲載されている。その一部を抜粋してみると、

大森 梅師（上道郡高島村大字中井）

師は大森うめとも、大森梅子とも呼ばれていた。

教祖の明治二年（月不詳）の御遺筆の中に

中井村 大森氏丑年四十才 妻 未年四十七才

同二十四日参妻 大森喜平治

とあり、また明治六年五月頃には、備前上道郡中井村信者金子未歳が参拝して来たと伝えられている。

……入信の動機は難が強かったことかららしく、その手続は未だ不明である。……一時は御比礼も輝き、附近の人で知らぬものはないくらいお蔭がたち東の金光様とまで言はれていた。今日でも附近の年寄りで中井の金神様を知らぬ人はないのである。出社の数も四十七ヶ所に及んだということであるがそれらの跡は殆んど判明していない。^⑩

金光喜玉師（赤磐郡萬富村大字鍛冶屋）

師は地方で俗に鍛冶屋の金神と呼ばれている。入信は師の次男彌三郎氏が六・七才の時、常に眼病と歯痛とで苦しんで居た事から、中井明神（大森梅師）の御比禮を伝え聞いて参拝されたことに始まる。……爾来師は光時金神と呼ばれ、其名は備前北部を初め、播磨、美作、因幡、伯耆等の近国に響き、毎日の参詣者百余を数うる盛況を示し、

その整理のためお届けの番号札まで出したということである。¹⁰⁾

難波 波師（上道郡富山村大字福泊）

……俗に「赤壁の金神様」と言われていた。その入信の動機及手續について考えると、難波家の子孫の語る「病弱の為、中井に参拝していたものである」と言い傳へ……御比禮大いに輝き、師の手續には青井サキ師、利守千代吉師全志野師、石原銀造師などがあり……¹⁰⁾

右記述中に、石原銀造師については次のように記してある。

……即ち石原師は、子供が相續いて死亡する不幸に悩み、諸方の神仏に願をかけたが、どうにもならなかった。偶々某氏が「金神の祟り障りは、金神を拜む人に頼まねば助からん」と言うのに導かれて赤壁へ参拝……

片岡次郎四郎師については、金神の祟りの故に嗣子を病死させた。その原因として家の改築が指摘された。改築部分を元にもどすことも行なった。それでも、

……まだ難が絶えないから、金神封じもした。お祀りかえもしたが、それでもまだ難は續き、このまゝでは片岡家は絶えるといはれた。ここに至って才崎金光様の「かん」が爆発して「人を苦しめ、赤子の手をねじて喜ぶ金神に会いたい」何所か金神を祀る社はないか、あれば此の神を訪ねてその理を正そう……¹¹⁾

このような心情のなかで、中井の金神様から、次のような参拝の促しがあった。

同村の石村某が「今日中井へ参りました所、『才崎に信心せねばならぬ家があるから参る言うてくれ』と云われましたが、何うもお内のことの様に思われますが」と知らされて中井へ参拝されたところ、「私が御信心しただしたのも難が強かったことぢやが、御信心しておかげをうけたのぢやから、あんたも御信心なさって、祟りや障りは心配するに及びません、おかげが受けられます」と教えられて、入信したのであった。¹¹⁾

右に備前地方の五人の布教者を挙げたが、その内三人は「金神」と呼称されている。あるいは、大へんな御比礼が輝いて流行神の如き盛況を呈していることが示されている。金神の祟り障りに対する当時の人達の意識も、後に「金神様」と称される人々の入信動機に示されている。

彼等の入信の直接の契機は、右の文献に示されているように、嗣子の夭逝、子供の病気、自分の病弱や難の強さ等々であった。このような出来事や事態に当面することによって、人々は何とはなしに自分自身や家の背後に金神の眼差しを感じせざるをえなかったのである。金神も諸神仏に対する取扱いと同様な取扱いか、あるいは「金神」と呼びすてにするような取扱いを受け、人々はその禁忌に触れ、祟られ障られることを免れようとする土着的な信仰をもっていたにすぎず、確固たる金神への信仰をもっていたわけではなかった。金神に対する独自の信仰儀礼が人々の日常生活の内に定着していたわけではなく、金神の祟り障りの回避の方法とか、祟られている障られているという告知とその原因の確認は、山伏とか暦の理解できる人達や家相見の専門領域に所屬するものであった。人々のところでは、金神に対する信仰は一つの統一体としての信仰ではなく、夭逝や途中死という不自然な死や病氣、そして日常生活の破綻を招くような不幸、災難を土着的観念としての祟る神々、金神や土公神等に背負わせようとするものであった。あるいは、家族の不和、離散そして家の没落等、およそ人間が生きていくうえにおいて、マイナス価値と評価されるもの、つまり「難」といわれるような性質のものを、金神の祟りと呼んだのである。当時の人々が非日常的な事柄それがマイナス価値であれ、プラス価値であれ―に当面したとき、日頃は心の底に潜みつつづけていた金神の祟りの思いが、人々の意識に明確な姿をとって現われてくるのである。それゆえに、家運の隆盛を象徴する家の新築や改築に際しても、金神がとどまっている方角や日柄の吉凶を改めて鑑定してもらわざるをえなかった。それは自分達が営々と築いてきた日常世界を金神の祟り障りから守るためであった。

誰しも自分自身や身内の者の生活と家運についての見方をもたざるをえない。自身や身内の者の身の上に生起してき

た出来事や事態について、それが生起してこざるをえない理由を探し意味を与えることによって、人々はその出来事と事態を了解していくのである。出来事の理由を尋ね意味を与え納得する心こそ、その人の世界なのである。それぞれの世界とは、身内の者や家業、家柄、親類縁者、外との関係等々の日常的な諸要因によって形成され、そこに生じる一人一人の生老病死という出来事や事態を理解し納得して安らぐ場、あるいは心とでもいいうるであろう。このような世界は誰しも持ち合っている。そしてこの世界はむき出しの現実ではなく、それを整序する意味世界なのである。そのゆえに、この意味世界は各人それぞれに異なっている。

身内の者の身の上に生起した不幸、災難や家運の衰微というような非日常的な事態など、マイナス価値の出来事や状態が生じたときには、その原因がどこにあるのかを尋ねて考えこまざるをえない。このようなマイナス価値の出来事や事態は、日常的な意味世界では納得しえず悲しみやあきらめの内側に投げいれられ、悲しみの塊となるか、あるいは憤りをぶちまけさせるかしつつ、日常的な意味世界を問題化せしめていくのである。この問題化は、己の内に潜みつつけた金神と鑑定者の金神の祟りであるとの宣告によって、広く深くならざるをえない。従来慣れ親しんだ日常的な意味世界にありながら、金神の祟りの暗い影がその世界を覆いはじめていくことに人々は気づかざるをえないであろう。嗣子の夭逝、その病氣、身にまといつく難儀は、金神の祟りであると告知されることによって、金神に祟られてある自分や家として理解されてくる。祟られるのではないかという不安感としての金神は、現実生活に禁忌を強いる外在する祟りの神、金神と直結される。祟りの不安感を取り除くため、人々は金神の禁忌に触れまいとして、日柄の吉凶、方角を改めて見、あき方をねらって、家の新築や改築を行ない、方違えをしつつ旅へ出たのである。この努力にもかかわらず金神は祟り続ける。祟りとの告知により、家を元へもどしたり、諸神に祈禱を請い、金神封じを願わざるをえなかった。だが、金神の祟りは日常的な意味世界での人間の努力をあざわらうかのように暗くのしかかってくる。金神の祟りがその人の世界の中心へと徐々に入り込んでくる。金神の祟りの故に、現実の苦しみが生じてきていると、自分自身や

身内の者の不幸、災難をとらえ直すことにならざるをえない。金神の祟りとは、一つの現実の意味付与の根拠となり、祟られてある人の世界を理解する原理となっていくのである。

ひとたび金神が世界の中心に位置を占めはじめると、祟りに対する人間の常識的な回避の努力では、いかんともしがたい世界を形成し、脱出口のない蟻地獄の様相を帯びざるをえない。金神に祟られている障られているという思いは、日常生活のささいな出来事―日頃は気にもとめなかったことでさえも―祟りの一環として意味をもってくるようにしむけていく。そして、それは一層金神をその人の世界に色濃く刻印させていくことになる。祟られている人の肩に金神があぐらをかき、その人の生活は背負いこんだ金神を中心にして、金神の命じるまゝに回り始め、日常のささいな出来事も家の没落への一步一步として意味をもってくる。身代と達者と人間の三拍子が共にそろうとき、人々は金神の影におびえることもないであろうが、ひとたびこの内の一つが欠落することになったならば、それは家の没落と直結していかにざるをえなかった。このような事態の中に金神の祟りが確実なものとして、その人にとって根深く意識されてくる。祟られてある人は、金神の囚人として自分自身とその家運を考えざるをえなかった。

だが、日常の意味世界に生きる限りは、金神は外在する祟りの神であり続ける。人々は金神の怒りを解くために効験ありとせられていたあらゆる手段を用いた。しかし金神は外在しておらず、その人自身の世界の内に潜みこんでしまっている以上、外在する金神は封じ得ても、意味世界の中心に座った金神を放逐することはできなかった。「諸方の神佛に願をかけたが、どうにもならなかった」のである。金神の怒りは金神を拜む人に解いてもらうしかなないと、人々が考えたのも由あることであった。「金神の祟り障りは金神を拜む人に頼まねば助からん」という石原銀造への某氏の語りかけは、外在する金神から自らの内に潜む金神を指示しているのではなからうか。金神の祟り障りの宣告とともに、人はその呪縛から解き放たれるために、金神を拜む人を見いださねばならなかった。

金神の呪縛とは自分自身の意味世界の呪縛であり、それは何よりも己の心の疑念なのである。家運の暗闇への傾斜、

日常的な意味世界での先行き不安と現実の悲しみは、その坂を転がりつつ、客観存在としての金神に向かつて、祟る理を問ひ糺そうとする。なぜこの家は祟られ、没落しなければならぬのかと。この問ひは金神に対する憤りとして、祟られてあるその人自身を金神へと開き直らせる性質をもっている。片岡次郎四郎の「人を苦しめ、赤子の手をねじて喜ぶ神」への怒りにも、あるいは、「堅盤谷の婆さん」こと小野うたの「人を殺すが神か、助けるが神か、殺すが神なら孫ごめに取ひ殺してくれ」という怒りにも、金神への開き直りが示されている。このように金神は祟ることによって人をして金神に開き直らしめたのである。金神への怒りはその呪縛の内にある自分自身の意味世界への怒りであり、その解放へ向かう開き直りの怒りである。正当な、了解し得る理由なくして祟られ障られることへの開き直りとしての怒りは、転落からの浮上であり、金神の世界への通路を暗示しているのかも知れない。金神はその祟り障りの手段をもって、己の本性を問ひ糺し、導くべく人々に迫っているのである。金神は祟り障りすることによって、日常の意味世界を壊し、人の内側へと入りこみ、その人の世界理解の原理として働きを示していくのである。

二 金神への祈祷とその理解

世界理解の原理として人々の心に深く根づいた金神は、人々をして生活上の諸問題を金神の祟りとして理解せしめていくことになる。人々に現れる祟り障りの苦しみや悲しみ、そして痛みは、肉体のそれであれ、心のそれであれ、その背後に金神が跳梁し、そのなせる技であると、祟られてある人は了解せざるをえない。大森うめの入信の動機に示されている「難が強かった」という言葉には、金神に祟られてあったというひびきを含んでいる。病氣や病弱は金神の禁忌に触れた証左であり、病死は金神の怒りの結果でありえた。

斎藤重右衛門、その他多くの布教者達の祈念帳に記されている願ひ事には、病氣全快の祈願が多数を占め、商売繁盛、

家内安全、身上安全などの祈願があり、祈願成就に対する札が混在している。これらの祈願や札は金神の祟りと験とにかかわって願われ札が述べられているのではなからうか。金神の祟りと験との関係を理解していきうる糸口が、尾道で金神を祀り拜んでいた「こうやの金神」こと三宅小一郎の「氏子御祈願人名」¹⁹⁾の中に暗示されている。この祈念帖の中にも、他の布教者達のそれと同様に、病氣全快、商売繁盛、家内安全、心直り、旅の無事、それに対するの礼等々の祈願内容や札が書きこまれている。人々は金神の祟りから免れるべく、金神を拜んでいる人に、病氣全快、無事息災を願っている。土公神や金神の祟りの様相と原因と験日、これらの関係がどのような関係であったのか、十分には理解しえないところであるが、その大まかな筋道を追ってみよう。「氏子御祈願人名」の中には次のような事柄が記載されている。

十八日(明治三年四月)

一 午年男一歳

ぬた仙孫

右之手足うぶとく御取さばき願

裏ニ当しいはいぶれい

土公神ぶれい追々全快御礼

同 (四月二十三日)

立花村

豊吉内

一、四十八歳女

ほろせ度々なんぎ

未へ当立物土公神ぶれい

五月十日迄六歩けん日

一、五十四歳女

同(いわししま)

又次郎内

下はらにがり尚又はり

申当り堀ため土公神のきさわり有

五月十日三歩げん日

四月廿三日

一、六十五歳

いわしじま

和三郎

はらにかり丑ニ当つほき

土公神御きさわり

五月十日けん日

右の引用資料に見られる病気の症状、「右之手足うぶとく」「ほろせ」「腹にがり」は、土公神の祟りであると読むことができる。祟りの原因は、土公神が立ち回る方角へ「立物」「堀ため」を造作したがためであり、それが土公神に対して「無礼」「きさわり」となったと理解できる。祟られている人は病気の全快を祈願せざるをえなかった。病状は土公神の祟りであり、その全快は祟りから解放されることであった。祈願される病状の全快の験日は―何にもとづいて計算されたのか不明であるが―「五月十日迄六歩けん日」というように日切りされている。このような験日の指示は、人々の祈禱要請を受けていた神職や祈禱者の用いた方法でもあった。勿論、土公神は金神と同様に巡り、それ自身の禁忌を持ち、それに触れることによって祟る神性を有する神であった。右のような事柄は、「こうやの金神」こと三宅小一

郎が金神への祈念、祈祷をなしていたという金神への祈祷者としての色調を帯びていたことを示している。次に掲げる同書中の抜粋には、彼が祈祷者として金神を拜んでいたことが明示されている。

四月八日

一、未年男三十六歳

東屋

目のいたみ追々全快

喜与治

当四月十一日札直段頼御みくじの通

四月十日

一 辰年男五十一歳

船政

右のかたゝむねいたみ

竹光屋取次

たんちのませり

四月十五日けん同御みくじ通御礼

四月十六日

一、北に当り井ほりたく

立花村

水のうかかい北東雨水なし

勝平

申酉間に水有御みくじ

五月八日

一、子年四十三歳

米屋

家内安全商事繁昌

小一郎

身の病氣全快頼

新□類広しま様頼

一、子年内へ氏子参詣

御みくじたがわす様頼^②

同人

ここには「御みくじ」で、神意を人々に知らしめている金神への祈禱者の姿が示されている。このような「御みくじ」に関しては、『金光大神』の中に次のような記述が見られる。二代白神新一郎が初代白神の教跡を引き継ぐについて、「然らば、おみくじなりと、おさずけくされ^③」と金光大神に願ひ出ている。この注(3)に「神のおしらせを、俗にか^④くいう」と記してある。おみくじとは神の意を知ることである。こうやの金神が記載しているおみくじも、二代白神新一郎が願ひ出たおみくじも、その性質において同じであろう。これらは、手にお知らせとか口にお知らせといわれるものである。こうやの金神は祈禱しつつおみくじを頂き、金神の意を人々に伝えていたのである。「申酉間に水有」というおみくじは、失せ物、当て物をする祈禱者そのものの姿に酷似している。そして、こうやの金神自身も「御みくじたがわす様」にと祈願するのである。このようなおみくじの頂き方や告げ方は、現世利益に応ずる流行神や御信心家の姿であった。人々の眼には、金神と呼ばれる布教者達は金神に祈禱し験を授ける人と映ったことであろう。人々は身内の者の病氣や災難あるいは商売や家業上に諸問題が生じたとき、全快や息災あるいは開運を願うという、日常の意味世界の回復を願って、金神への祈禱を願ひ出たのである。人々は崇られていると言われれば、その原因を家の過去に求め、諸神の禁忌に触れたことを詫びつつ、験を懇請し、金神の指示に従わざるをえなかった。祈禱の証は病氣の全快であり開運であり、日常の意味世界の充足であった。以上のような筋道のことが「氏子御祈願人名」に記されているのではなからうか。

右の資料はこうやの金神自身を書いたことは確かであるが、「御きざわり」「無礼」との記述は、験を願う願ひ主が

病氣、災難の原因の自己確認として、その人自身が語った言葉なのか、あるいは、願い主に代わって祈願をこらすことやの金神が、願い主の祈願内容を聞きつつ、その病氣や災難の原因として土公神に触れていると判断して記したものであるうか。私は後者のこととして読み続けていく。金神へ願い主の願い事を祈願する祈禱者には、病氣、災難の原因を明確に知っておかねばなるまい。祈禱者は出来事の経緯と願いの内容とを聞きつつ、諸神の禁忌に触れたという確認を得なければ祈願も験も願えなかった。願い主の方にも、災いの原因として諸神への無礼が薄々は感知されていた。この疑念が適中しているということを裏打ちするかのごとくに、祈禱者は、災いのもとには金神や土公神への無礼であると宣告し、災いの根元の確認を願い主に迫ったのである。この祟りの確認からこそ、金神や土公神に祟りの鎮まりと無礼の赦しとを願い主は祈禱する者と共に祈願をなし、その指示に従ったのである。神の祟りが赦される日、それが験日なのである。こうやの金神は、人々の現実的な要望に応じて、金神へと祈禱し、みくじを頂き、預言を適中させ、奇蹟的な験を顕わしていたのである。それはまさしく金神祈禱者であった。

三宅小一郎と同じような金神祈禱者は、各地に点在し、験を顕わして多くの人々をひきつけてやまなかった。彼等は、時として流行神の様相を呈していた。その祈禱や祭祀形式は土着の先行宗教の形態をとったり、神道的な姿をとったりしつつ、既成宗教の形式を借用するものであった。その布教は既成の公認宗教の末端に位置を与えられ、その宗教の祭祀形式に従いつつ行なわれた。

祈念・祈禱は古くより人々の宗教的願望を満たしてきた信仰形態である。それゆえ祈念・祈禱は信仰の伝統を秘め、人々の心の拠り所として、歴史のなかで生きつづけてきたのである。金神は、その祟りの故に己自身に向かって開き直る者や祈念・祈禱する者を見いだし、その者に出現し、その者の口を借りて語り、消えていくのであった。金神には一定の祭祀形式も宮も社も、そのような歴史化されたものは一切なかったのである。従来、諸神仏への祈禱者達が用いていた形態と方法、それが神道的なものであれ、香をたくものであれ、人の口を借りて語りかける金神にとっては、何ら

の差しつかえもなかった。ただ祈祷する者にとって、公認宗教の傘下に位置を得ることが必要だったにすぎない。信仰の伝統である祈念・祈祷の内から、金神が己へ向かう者を見いだして歴史の表面へと現成するのである。この現成こそが金神と呼称された人々である。この現成した金神に対して、人々が切望していたことは日常的な御利益だったのである。こうやの金神も、人々の願望を受けとめて、次のような信仰成就の世界を祈念せざるをえなかった。

天下太平、国家御武運長久 諸家中御安全 下々役中御安全

諸国穩 当於町中 商売繁昌 家内安全

本家家内安全 商売繁昌

諸親類家内安全 加業商事繁昌

於山方 農業作徳登繁昌

諸職人日々御利やく

商人日々売場買場 諸事繁昌

海上働於氏子ニ 海上安全息災

漁方働於氏子ハ 大漁奉頼

地立於氏子ハ 道中安全息災²³⁾

これらの願いの成就こそ、金神の験であり威徳として、こうやの金神のところでは意識されていたのである。日常・非日常を問わず、生起する事柄は全て金神や諸神のなせるわざなのであった。金神の眼によって整序された世界では人々は金神の掌の上にあつた。祟りを解くために祈願する者へ、祈祷者の口を借りて語り出す金神は、日常世界では敬遠され、留守をねらわれ、封じ込めらるべきものでありつつも、世界理解の原理として近よるべき至りつくべき神性として己自身を開示するのである。祈祷者は金神自身の語りかけを伝えるとともに、金神へと至る道程をも指示したのである。

金神への祈祷者は、従来通りの金神の崇りの宣告者ではなかった。「赤子の手をねじて喜ぶ」ような金神に対して、その理を問ひ糺そうとする人間の開き直りに対し、彼等は崇る理を崇られてある人に了解させることが必要であった。崇る理を問ひ糺そうとする人は、最早、金神の網にかかったも同然であり、金神が世界理解の原理へと移りつつある人達であった。金神の呪縛は人間の側から解きようのないものであることを彼等は知っていた。呪縛にからめられればからめられるほど、金神は心の内に広がり深まり、世界理解の原理として一層強固なものへと成長していった。金神封じの祈祷や原因としての行為の撤回も、厳然として生起した不幸・災難の回復には何の効力をも持たなかった。死は死でありつづけ、悲しみは悲しみであり続ける。生起した事柄は元へもどすことはできないのである。人々は金神へと開き直り、金神の変性をこそ求めざるをえなかった。金神封じの祈祷は、依然として外在する金神を前提とするものであり、心の内なる金神の変性を説きあかすものではなかった。心の内なる金神への気づきは、人間の道理、条理をもって説きあかさねばならなかった。無礼を詫びるという行為は崇りの宣告や封じるといふ世界から生じるものではない。詫びることは、崇りの原因の意味了解によって生じるものである。ここには話は不可欠な要素であった。話を聞いて助かるという根拠は、金神が世界理解の原理として働いているというところにあるのであろう。金神へ祈祷する者の話を聞いて、その話を承服し得心することは、日常的な意味世界での金神への開き直りから、自らの内なる金神への気づきということを意味しており、それは金神が変性していく一つの転向点を示している。

赤壁の金神こと難波なみは、青井さききに対して、自分の話の内容を理解・納得することを要請している。

……其先生のばあさんの申には、

「此方の信心は一心すればなおる。私のはなしをきいてかへり、両親へはなしをして、二人がとくしんが行けばおかげを頂く。」

と申ました。^②

「一心する」「とくしんが行く」ということと験とは直結されている。諸神諸仏の効験に迷う日常的な意味世界を破るべく、金神へと向かい、その人の内へ金神が深化することを促すものとして、一心する、得心するという言葉が、難にあえいでいる者へさし向けられてくるのである。金神に向かい、近づくことにより、金神は崇られている者の内で成熟し、世界理解の原理へと変性するのである。金神へと一心し、得心せしめるために、祈禱者には話・理解が要請されたのである。金神と呼ばれた人達は、金神への祈禱者と金神へ至る道を指示する理解者という二つの顔を同時にもっていたのである。

金神の布教者達は、人々の験を求める姿勢がどうであれ、願い出る願い主の生き方を金神との関係で見据え、了解していたのである。願い主の生き方が金神の禁忌に触れ、無礼となり気障りとなっている理を、彼等は金神の言葉としてつきかえたのである。金神は祈禱者の口を借りて、人々の無礼な行為を叱正する。

……其處で又神様から御裁傳が下りまして、其の方は大工で棟上げの時には未申に向って弓を引き居らうが。金神を射る積りか。夫れのみならず、妹を未申の方角に向って縁組し、金神の通り道を踏み汚して居る……と非常な御叱りでありました。……越えて六月廿二日には全快して御礼参りを致しました。……

ここには、金神が崇らざるをえない理を願い主に知らしめることが祈禱者の重要な役割であったことが示されている。彼等は願い主にかわって、金神の赦しを請い、金神へと導き、験を顕わしたのである。こうやの金神が記しているように「四月十五日けん同御みくじ通御礼」「当四月十一日札直段頼みくじの通」というように験を顕わし、人々に金神の威徳を示していったのである。布教者達は金神へ祈念を凝らし、祟りで苦しんでいる人やその身内に容赦なく祟りの理を宣告し、金神へ至る通路を指し示し、験を顕わしていったのである。初期布教者達が金神と呼ばれるゆえんは、病者や災難者に、あるいは先行きの不安にかられる者に、世界理解の原理としての金神の深化と成熟を計るものであったがゆえである。彼等は祈禱者であるが故に、金神の祟りの内奥へと人々を導き入れ、祟りの内に託され、手渡されてき

た信仰の伝統へと、あるいは金神の祟りを造りあげ、それを恐れる日常的な意味世界の背後へといざない、金神の本性を了知せしめていったのである。日常の意味世界を破り、金神の内奥へと導くには、祈禱と験と理解とは不可分・不可欠な要因であった。人々の痛みや苦しみを癒すためには、布教者達は祈禱者であり理解者でなければならなかった。験の顕われぬ祈禱や理解は、単なる形式とお話にしすぎなかった。

祈禱と理解という二者の関係をとらえるならば、布教者達が祈禱者という姿をとったという説明には、人々の靈験を求める要望に応じた姿であると考えられるかも知れない。だが、金神が歴史上に顕われる過程は、外在する金神に対して崇る理を問ひ糺そうとして、祈念・祈禱する者の内に現成するものであった。金神は祈念・祈禱という伝統的な信仰形態の内側から立ち現れるのである。祟りという属性の故に己に向かつて開き直る者の内に世界理解の原理として、己自身を顕現するものである。祈念・祈禱は理解に対する便宜的手段ではない。理解としての言葉も指図も、祈念・祈禱の中から発語されるものであり、人の口を借りる金神の語りかけも祈禱の故に真理を秘めたものとして人々に受けとられたのである。人の口を借りて金神が人々に語りかけることや金神の意思を直接に知ること、これを布教者達は「徳」と称していた。この徳は祈禱という信仰の伝統の内にあった。金神と呼ばれる人達は、祈禱の伝統に導かれて修行を積み重ねざるをえなかった。

金神の祟りは、日常的な世界においては、封すべき有効な技を持ち合わせていなかった。金神の祟りからの解放は、徳者に祈禱してもらい、その祈禱の内から発語される金神の言葉の承服でなければならなかった。一心し納得することこそ祟りからの解放であった。それは世界理解の原理として金神の視座を吸収することであった。金神の変性とは、属性としての祟りの変性ではなく、祟りの背後に隠されてある金神の本質への気づきなのである。したがって、日常的な意味世界における祟りは、消滅することなく、常に人々に恐れらるべき神性でありつづけた。金神は属性としての祟りをもって、日常的な意味世界に問いを投げかけるのである。金神の布教者達は、祟らずにはおれない金神の眼をもった

祈祷者達だったのである。彼等は金神のこの世における仮の住いとなったのである。彼等の眼識の朽ち果てとともに、金神もまた宗教の伝統としての祈念・祈祷へと退いたのである。しかし、仮の住いを見いだし発語した金神は、祈祷者の理解の言葉とともに、己自身への道を指し示す言葉の内に、自己の本質を託したのである。布教者達の残した言葉は、日常的な意味世界の破綻を暗示しつつ、金神へと至る道程を指し示しているのではなからうか。

(教学研究所員)

注

- ① 太政官布告第三三七号『明治以後宗教関係法令類纂』七三四頁
- ② 教部省達書第二号 右同書、一五七頁
- ③ 教部省達書第二二号 右同書、一五七頁
- ④ 牟田満正「金之神社について」資二 『金光教学』第十四集 二九頁参照
- ⑤ 一二五頁引用資料中 難波波師参照
- ⑥ 一二四頁引用資料中 大森梅師参照
- ⑦ 一二四頁引用資料中 金光喜玉師参照
- ⑧ 同右参照
- ⑨ 青木茂著『笠岡金光大神』一一六頁参照
- ⑩ 徳永篤孝「山口縣東部初期布教について」『金光教学』第五集一七四頁参照
- ⑪ 田淵徳行「岡山以東地区に於ける教祖時代の傳道状況」『金光教学』第四集一四〇～一四一頁
- ⑫ 右同書一四三頁
- ⑬ 右同書一四四頁
- ⑭ 『片岡幸之進荒神の君のおもかげ』三頁
- ⑮ 田淵徳行「岡山以東地区に於ける教祖時代の傳道状況」『金光教学』第四集一四二頁
- ⑯ 金光和道「堅盤谷の婆さん」考 紀要『金光教学』第十五号 一〇五頁参照
- ⑰ 浅野喜十郎所伝『研究資料金光大神言行録』一卷五九
- ⑱ 澤田重信「初期本教の教勢について」第8表祈願内容、基本集計(3) 紀要『金光教学』第十四号一五頁、二六頁参照
- ⑲ 青木茂著『笠岡金光大神』一二九頁(三宅小一郎に關する資料)参照
- ⑳ 右同書一二九頁～一三六頁
- ㉑ 『金光大神』二四六頁
- ㉒ 右同書二五二頁

- ⑲ 「氏子御祈願人名」帳の冒頭
- ⑳ 青井サキ所伝『研究資料金光大神言行録』一九三六、及び田淵論文『金光教学』第四集一四六頁参照
- ㉑ 『高橋富枝師自叙録』四三～四四頁
- ㉒ 右同書四九～五〇頁及び五八～五九頁

資料 小野家文書 (10)

金光眞整編
(教学研究所囑託)

永代御用記 — 慶応三年 —

(解説・凡例は十一号
一三四—一三五頁参照)

慶應三丁卯歲

孝明天皇崩御、普請・鳴物停止

主上崩御ニ付、今日ハ普請・鳴物停止。日數之義ハ、追而相違

可申候。爲ニ心得ニ申付候間、末々迄不洩様可觸知ニ者也

卯正月九日

御役所

大庄屋

淺口兩村

平田耕之進、新任

御家老格、新知五拾石・役料貳拾石

二而、都合七拾石高、被ニ成下之

平田耕之進

寅十二月廿一日

京都勤番被ニ仰付、舊臘廿九日、江戸出立之事

右 同人

右之通被ニ仰付ニ候間、此段爲ニ心得ニ申達候間、末々迄不洩様可觸知ニもの也

卯正月九日 御役所

大庄屋

村々

殿様伯母眞壽院死去、鳴物停止

殿様御實母方御伯母、水野延四郎様御養母眞壽院様、御病氣之處、御養生無ニ御叶、去十二月廿五日未上刻、被ニ成ニ死去候ニ付、今日ハ來ル十四日迄、五日之間鳴物停止、普請ハ不苦。尤、當節御穩便中ニハ候得共、右之心得ニ可ニ有ニ之候

右之通、被ニ仰出ニ候間、末々迄不洩様可觸知ニ候也

卯正月十日 御役所

大庄屋

淺口兩村

側用人任命

側用人加判勝手掛り申付、會釋白銀七枚遣之

角田甚太夫

一 公用方兼帶是迄之通

一 側近習邑總支配可致事

卯正月十一日

右之通被_レ仰付_二候_一ニ付、爲_ニ心得_一申達候間、_□趣意、末々迄不洩_レ様可_レ觸知_一もの也

卯正月廿五日

御役所

大庄屋

村々

羽右衛門、鶴新田出作中西浦乱妨一件の届

乍_レ恐御届奉_ニ申上_二候_一

一 當村波右衛門義、近來、山崎主税之介様御領分、當郡鶴新田へ掛持_ニ而_レ出作罷在候中。去ル五日夜、西浦亂妨人之内へ相加り候段、同村役人共々書面ヲ以掛合來候_ニ付。早速羽右衛門呼寄、始末取調候處。同夜曉比町方騒動ケ間鋪相聞、胡亂もの參込候哉、兼而福島や二郎右衛門義ハ地主之事故、及_レ聞不_レ參而ハ不實意_ニ奉_レ存、爲_ニ見舞_一馳付候處、多勢相集居

申。案内之成行恐縮仕、一應挨拶ヲ渡、即刻引取候様申出候

ニ付。其旨返書ヲ以掛合遣候處。彼是手導之次第、此上不及_レ取調・掛合_ニ。全体此度不_レ拘、兼而他所もの指置候義も、上向_レ殿鋪被_ニ指留_一候間、出作相斷度、早々爲_ニ引取_一異候様申來_ニ付。速_ニ歸村爲_レ致候。全下作之情合ヲ以、二郎右衛門方迄、見舞_ニ罷出候義_ニハ奉_レ存候得とも、折惡鋪引合_ニ相成、御他方も掛合致候段、御時節柄恐入奉_レ存候。此段以_ニ書付_一御届奉_ニ申上_二候_一 已上

寅正月

村役人

三月十一日御呼出し、御察計之上、追込被_ニ仰付_一之

御救銀へ献納

奉_ニ伺上_一

- 一 金拾八兩 川手十右衛門
- 一 同拾八兩 西澤林藏
- 一 同拾兩 川手直藏
- 一 同七兩 西澤仲治
- 一 同六兩 中島久眞太
- 一 同三兩 遠藤柳太郎
- 一 六拾貳兩

右者追々米麥高價ニ相成、貧者共必至難澁之趣見聞仕、不便之義奉レ存候。前書之者共御國恩餘計ヲ以、可也渡世罷在候ニ付、乍レ聊御救銀之内へ、御指加へ被レ爲下候様、願出申候間、此段御聞濟被ニ仰付被レ爲下候ハゞ、難レ有仕合奉レ存候。依レ之ニ書付奉ニ伺上候、已上

卯二月

村役人

奉ニ窺 上二候

一金五兩

右ハ村方貧者共難澁ニ付而ハ、毎々御救奉ニ願上ニ御下ケニ相成、一統御慈悲之段難レ有仕合奉レ存。然申候處、追々米麥高價ニ相成、必至困苦之段、及レ承憐察仕候間、乍レ聊書面之通御救銀之内へ、被レ爲下候ハゞ、難レ有仕合奉レ存候。依レ之ニ書付ニ奉ニ伺上候、已上

卯二月

庄屋
願主

小野慎一郎

右之通二月十日、大庄屋迄さし出置候

御聞濟ニ相成、調達致候處、直様其儘慎一郎手元へ御渡ニ相成候

元太郎入牢

卯二月十一日曉、江□□□御指向ニ而、元太郎義、御召捕ニ相成、入牢被ニ仰付候

質素、儉約の触れ

方今非レ常、御手當御□□之御時勢ニ付、餘事も成丈御省略、右御備向一際御手厚ニ被レ遊度思召ニ而、御平日御綿服被レ爲レ召、御手許諸事御質素ニ被レ遊候間、御役人も勿論、諸士・末々迄、右思召之處厚奉ニ承知、一同節儉相用ひ候様被ニ仰出候。依而も銘々衣服と勿論、諸事質素相守、御趣意貫通候様、何事も可レ被ニ心掛、末々之者ニ而も、頭支配が、厚申聞可レ被レ置候。右之通被ニ仰出候。是迄質素節儉之義、連々申渡候趣も有レ之候へ共、猶今般之御趣意厚相心得、此上違失無レ之様、末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

卯二月十日

御役所

大庄屋

村々

普請、十五日より御免

普請も、來ル十五日に被レ成ニ御免ニ候間、得ニ其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

卯二月十一日

御役所

大庄屋

村々

昨年不熟につき献金・お救い連名

去寅年八月中暴風雨ニ而、稻綿不熟ニ相成、是迄之米麥高價ニ付、貧者共難澁之趣見聞、不便之事ニ存、一統申談、助成金庄屋手元へ指出候扣

- 一 金拾八兩 川手十右衛門
- 一 同拾八兩 西澤 林 藏
- 一 同拾兩 川手 直 藏
- 一 同七兩 西澤 仲 治
- 一 同六兩 中嶋 久真太
- 一 同三兩 遠藤 柳太郎
- 一 同五兩 小野 慎一郎

六拾七兩

右御窺書指出し候處、御聞濟ニ相成、調達被ニ仰付ニ相納候處、直様庄屋手元へ御下渡、貧者共へ御救として相渡様御沙汰ニ付、判頭立會いし、人別取調候様申聞、願出・相渡し候もの共、左之通

金三兩壹步	猪 <small>(三九)</small> 郎
同貳兩	近 藏
同壹兩壹步	俊 平
同貳兩壹步	長 四郎
同壹兩三歩	相 藏妻
同壹兩三歩	淺 吉
同壹兩貳步壹朱	清右衛門妻
同貳兩貳步	壽太郎妻
同壹兩貳步貳朱	爲 藏
同壹兩三歩	文 兵衛
同貳兩	今 藏
同三兩	吉 太郎
同壹兩貳步	小 兵衛
同貳兩貳步	五郎右衛門
同壹兩壹步	役 藏
同壹兩三歩	銀 三
同貳兩貳步	藤 五郎
同貳兩貳步	德 十郎
同貳兩貳步	役 之丞
同貳兩三歩	喜 代三
同貳兩三歩	甚 之丞

一	同壹兩三步	千代三
一	同壹兩	ま づ
一	同壹兩	長右衛門
一	同壹兩貳歩	さ せ
一	同壹兩貳歩	藤 治 妻
一	同壹兩三步	富
一	同壹兩三步	ま わ
一	同貳兩三步	紋 吉
一	同貳兩貳歩	讀 忝
一	同貳兩貳歩	辨 藏
一	同壹兩壹歩	新四郎母
一	同壹兩三步	辨 二 郎
一	同貳兩壹歩	藤 吉
一	同壹兩三步	文 五 郎
一	六拾七兩	

二月廿五日・廿六日兩日之内夫々相渡、請取印形取之、御上へ指出之

諡号、孝明天皇

大行天皇、御諡號宣下相濟、可奉稱孝明天皇旨被仰出候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩樣觸可_レ知もの也

卯二月廿五日

御 役 所

鳴物停止の件

鳴物之義ハ、致_レ渡世_二候ものハ、去十九日_ハ被_レ成_二御免_一、其餘停止之向ハ、是迄之通可_レ相得_レ、此段末々迄不_レ洩樣觸可_レ知もの也

卯二月廿五日

御 役 所

淺 口

兩 村

諸役任命

二階堂民之丞

一 目附役兼帶被_レ仰付_二候間、申合入念可_レ相動_一候。役料金貳

兩被_レ下之

卯三月三日

梶谷 信次郎

一 村目附被_レ仰付_二、御普請方是迄之通

卯三月三日

一 御普請方被_レ仰付_二之

卯三月三日

守安 徳右衛門

右之通被_レ仰付_二候間、得_レ其意_ニ末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二もの也

卯三月七日

御 役 所

大 庄 屋

村 々

非常の節、備前領と諸事同様

今度、備前守様へ格別之御懇親御取繕、非常之節ハ、諸事御一領同様御依頼ニ相成候間、此段爲_レ心得_レ相達置候

卯 三 月

別 紙

備前守様、以來、御遠乗等之節、此方様御領分、御通行義も可_レ有_レ之、其節、御馳走ケ間鋪義共、御斷之趣ニ候得共、右之節、往來妨_二も可_レ相成_二品ハ、早々取片付、何_レも片寄、下座罷在、聊不_レ敬之義無_レ之様可_レ致候
右之通、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二もの也

卯三月四日

御 役 所

大 庄 屋

村 々

吉凶等お礼回勤無用の再達

口 達

一 昨寅春、御家中吉凶、并大庄屋・村役人末々迄自分吉凶等、御禮廻勤、地方役掛り之外、不_レ及旨、致_レ廻達_二置候處、無_レ何と亂_二相成候向も有_レ之哉_二相聞へ、已來、昨年相觸候通、可_レ相心得_二候

一 勤番往返ハ、地方役より共、道案内并村役人出迎等不_レ及候事

一 諸家様之御家老・御用人・其外御使者有_レ之節、已來、前日可_レ相達_二沙汰不_レ致向ハ、御使者ニ而も、案内并村役人挨拶等不_レ及之事

一 地方役、用向之村方出役之節ハ、是迄通可_レ相心得_二候
右之通條々堅相守、姑息和意ヲ以、御法令相亂申間鋪、此段行届候様可_レ申聞置_二もの也

卯三月十一日

音物無用の口達

口 達

一 村役人其外下々ニ至迄、音物之義ハ可_レ致_二無用旨_二兼而相達_二候趣も有_レ之候處、中ニハ不_レ辨ものも可_レ有_レ之趣ニ候。
已來、先例品より共可_レ及_レ斷、其外手製・手獵或ハ到來合品

よりとも、一切受納不_レ致、若押而指出し候義も有_レ之節ハ、無_レ用捨_ニ可_レ致_ニ返却_ニ、左候而ハ不興之事_ニ候間、此段夫々_ハ其筋_カ、嚴敷可_ニ申聞置_ニ候様可_レ有_レ之候事

卯 三月

右之通御勤番所_カ、御沙汰御座候間、此段堅相守候様御達可_レ被_レ成候

郡 奉行

文治、苗字帯刀御免

大谷村

文 治

今度從_ニ白河殿_ニ神職許狀請候趣、且先般獻金い_レし候段、寄特之事_ニ候。依_レ之苗字帯刀御免申付之

卯三月十一日

金神社神主、金光河内補任状

補 任 状

授 金光河内

是ハ上包也

備中國淺口郡大谷村又治持山_ニ有_レ之

金神社主

金 光 河 内

今般、依_レ願被_レ補_ニ神主職_ニ、神祇道拜撰式、被_レ授與_ニ訖。因、冠・齋服・淺黄差貫着用、神拜之節、可_レ令_ニ進退_ニ之旨、者、本官所候也。仍、執達如_レ件

神祇官統領神祇伯王殿

慶應三年二月二十二日

雜 掌 奉

三右衛門、麥一石獻納

奉_ニ窺_ニ上_ニ

一 麥壹石

代金七兩壹步貳朱

御聞濟_ニ相成、遠路之事故、無_レ滯代金納候様被_ニ仰付_ニ。則上_ニ之通上納、四月廿四日大庄屋へ遣し渡

右ハ、近年御普請多、村々非常莫大之御入用之趣奉_ニ傳承_ニ候。就而ハ當御時勢柄義、自力相付候程ノ義ハ、成丈奉_レ報_ニ御國恩_ニ度、常々心掛居申候得共、素身元無_ニ御座_ニ家内共申合、作方_ニ候餘計ヲ以、乍_レ聊書面通獻納仕度奉_レ存、何卒此段、御聞濟被_ニ仰付_ニ被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候 已 上

大谷村願主

三右衛門

右之通願出申_ニ付、取次奉_ニ指_ニ上_ニ候。同人三右衛門義ハ、養家_ニ而御座候處、家業出情實意相勸、近年ハ都合克、扶喰自由_ニ所持仕、安心_ニ渡世仕居申候。素養父_ハ事_ニ方直_ニ度、一家・

村方共睦敷、爭論ハ不_レ申及_ニ、私共_ハ役介筋不_レ申出_ニ、兼々心得方直者ニ御座候。此段、御聞濟被_レ仰付_レ被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候

已上
村役人

金光河内、金神社再建願

奉_ニ願_上

一 私所持山金神社、數年來破壞罷在、對_ニ神慮_ニ、恐入奉_レ存候_ニ付、今般再建仕度奉_レ存候。尤、是迄之社地場狹_ニ付相改度、迫而村方故障無_ニ御座_ニ場所へ、取極申度奉_レ存候。且、入用方義ハ、他方信仰之輩_ハ、初穂并寄進等、神納仕候分相足し、建立仕度奉_レ存候。奉_ニ願_上候。何卒、此段御聞濟被_レ仰付_レ被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候

卯四月

願主

金光河内

右之通願出申候_ニ付、取次奉_ニ指_上候。前段、御聞濟被_レ仰付_レ被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候

已上
村役人

陰陽家は土御門家の免許を受くべし

三月十三日、松平越中守様_ハ御達

陰陽道職業い_レし候輩ハ、土御門家支配たるべき義、勿論候處、近年甚亂雜_ニ相成、陽陰道狼_ハ執行之族も、有_レ之様_ニ相聞へ候。以來右體之心得違無_レ之、土御門家_ハ免許ヲ請、支配下知堅相守可_レ被_レ行候

右之段、從_ニ公儀_ニ被_レ仰出_ニ候間、得_ニ其意_ニ、末々迄不_レ洩様觸可_レ知者也

森川郷右衛門、代官目付役兼帯

御代官目付役兼帯被_レ仰付_レ

役料壹石増被_レ下_ニ

森川郷右衛門

右之通被_レ仰付_レ候間、爲_ニ心得_ニ相達候條、得_ニ其意_ニ末々迄不_レ洩様可_レ觸知_ニもの也

卯三月廿五日

御役所

大庄屋

村々

賀茂宮遷宮、寂光院・神田筑前等奉仕

四月十一日、賀茂宮下遷宮式左記_レ之

寂光院・神田豐代神田筑前とも、内陣ニおゐて互格ニ執行。尤

寺院老衰ニ付、善城寺手傳被_レ致、筑前義も始終行方難_ニ言_ハ込_ニ趣申出、笠原肥後手傳、都合寺社ニ而四人内陣相動申候。寂光院導師共五人、神田豊方導師共四人、外ニ堀勇治・彌宜藤五郎也。寺社共各式無_レ滯相濟。供物ハ寺社別備ニ相成、御遷宮ハ寺社兩人御神體持候趣。出席兩村役人荒増之内、惣代壹人世話方酒飯出_ル之、時節柄之義至而輕略之任方也。寺へ附義金貳百足、社人へ金百五十足、堀勇治ニ八匁、藤五郎へ壹朱挨拶遣_ル之

博打嚴禁の口達

□ 達

一 博奕之義、毎々嚴重被_ニ仰出_ル候有_レ之候得共、村方ニ往々心得違もの有_レ之、不埒之事ニ候。申諭候迄ニハ無_レ之候得共、此道ニ耽り候もの借財相増、困窮い_ゞし候上、先祖ヲ持傳候、家財・家・屋鋪・山林・田畑等、質置亦ハ賣拂難滞ニ陥り、先祖之祭り・妻子(ツゴ)も自由ならず、果ハ御領分住居も、出來兼候ものも不_レ少、實以可_レ憐昧_ゞらく、不便至極被_ニ思召_ニ、是迄毎々嚴重之御沙汰も有_レ之候得共、中ニハ心得違ものも有_レ之、以之外之事ニ候。右様□□致候ものら有_レ之、難_レ被_レ爲_レ忍、依_レ之、今般厚以_ニ思召_ニ、左之通被_ニ仰出_ル候條、可_レ承_ニ其意_ニ候

一 是迄、病氣又ハ他行等致、御裁許不_ニ相濟_ニもの、御取糺無

レ之候間、急度悔悟い_ゞし心行相改可_レ申候。今より以後、心得違候もの於_レ有_レ之ハ、御舊格ニ不_レ拘、嚴重之被_ニ仰付_ニ方も可_レ有_レ之候事

一 向後心得違もの有_レ之候ハ、手鎖・薄髪・過怠勤等申付、且兼而會釋有_レ之ものハ取上、前同様申付之事

一 宿并手合之もの共呼出、指紙遣候節、病氣或ハ他行等申立、出勤不_レ致もの有_レ之。以來ハ、病氣・他行共、指帯到着々七日之内、召連可_ニ罷出_ニ。右日限之内、不_ニ罷出_ニニおゐてハ、人別帳面御除ニ相成候。尤、大病等ニて押而出動出來兼候ものハ、厚身寄之内名代指出、本人全快迄之所、本人_↓準し、御裁許被_ニ仰付_ニ置候事

一 寺院之内、心得違もの有_レ之候ハ、宿・手合ニ不_レ抱、退院被_ニ仰付_ニ候事

一 社人・修験之内、心得違もの有_レ之候ハ、許狀御取上職業御指留被_レ成候事

一 醫師之内、心得違候もの有_レ之候ハ、其者御取扱之有無ニカ相當御裁許被_ニ仰付_ニ候上、醫業御指留被_レ成候事

一 右之外も右ケ条ニ準し、御裁許被_ニ仰付_ニ候間、類ニ準し相考可_レ申事

右之通、今般改而被_ニ仰出_ル候條、奉_レ得_ニ其意_ニ、小前末々迄不_レ洩様可_ニ申達_ニ候

以 上

卯 三 月

百姓の武芸を禁止

越中守様御達

近來、浪人者杯を在方ニ留置、百姓共武藝ヲ學び、又ハ、百姓同輩相集、稽古いゝ候由相聞、農業之妨候計ニも無之、身分を忘ま、氣かさゝ成行候基ニ候得と、堅相止可申候。勿論、故なくして武藝師範致候もの杯、猥ニ村方へ指置申間鋪候

一 百姓共之内、江戸町方火消人足之身躰ヲ學び、出火ニ事寄大勢ニて、遺恨有レ之者杯之家作・家財ヲ打毀・成ハ頭分(或力)と唱、組合ヲ立、喧嘩・口論ヲ好候もの共も、有レ之由相聞候。甚以不埒之事ニ候。急度相愼、愼而風儀ヲ宜可致候

右之通、天保十亥年相觸置候處、近來心得違之者も、多有レ之趣ニ候。向後、天保度觸置候趣堅相守、百姓共猥ニ武藝いゝし、亦ハ修行もの等留置候儀致間敷候。依而ハ、萬石以上おゐて農兵取立、劍術稽古等爲レ致候面々も候ハ、其場所々々ニ應じ、在方掛り御勘定奉行並に、問合候様可被レ致候

右之通關八州、御料・私領・寺社領共、不レ洩様可被レ相觸候。於ニ御府内ニも百姓・町人共ヲ猥ニ武藝弟子ニいゝ間敷候

三 月

国葬のための鳴物停止解除

此度、御國葬ニ付、鳴物停止之處、御百ヶ日御法會も被レ爲レ濟候ニ付、此節々海内鳴もの等不レ苦候

右之通、向々ハ可被レ相觸ニ候

四 月

右之通、被ニ仰出候間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知もの也

四月十七日

御 役 所

大 庄 屋

村 々

三須領主蔭田數馬之助隠居、鏡太郎家督相統

數馬之助様兼而御願之通、去月廿八日御隠居被レ蒙レ仰、御嫡子鏡太郎様ハ御家督前、御相繼被ニ仰出候間、此段爲ニ心得ニ相達候

右之通、被ニ仰出候間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

卯四月廿三日

御 役 所

大 庄 屋

村 々

備前関門通行印鑑連名

備前御関門爲ニ通行、印鑑連名、同所御本陣田原與右衛門へ申

遣候分、左ニ

中嶋久眞太 義兵衛 元 藏 治郎右衛門
小兵衛 理右衛門 多平治

諸役任命

龜山伊藏

一 勘定奉行、普請奉行兼帶申付之

一 物頭役、年來出情ニ付、金三百足遣之

一 格式、是迄之通

一 大目附兼帶、是迄之通

五月十九日

池上 安右衛門

一 御普請奉行兼帶被ニ仰付ニ候間、龜山伊造申合可ニ相勤候

同日

龜山 幸右衛門

一 御隣交掛り加役被ニ仰付ニ候間、申合可ニ相勤候

一 支度金貳兩被下之

同日

清水謙藏

一 徒士目附加役首尾克御免、御目錄金百足被下之

同日

吉富 治兵衛

一 御成益掛り加役被ニ仰付ニ候間、申合可ニ相勤候

一 役金貳兩増、都合三兩被下之

一 普請方加役御免之事

同日

(守) 安守 隼太

一 徒士目附加役被ニ仰付ニ候間、入念可ニ相勤候

同日

村田 具太郎

一 普請方加役被ニ仰付ニ候間、入念可ニ相勤候

同日

右之通被ニ仰付ニ候間、得ニ其意ニ、末々迄不レ洩様可ニ觸知ノもの也

卯五月廿七日 御役所

大庄屋

村々

三右衛門苗字御免

大谷村

三右衛門

今般、爲_レ冥加_二、獻麥致候段、寄特之事二候。依_レ之、苗字御免申付之

卯六月朔日

殿様病氣のため御役御免

殿様御儀、依_レ御奉書、去ル六日、御名代岩田織部正様被_レ成_二御登營_二候處、御病氣ニ付、御願之通御役御免、如_レ前々之_二菊之間御縁類詰被_レ蒙_レ仰、且、又多年御出情被_レ成_二御勤_一候ニ付、御時服四ツ御拜領被_レ仰付、今十五日京都御發足、東海道御旅行、來ル廿四日御着府之御積、從_レ京都表被_レ仰下_二候間、爲_二心得_一申達候
右之通、被_レ仰出_二候間、村々末々迄不_レ洩様可_レ觸知者也

卯六月十五日

御役所

大庄屋

村々

御用金一万五千兩、領内へ申付

去亥年、初_レ御出勤被_レ遊、引續御高直り。翌子年、京都御役

被_レ爲_レ蒙_レ仰。臨時御入用多端之事候處、別段御用金等も不_レ被_二仰付_一、彼是御手操_レ以、御取續_二相成候折柄、昨寅年、當表事變ニ付而も、不慮之御入用莫_レ太_二之義_一ニ而。尤、御領内末々迄、右之御場合厚心得、御普請獻夫等、格別_二出情_一、御手傳等仕候義ニも有_レ之。殊ニ、昨年諸色格外高直ニ而、下方一統難澁之折柄ニ付、可_レ成義ハ、御用金等も不_レ被_二仰付_一、御取續被_レ爲_レ遊度思召_二候處、昨年已來之御_一財財高多分_二相成_一。殊ニ、近來格別高歩ニ而、此儘被_レ指置_二候_一而も、此上之處、必至御差支ニ相成可_レ申哉と、深御心痛被_レ爲_レ遊候ニ付、無_二御據_一御家中一統へも、當年御借米被_レ仰出_二候へ共、夫而巳ニ而ハ辻も御仕法難_二相立_一。就而ハ、甚御心外之事ニハ被_二思召_一候得共、不_レ被_レ爲_レ得_二止事_一。今般、御領内村々_二高掛_一り御用金、并御藏元始、御用達・御館入・其外も、別段御用金、別紙之通被_レ仰出_二候間、方今之御場合、厚承伏仕候様、御領内末々迄へ、得_レ可_レ被_二申渡_一候

卯六月

別紙御用金

惣高壹萬五千兩

内

一金三千兩

御藏元・御用達・御館入・其外
物持之分へ、御用金被_レ仰付

一 同壹萬貳千兩

(御領内御高掛り、三ヶ年割被_レ仰付)

右之通、御用金申付候

卯六月

大谷村有力者献金

一金 川手 十右衛門

一同百兩 西澤 林 藏

一同四拾兩 川手 直 藏

右ハ、臨時御入用多端之趣承知、依_レ之乍_レ聊前書之金子、

御國恩爲_ニ冥加_ニ獻上仕度奉_レ存候。奉_ニ伺上_ニ候。此段御聞

濟被_ニ仰付_ニ被_レ爲_レ下候ハ_ミ、難_レ有仕合奉_レ存候 已上

右 三人

伺 上

前書之通、御聞濟被_ニ仰付_ニ被_レ爲_レ下候ハ_ミ、難_レ有仕合可

レ奉_レ存候 已 上

一金百兩 西澤 林 藏

一金四拾兩 川手 直 藏

文言、前同斷之事

(○□内は貼紙で消去し、その上に次の十八行が記してある)

奉_ニ伺 上_ニ

一金 百兩

一馬 壹疋

實ハ代金三拾兩相納候

右者、近來莫太之御入用ニ付而ハ、先般、御用金被_ニ仰付_ニ候御

趣意之旨奉_ニ恐察_ニ、乍_レ聊御國恩爲_ニ冥加_ニ、書面金子并馬壹疋

共、獻上仕度奉_ニ伺上_ニ候。此段、御聞濟被_ニ仰付_ニ被_レ爲_レ下候ハ

ミ、難_レ有仕合奉_レ存候 已 上

卯十月

御用達

大谷村

川手 十右衛門

右之通願出候ニ付、取次奉_ニ指上_ニ候。前書之趣、御聞濟被_ニ仰

付_ニ被_レ爲_レ下候ハ_ミ、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候 已 上

庄屋

小野 慎一郎

奉_ニ伺 上_ニ

金 四拾兩

川手 直 藏

文言前同斷。尤、馬之義ハ無_レ之事

奉ニ伺 上

- 一金百兩 御用金
- 同百拾兩 増 獻金

右ハ、近來莫太^(マ)之御入用ニ付而ハ、先般、御用金被_レ仰付_二候御
 趣意之旨奉_レ承知_一、乍_レ聊書面之金子貳口共、御國恩爲_レ冥加、
 獻上仕度奉_レ伺上_一候。此段、御聞濟被_レ仰付_二被_レ爲_レ下候ハ、
 難_レ有仕合奉_レ存候 已 上

卯十月

御用達
 大谷村 西澤林藏

右之通願出候ニ付、取次奉_レ指上_一候。前条、御聞濟被_レ仰付_二
 被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候 已 上

村役人

(〇)内は右端を暗りつけた貼紙

- 奉ニ伺 上
- 一金拾三兩 中島 久眞太
- 同貳拾五兩 西澤 仲治
- 同貳拾五兩 遠藤 柳太郎
- 同拾兩 義兵衛
- 七拾三兩

文言、前同斷之事

右、孰_レも御上_カ、御切出之金數也。追而獻金ニい_レし候譯
 之事。尤、川手十右衛門馬代、別段當人_カ獻上也

御用金總高

前書、御高掛り御用金

- 一金壹萬五千兩

此 銀

右達之數願、貳千五百兩ツ、四ヶ年、殘貳千兩五ヶ年目、利付
 上納_二被_レ仰付_二候事
 村々惣高
 七千百貳拾六石八斗四合七勺七才

昭徳院(徳川家茂、慶応二年八月二十日没)正一位・太政大臣追贈

從_レ公儀_一御觸、左ニ

昭徳院様正一位・大政大臣御贈官位宣下、去ル十二日相濟候
 此段、向々_レ可_レ被_レ達候

七月

関所通行規定の変更

別 紙

關所通し方之儀、前々御規定之趣も有之候處、今度御變革被_レ仰出候條、來ル八月朔日_カ、別紙之通可_レ相心得候。尤、是迄御留守居ニ而取扱候廉も、以來都而關所掛り御目付取扱候筈ニ候

右之趣、萬石以上・已下之面々には、不_レ洩樣可_レ被_レ相觸_二候

七月

別紙

婦人通し方之義別_(段カ)別之改無_レ之、惣而男子同様之振合ヲ以相通し、

小女も振袖・留袖勝手たるべき事

一 刺髮・惣髮・かふる等、總而別段之改無_レ之候事

一 首・死體・亂心・手負・囚人等、手形無_レ之候共、指添之者

カ證書差出通行可_レ致事

一 諸役人急御用之節、上下共夜中夜通行不_レ苦事

一 鐵炮・武器等し其品ニ指添之者カ證書指出、通行可_レ致事

一 是迄印鑑引合通行之分、已來其義ニ不_レ及候事

右之通、可_レ相心得候

運送滞り、物価高の処置触

別紙

近年、諸國產物運送指滞、物價騰貴彌増、國用不便利ニ付、右、取締のため江戸・大坂兩所_ニ、御國產改所御取建相成。右於_ニ

兩所ニ荷主共カ、諸問屋へ相送候品々、送帳ニ引合・相改・奥印致し・相渡、賣捌方之義し、是迄之通り取計。其外、湊々之義、御料も支配役所、私領も役場ニて之奥印を以請、兩所之外は着帆之分者、御國產改役所へ、荷物員數出入ヲ可_レ相屈候右之通、江戸・大坂、諸國御料・私領・寺社領共不_レ洩樣可_レ被_レ相觸_二候

七月

右之通被_レ仰出候間、村々末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_一者也

卯八月十三日 御役所

大庄屋

村々

有志組關係申付られる

卯 八月

一 有志組肝煎申付

年寄代勤

稽古旅先、苗字帶刀御免

高金三兩、初金貳步被_レ下之

武右衛門

一 有志組申付、苗字帶刀御免

治郎吉

高金三兩被_レ下之

一同 斷

萬太郎

貧者救金献納に目録金下之

後也

卯八月十九日

一 先般、貧者共救金遣候段

寄特之事ニ候

依レ之御目録金貳百足被下之

小野 愼一郎

一 同五拾足
一 金百足
一 金五拾足

中島 久眞太
遠藤 柳太郎
義兵衛

一 右同斷、貳百足被下之

西澤 仲二

一 右同斷、貳百足被下之

中島 久眞太

一 右同斷、百足被下之

遠藤 柳太郎

前也

一 先般、御高掛り御用金、其外共申付候處、速御請申出、一

段之事ニ被_レ思召、依_レ之金五百足被_レ下之

小野 愼一郎

一 同斷、百五十足

三郎治

後刻、尚亦、御酒・御吸もの被_レ爲_レ下、御殿ニおゐて頂戴之
もの共、左ニ

村役 人

御用 達 中

一 金百足、御酒料

西澤 仲二

宮田真喜男編

(教学研究所嘱託)

神道本局資料

—明治十四年～明治十七年—

凡例

- ① 資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は編者が解説の上、件名を付した。
- ② 内務省社寺局の職名と職員名は省略し、内務省社寺局とした。
- ③ 神道事務局の通達は、第〇号(番外・号外含む)として件名の頭に付し、月日は神道事務局が通達を發した日付けをとった。
- ④ 最下欄の「局官第〇号」「局第〇号」「官省第〇号」の表記は、内務省社寺局通達である。「乙第〇号」「戊第〇号」の表記は、内務省通達である。
- ⑤ 紀要『金光教学』第十五号△教団史資料目録ⅠⅣ、及び本号掲載の神道本局資料の原本は、神道大教に所蔵されていたものである。
- ⑥ 右資料は、神道大教より借用し、本所において複写整理したものである。

明治十四年（一八八一）

番号	月日	件名	発	宛	法令番号
15	〃・9	紀元節大礼服用	〃	六級以上教正他	局官第七号
14	2・5	甲第一号・説教所設置手續徹底	神道事務局	神道事務分局	戊第一号
13	〃・	教導職心得・同派出心得・説教心得			
12	〃・31	祭神論紛議により関係箇所削除	神道事務局	神道事務分局正副長	
11	〃・28	（読解不能）	内務省社寺局	神道事務担当教師	局第一〇号
10	〃・28	孝明天皇例年祭大礼服着用	神道事務局	部内教導職・神官	局官第五号
9	〃・27	神道大会議員補充願認可	内務脚 松方正義		
8	〃・25	神道会議規則			
7	〃・24	神道大会議出京届	神奈川県下神道事務分局	副管長 田中頼庸	
6	〃・24	副管長田中頼庸辞任通報	神道事務局	神道事務分局正副長	
5	〃・15	神道大会議代理出席者承認回答	神道副管長 田中頼庸	愛知県神道事務分局	
4	〃・14	朝拝礼服用	内務省社寺局	奏任神官	局官第三号
3	〃・12	事務局生徒試業式に内務省員出張請願	神道事務局詰	内務省社寺局	
2	〃・	番外・神道大会議出席者資格限定	〃	〃	
1	1・10	番外・神道大会議出席者への付託禁止	神道副管長 田中頼庸	府県神道事務分局	

32	”・	乙第四号・当局布達宛名神道教導職に変更統一	神道副総裁 岩下方平	使府県神道教導職	局官第二六号
31	”・30	甲第二号・神道事務局規定制定	神道副総裁 岩下方平	使府県神道教導職	
30	”・”	事務局用掛任命受諾	角田忠行、折田年秀	内務卿 松方正義	
29	”・29	鹿児島県説教所開設手續伺	鹿児島県令 渡辺千秋	内務卿 松方正義	
28	”・27	番外・太政官通達通知	神道事務局幹事 穴野半	神宮官国幣社他	
27	”・7	資本金醸出制改定議決書	三島神道事務局局長 他五四名		
26	”・”	乙第三号・宮中神殿遙拝式につき分支局の遙拝式設置	神道事務局		
25	”・3	企救郡神理教会開設届書取扱指示	内務省社寺局	神道事務局幹事	
24	”・3	乙第二号・神殿昇神式につき靈代取扱	神道事務局		
23	3・1	”	少教正 大給近説	本居豊顕	
22	”・28	遙拝式不参拝届	少教正 細川利永	神道事務局幹事	
21	”・”	神道教導職副総裁任命	”	議官 岩下方平	
20	”・”	神道教導職総裁任命	太政官	一品職仁親王	
19	”・23	乙第一号・太政大臣祭神論争につき指示	神道事務局	神道教導職	
18	”・”	静岡県下教導職滞京延期届	三島神社宮司	静岡県令	
17	2・19	神道教導職辞職願	権少教正以上二〇名		
16	”・17	美作国事務分局紛議につき願書	美作分局詰 秋山誠磨	神道事務局庶務課	

49	〃・11	教導職者写真撮影経費取立	内務省社寺局	神道事務局幹事	局官第三三号
48	〃・4	甲第四号・議員改選手続に際し県令認可徹底	内務卿 松方正義		
47	7・3	乙第五号・郵送書類返却の取扱い	〃	神宮官国幣社	
46	6・29	中、小教院廃止に伴い大教院分支所に改称	〃	神道事務分局詰	
45	〃・25	転派請願に際し辞職願提示	〃	神道分事務局・直轄教会	
44	〃・19	番外・学校設置手続届出の遵守	〃	〃	局第一〇号
43	〃・18	新任教職試補本職に昇等の際の取調	神道事務局幹事	神道事務分局	
42	〃・11	所属教師春菜哲丸内務省出頭命令	内務省	春菜哲丸	
41	5・9	社寺局長に事務局事務統轄委託報告	神道事務局幹事	神宮官国幣社他	
40	〃・25	神道教師伊藤某内務省出頭命令	内務省	神道副総裁	
39	〃・25	神道事務局移転	〃	神宮官国幣社他	
38	〃・20	神道総裁一品職仁諭告照会	〃	〃	
37	〃・19	開知新聞休刊に伴い経費取立	神道事務局幹事	官国幣社官司他	
36	〃・15	太教校定則内務省認可	神道副総裁 岩下方平	神道教導職	
35	〃・〃	鉄道築造募金に神道事務局応募	神道事務局詰	分局詰各教導職	
34	〃・11	神道事務局連絡所の連合所設置伺	千葉県下総神道事務分局長	神道事務局	
33	4・4	春季祭大礼服着用			

66	〃・〃	事務事始出仕日指示	府県課長 穂積耕雲	副総裁 岩下方平	
65	〃・28	元始祭執行	神道事務局	本居豊頼他	局官第六九号
64	12・22	所属教師内務省出頭勧告	内務省	神道事務局幹事	
63	11・30	教費金出納定例認可	神道副総裁 岩下方平	神道教導職	
62	〃・28	天長節礼服着用参拝	内務省社寺局	神道黒住・修成兩派 管長	局官 第一四七号
61	〃・22	神道教師内務省出頭勧告	内務省	神道各宗派	
60	10・15	神嘗祭執行	神道事務局	本居豊頼他	局官第七八号
59	〃・	勸農部設置に伴う主幹任命	神道事務局		
58	〃・〃	第七号・直轄教会所属教職の分支局長兼務取計	神道事務局幹事	神道事務局正副局長	
57	〃・26	乙第六号・教導職懲戒規約厳守徹底	神道副総裁 岩下方平	神道事務局局長	
56	9・21	秋季祭礼服着用	神道事務局		局官第七〇号
55	〃・30	神道事務局農学部職制及章程学則			
54	〃・17	教導職懲戒規約認可	神道副総裁 岩下方平	神道教導職	
53	〃・13	提出書類に分局長実印使用	神道事務局幹事	神道事務局・直轄教会	
52	8・2	所属教師久志木捨雄出頭勧告	内務省	副総裁	
51	〃・16	摂津国広田神社宮司角田信道依願免受諾書	角田信道代理	内務書記官	
50	〃・19	内務省出頭勧告	内務省	奥平恒平他四人	

明治十五年(一八八二)

16	10・28	現員数取調報告要請	神道事務局		
15	〃・〃	番外・神官教導職分離徹底	〃	神道教導職	
14	9・21	一品職仁親王総裁諭達照会	神道副総裁 岩下方平		
13	〃・	神道総裁就任諭達	一品職仁親王		
12	〃・12	禁厭祈禱禁止	神道副総裁	神道事務局	戊第三号
11	7・3	コレラ蔓延につき人民への説諭徹底	神道事務局		番外
10	4・27	乙第一号・教導職中の犯罪処刑人の届出	神道副総裁 岩下方平	神道事務局長	戊第二号
9	〃・〃	番外・職仁親王神道総裁に推戴陳情報告	〃	〃	
8	〃・27	番外・職仁親王を再度総裁に推戴請願	神道事務局幹事 穴野半	神宮官国幣社他	
7	〃・15	所属教師内務省出頭勧告	内務省	神道事務局幹事	
6	3・4	辞令・一品職仁親王教導職総裁被免並に御親祭御用係任命			
5	〃・8	宮内卿より生徒教育費下賜報告	穴野 半	神道事務局	
4	2・6	皇典講究所設置につき宮内卿より一時金下賜	神道事務局		
3	〃・24	神官の葬儀禁止令	神道副総裁 岩下方平	神道教導職	
2	〃・23	祠宇建設出願手続	内務卿 山田顕義	府県	戊第一号
1	1・18	神官の葬儀禁止令撤回上申書	神道事務局詰一五名教師	神道副総裁 岩下方平	

明治十六年（一八八三）

17	12・31	総裁官参賀の際の随行希望者募集	神道事務局	所属教師	
1	1・1	御用始め出仕日指示	神道事務局	大畑弘国他	
2	〃・3	事務局への不参拝届	山田時実	神道事務局	
3	〃・〃	総裁への参賀日連絡	□□忠蔵	〃	
4	〃・4	事務事始め祝宴辞退	田中 謀	〃	
5	〃・〃	〃	大社教管長代理	〃 幹事	
6	〃・5	参賀者取調依頼	総裁官当直	〃	
7	〃・	参賀取計願	神道事務局幹事 宮崎富成	総裁官附 藤井希儀	
8	〃・5	大成教所属教師参賀人名届	大成教管長		
9	〃・12	内務省参賀人名取調依頼	神道事務局	府下分局宛	
10	〃・〃	在京教導職七級以下総代参賀につき指示	内務省社寺局	神道幹事	局第一号
11	〃・17	朝拝不参拝者届出	神道事務局	田中頼庸他	
12	〃・〃	朝拝礼服用	内務省社寺局	在京六級以上教導職	局第四号
13	〃・19	新年参賀不参届	葵川信近	宮内省	
14	〃・27	孝明天皇例年祭礼服用用	社寺局	在京六級以上教導職	局第六号

31	12・17	内務省への参賀者取調依頼	〃	東京府下神道事務分局		
30	〃・30	天長節大礼服着用	神道事務局	本居豊頼他	局官	第一〇四号
29	〃・25	天長節参拝人名報告	東京神道事務分局	神道事務局庶務課		
28	10・16	新嘗祭大礼服着用	〃	本居豊頼他	局官	第九六号
27	〃・21	秋季祭大礼服着用	神道事務局	田中頼庸他	局官	第八二号
26	9・13	敬愛教社の処分につき意見具申	羽黒山高見	本居豊頼		
25	7・21	岩倉前右大臣葬儀参列照会	神道事務局	田中頼庸他		
24	6・23	番外・教導職試験選挙における徴兵服役者の取扱	神道事務局幹事	府県神道事務分局		
23	4・2	神武天皇例祭礼服着用	〃	〃	局官	第三三号
22	〃・19	春季祭礼服着用	神道事務局	田中頼庸他	局官	第三〇号
21	3・5	教会・講社調査書届出依頼	〃	神道事務分局	乙	第二号
20	〃・	教導職所屬交換条文制定	神道副総裁 岩下方平	神道教導職	乙	第一号
19	〃・22	内務省内諭教導職試験申付伺出心得	神道事務局幹事	〃	〃	
18	〃・20	甲第一号・試験より本職への昇級手続	神道副総裁 岩下方平	神道事務分局・直轄教会	戊	第一号
17	〃・14	紀元節不参届手配につき謝文	神宮教院庶務課	神道事務局庶務課		
16	〃・9	紀元節参賀参拝時刻指定	神道事務局	田中頼庸他	官	第一四号
15	2・5	紀元節参賀礼服着用	内務省社寺局	神道幹事		

明治十七年(一八八四)

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃・20	10・10	〃・30	8・15	〃・17	4・1	3・18	2・7	〃・28	〃・9	1・8
教導職昇級申立心得	稲葉正邦管長認可願	総裁選定協議会開催	書類提出につき管長印取扱心得	総裁病氣見舞につき日時連絡	神武天皇例年祭大礼着用	紀元節参賀心得	紀元節参賀礼服用並に参賀届出依頼	孝明天皇例年祭大礼着用	朝拝時間変更	朝拝心得
神道事務局	神道事務局事務取扱 大畑弘国	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	神道事務局
神道事務局	内務卿 山縣有朋	神道事務局・直轄教会	神宮教他	〃	〃	〃	〃	〃	〃	田中頼庸他
			局第一六二号		局第四九号	局第三九号	本局第四〇号 局第一九号	局官第一三号	局官第一号	

35	34	33	32
〃・28	〃・27	〃・27	〃・21
総裁への参賀献上物承諾依頼	元始祭大礼着用	内務省参賀大礼着用	内務省参賀人名届
大畑弘国	社寺局	〃	神道事務局
各位	東京六級以上教導職	本居豊顕他	内務省社寺局
	局第一二三号	局第一〇七号	

20	19	18	17	16	15	14	13	12
〃・27	〃・25	〃・13	〃・〃	〃・6	〃・〃	12・5	11・1	10・28
元始祭参賀大礼着用	宮内省への年末挨拶礼着用	神道教会産土講社規約制定	神道事務局への書類提出心得	号外・管長宛年賀状差出要請	号外・各教派教徒、教務所、説教所現数報告依頼	号外・旧教導職の召集徴兵免除	甲第二号・寺院・住職進退、教師僧侶現員数報告依頼	天長節参賀心得
〃	内務省社寺局	神道管長 稲葉正邦	〃	神道事務局幹事	〃	〃	神道管長 稲葉正邦	内務省社寺局
〃	神道管長 稲葉正邦	〃	〃	〃	〃	〃	神道事務分局・直轄教会	神道管長 稲葉正邦
官省 第一五〇号	官省 第一四七号				局 第三〇九号	陸軍省 甲第四八号	内 第二号	局官 第二五号

昭和五十年年度研究論文概要

昭和五十年年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要、並びに五十年年度研究生の実修レポートの概要をここに掲げる。

第一部

氏神社祭祀制度の諸問題

石 河 道 明 (助手)

維新期の大谷村の信仰実態を、氏神社祭祀制度に視点を置くことによって究明しようとした。その結果、次のようなことが明らかとなった。

江戸時代後期、八幡社勧請に端を発した寺社論争は、寺社奉行の調停によって一応の解決をみたのであるが、その祭祀制度は、依然として当事者相互の微妙なバランスのもとに成立していた。

この事件は、村民に大きな波紋を投じたが、そのため、かえって共同体意識の高まりをもたらした。それは、明治政府の神仏分離

に基づいた神道国教化政策に出会って、より一層明確になる。そこにおいて、大谷村では、一般にいわれている神道家の主体性確立に伴った排仏毀釈運動へと展開せずに、他村の既成神道家の排除に向かい、村内神職者の生成、さらに明治五年教導職制度によって僧侶の祭祀者への復帰が認められて後は、既存の僧侶の復職によって処理しようとした。

村落共同体に於ける信仰基盤は、外部社会からの過激な要求によってさえも、容易に変りようがなかったといえる。

第二部

求道様式研究のための覚書

沢 田 重 信 (所員)

人が信心を得るについて、さまざまに至り方がある。これを求道様式となづける。そして、この様式は、その人の生きた時代の観念―教義や道徳―と大きくかかわっていると思われる。このすがたをとりだすことによって、その時代における信心の果たした役割なり個性がとらえられるのではないか。この側面から、本教の教義の展開の様相を追ってみたい。これが研究の意図である。

試験的に今回は、直信以後の時代の人、湯川安太郎をとりあげ、

湯川の信心の内容を、生の遍歴の様相、根源的不安のあり方、神へのかかり方といった面から考察し、あわせて、その信心の性格を考察した。

このような人間研究を継続的に試みていくことによって、なんらかの研究視座が得られてくるのでないかと考えている。

「神人」の関係と意味について

岩 本 徳 雄（助手）

本稿では、金光大神が、金神の祟りを意識し、苦闘する中で、神々の接近と守護を得、さらに、実弟、香取繁右衛門によって、「金神の下葉の氏子」として「日本神々」へ届けられ、神との密着をとげ、何事も神の心に従い、さらには、「金神の一乃弟子」として「教えする」役割を担うようになる過程を考察し、あわせて金光大神の説いた「神人」の意味を考えてみた。

神と人とは遠離れた関係にある中で、神・人が接近し、密着した関係、結びつきを遂げるべく、人々に神の心への志向をうながすことにおいて「神人」の意味があった。それが、「信心して神になれい」といった言葉で導かれる時の重要な内容となってくる。「取次」においては、こうした「神人」を伝え、広めていくこと

が「教えする」という作用によって進められていく。それは、金光大神の歩んだ道程であり、人々が、金光大神同様の「教えする」神としての役割を担うまで導く力となっていた。

金光大神の死生観をめぐって

池 川 善 雄（助手）

教内では、これまで金光大神や本教の死生観を直接取扱った書物は極めて少ない。このことは、本教が生者の宗教であることを意味する。金光大神は三十七才までに家族五人の死と遭遇するが、残された生者との関りの問題として、それを生きたことに目を向ければ理解される。金光大神の死者に対する想いは、信心の展開に応じて変化している。その極みが、四十二才の自己の大患時において「心じっしょう神仏へ身まかせ」の態度となるのである。教内誌が生死の問題を取扱う時、しばしば「死んだら、つとに入られて、ながしても、やいてもよいが、……霊を大切にせよ」の理解を引用し、死後の安心を説くが、この伝承は、引続き「常に『金光大神の身体や姿に目をつけな』と仰せられたり」と続いており、金光大神自身、自己も死にゆく人間である、という自覚に

たつて、自分を頼ってくる者を突き放して主体性を持たせようとする理解であると同時に、残された家族への配慮の言葉であることに留意せねばならないのである。

第三部

本教における教権制の二類型

久保田 紘二（所員）

昭和九年十年事件で提起された問題を、教団統治に関する教権制の問題とおさえ、その歴史的背景を究明することに努めた。

方法としては大正八年の畑内局時代に設置された「金光教制度調査委員会」の成行きを逐次みていくことによって、教団における教権制についての、第一世管長、佐藤範雄、それに当時の青年教師達それぞれの考え方の違いを明らかにした。とりわけ、信心の継承の問題とかかわって、教団一世である第一世管長、佐藤範雄と、教団二世として登場してきた青年教師達の教権に関する意識の相違に焦点を絞った。

そこで明らかになったのは、独立教団としての体裁を整えるために、前者が世襲的教権制を中心にした教団統治を完成させることを目的とし、後者が神前奉仕者を機軸にしたカリスマ的教権制

による新たな教団統治体制を築こうとしたということであった。この両者の角逐が九年十年事件へと流れ込んでいったと思われる。

布教史研究のための助走 その一

山田 実雄（助手）

本教教義は、教団形成期の時代理念を受容することによって形成され、諸形態は、そのような教義によって信仰的に意味付与され信仰化され、時の流れにともない、本教の信仰として慣習化・伝統化された。

こうした問題意識に立つ時、この慣習化・伝統化された諸形態・信仰を問題化する目をどこに求めるかが問題になってくる。そこでそれを今として、教団組織化以前の布教の歴史へと尋ね入ることによって歴史批判の視座を求めようとした。特に布教史の方向を探るについて、金光大神を唯一絶対なる「教祖」という枠組みからはずし、金神信仰の系譜における一布教者（救済者）として金光大神を位置付け、当時の布教者（救済者）間における信仰的な関係、信仰実態がどのようなものであったかを究明しようとし、また、そうしたなかで教団組織化ということの意味と問題性をもあわせて考察しようとした。

講社結収と手続の生成

佐藤 光 俊(助手)

本稿では、今日「手続」関係と呼ばれる伝統的な教内関係の発端を、明治期にみられる講社、信徒群結収の動きに求め、手続「関係」の歴史的な意味把握に努め、問題の解明を試みた。

この問題を論究するについて、明治十六年に起こり、近畿地方から山口地方にわたる布教圏全域で活発に展開された結収運動の消息を検討することで、この運動を教団形成の実態的過程として位置づけながら、布教者にみられる顕著な結収への対応関係の分析を通して、手続生成の位相を明らかにしようとした。

結収運動は、分教会所を単位核とする帰属関係を生み、被組織者は、手続という教団組織の帰属関係に連なることで、布教者として合法的な布教資格を取得し、また、信仰の直系的、正統的位置の証明を得たが、その代償として、自身の信仰過程を組織における意味関係に従って再構成せしめられねばならなかった、との結論を得た。

昭和五十年 度 研究 生

「めぐり」考

——教祖と和泉乙三を中心にして——

高橋 全 地 郎

従来「めぐり」は、教義史上において、いろいろな形で論じられてきたが、教祖の信心ではどのようなものとして説かれているのか、先覚のところではどうか、を比較しつつ、めぐりとそれを受けとめる信仰的態度を明確にしようとした。

人々は不幸災難の重積をめぐりと言い、その原因を先祖や過去の自分の生き方に求めた。めぐりを忍受していく以外に有効な方法はなく、暗い生き方に陥らざるをえない。この悪循環するめぐりから、いかに離れるかを、教祖は説いている。それは、自己の内に潜み、自己を捉えてはなさない我欲の生き方を自覚することである。それによって、苦難に出会っている自己の生き方が照らし出され、めぐりから離れ得ると説き、苦難を正受する積極的受動を指示した。

先覚のところでは、めぐりと普遍的神性を対置させ、前者を人間の運命的な罪性にとらえ、後者の生命としての普遍的神聖を破壊させるものととらえ、神性の伸長によりめぐりが取払われると

している。しかし、これは余りにも暗い人生観ではなからうか。この考え方からは、積極的な苦難の受動は生まれてこないのではなからうか。

「理解」と「祈念」のもつ働き

——向明神に視点をあてて——

小柴 宣和

現在、本教の布教方法の基軸になっているものは、祈念と理解である。これは、未だ神道金光教会が組織されぬ以前からのものであると見受けられる。この基軸となっている祈念、理解というものの本意を明らかにしようとした。

そこで、教祖の居宅祈念に対して、出張祈念で救済を行った向明神こと藤井きよのに焦点をあて、『向妙人生代記』から理解に関する事蹟、向明神の救済事蹟等を考察して、教祖の布教方法と対比させることを試みた。

そして、「理解」「祈念」のもつ働き、及び、向明神の信心を知る手掛りを見いだすことに努めた。その過程において、出張救済、居宅祈念における問題性というものが浮び上り、それらを今後の課題として残した。

金光教教典研究

——金光大神言行資料との対照作業を通して——

福井 正信

現行教典に収録されている御理解百節は、佐藤範雄が編集して大正二年に教団から刊行されたが、その編集過程や内容に逆照射を当てることによって、教典教義の問題性を究明する手掛りを得ようとした。その方法として今回は、御理解百節の逐一が主に『研究金光大神言行録』とどのような関係にあるのかを知るために、対照表の作成ならびに両者の具体的比較作業を行った。明らかにしたことは次のとおりである。

- ① 言行資料から現行教典の御理解が編集されたについては、同一型、抽出型、複合型の三つのパターンが認められ、各々の比率は三割、五割、二割である。
- ② 御理解となった教えの伝承者名を多い順に挙げると、市村光五郎、片岡次郎四郎、近藤藤守、荻原豊松、佐藤光治郎の順である。
- ③ 当時の社会状況や教典という本の性格からして、御理解は、その構成や表現に客観性をもたせたいか、そこでは金光大神

と伝承者の生き生きとした信仰授受関係が希薄化しているが、全体的にあって、実に見事に編集されている。

「一心」の教義的探究への思索

荒木 悟

これまで本教は、政治社会的精神風土を顧慮し、それに迎合することにによって教義を形成してきた。その動きは本教の存立の上で必要なものではあったろうが、社会状況が変化した現代においても、なお伝統的なものとして価値をもって信奉者を呪縛し続けていることに目をとどめ、教義史の視点から伝統的教義形成過程を分析した。その作業を基にして、金光大神が提示したとみられる原教義と伝統的教義とを峻別する意図をもって、金光大神の言行資料から、現代人にとって特に理解の困難な「一心」に焦点をあてて、金光大神と現代人を方法的に対話せしめてみた。その対話のなかで、迷いと一心との関係、雑念のなさ、一途さという信仰姿勢の現代における意味と可能性、無我・無欲の生と神の存在確認をめぐる問題が論議された。この方法的対話を通して、筆者自身の内にある、伝統的教義の根深さとその問題性を、新たな課題として自覚せしめられた。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果等について、所外からの批判、検討を仰ぐために、紀要掲載論文検討会を開催している。今回は、去る昭和五十一年一月九日、第七回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第十五号掲載の論文および資料論攷、すなわち、竹部教雄「『実意丁寧神信心』考」、福嶋義次「慣習世界と信仰形式——金光大神理解研究ノート——」、高橋行地郎「生神金光大神社についての一考察——金子大明神の誕生過程を視点に——」、久保田絃二「『御奉仕神習会』変遷の諸問題」、金光和道「資料論攷『堅盤谷の婆さん』考」、であった。以下に、その検討の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、所外から、行徳照真、和田威智雄、鈴木甫、田中元雄、藤井記念雄（教庁所管職員）の各氏、所内から各論文執筆者と佐藤光俊（司念）、石河道明（記懸）であった。

竹部論文

○『覚』の研究にとって、教義的解釈にあわせて、文章を理解するという意味から文法的解釈も必要ではないか。立教神伝中の

問題の「が」についてどう解釈するかということについても、「が」がどの文章にかかるのかという文法上の問題がある。

「が」という助詞は、格助詞だが、接続助詞的な意味もあり、意味の上では、「で」と訳す。この場合、「が」が、どの文章にかかるのかというと、「おまえのように実意丁寧神信心している氏子で、助からず難儀している氏子がたくさんいる。そこで、金子大明神、取次ぎ助けてやってくれ」とつながらねばならない、と文法的にも解釈できるのではなからうか。

○ 今まで四十二才の事蹟を教義解釈する場合、これで「すんだとは思いません」という箇所にかわやかな照明をあてて、金光大神の実意丁寧神信心の真骨頂のように言ってきたが、このおことわりの全体のつばを、これで「すんだ……」という所におかないで、自身が神に対して無礼をしてきていることを自分ではつきりと認めることができたというところに意義があるとすべきではないか。それも、新家の治郎の「無礼いたし」という働きかけがなければ見ることでできなかった内容であった。その自覚が、ここからの宗教的な世界に縁ができていくうえに大切な要素をなしていると思われる。

○ 金光大神にとって、実意丁寧神信心という信仰姿勢が、信仰のある段階ではどうしても要ったのだと思う。実意丁寧神信心というのは、自己崩壊の道である。自分がいい加減な生き方をして

いる時には無礼とか難儀とかいうものは見えないが、実意丁寧神信心ということで実意にすればする程、実意になれない自分が見えてくる。そこで初めておかげを頂くしかないという世界が開けてくる。それは、分別、作為とはおおよそかけ離れた世界である。神に向かつて実意であろうと努めていくことが、自分を崩していく大切な道ゆきであったと思われる。だから実意丁寧というのは、

教祖が次の段階にはいる前の段階の原理としてあるのではないか。

○ 実意丁寧神信心は、倫理道徳、当時の習慣的世界、伝統的信仰世界の生活規範というレベルの信心であって、一応、神というものをいつも自分の外において物を考えるという関係における信心であると考えられるが、逆にそのことが徹底されることによつて、慣習的世界に生きている限りでは見えてこない人間の生きた問題が見えてくることになるという意味合いを持っている、と規定できるのではなからうか。

福嶋論文

○ 当時にあつて、話をするとか理解をするということは、金光大神独自のものだったのか。当時の他の宗教者、たとえば、香取繁石衛門も話をするし、理解ともいえる形式もあった。山伏なども祈祷しながら話もしている。そういうものと金光大神のそれはどう違うのか。

○ 理解によって話を聞いて助かるとか、聞けよ悟れよということが有効だったのは、それとは逆の祈念祈祷とか神参りという社会的に一般であった信仰形式が疲弊して、弊害を生んできているという、当時の信仰状況があったからこそである。教祖に触れる以前に、祈祷に命を賭けて救いを求めるといふ経験があるだけに、金光大神の話を聞いて助かるという新しい方法によって救われるということが可能になったのである。このように考えるとき、今日の信仰状況や信仰形式の中で理解形式がどのようにして有効でありうるのだろうか。

○ 祈念祈祷で信心していた人々の、神や信仰についての考えを捨てさせないと、金光大神の構築した世界は伝えようがなかったと思われる。しかし、祈念祈祷とは全く対極的なところに理解を置き、われわれが「理解」を強調すればする程、何か大切なものが欠けて行き、現実には教会布教にたずさわる者としては納得できないものが残る。金光大神は、だんだんと信仰形式を落して行って、最後に理解という形式を生み出した。あるいは、それまで落して行った形式を全部そこに組み入れて、理解という形式を生み出したのである。

○ 理解は、金光大神が一方的に語るということではなく、金光大神と、そこに願いに来ると、神という、三者の関係で言葉になるものがある、三者ともその言葉になったものを受け取って

いく。話すことと聞くこととの関係において出て来る言葉が、金光大神の理解だと言えるのではないか。言葉が、金光大神の人格からだけ出た言葉だとして、金光大神の人格と理解とを密着させて考えてはいけないと思う。あらゆる言葉は、そういう関係の中から出て来ている。その点、理解の言葉を並べて分析してみると、矛盾しているものとか、反対の言葉などがあって、教義的统一は考えられないということになる。そこに、理解研究の難しさがあ

高橋論文

○ 生神金光大神社と金光大神社という言葉に、またその内容に違いがあるのか。そして、「日天四・月天四・丑寅鬼門金乃神社」と、生神金光大神社との関係についても構造的、内容的に論及することが要る。『覚』の中では、生神金光大神社なり、金光大神社という言葉は六カ所に出てくるが、その中で生神金光大神社というのは二カ所、他は金光大神社ということである。使いわけがあるのかどうかわからない。金光大神社は、その働きを現わす人、生神金光大神社は、その働きを集团的にあらわす概念であるとする考えもあるが、こうした面についても追究されたい。

○ 本教の組織はどうあればよいのかと考えると、先ず、金光大神が一乃弟子になった時の問題が考えられる。それまでの信心と

いうのは、神と教祖という、いわば縦のかかわり方であったが、一乃弟子のところで初めて縦のかかわりが横にも展開している。縦が横に展開して初めて縦が生きる、そういう構造として考えられないか。今日、こうした組織、関係体の新たな在り方を求めるについて、「社」の問題は新たな問題提起と受けとらざるを得ない。

○ 「社」を問題にする以上、組織でない組織の可能性をみつけ出さなければならぬ。本教が、教会として神道金光教会となつた時は、当時の政治・社会事情の影響を受けて教会という組織が形成されたわけだが、本教の組織のいよいよの原点とその展開の仕方というものについても考えられたい。組織のもっとも素朴な要件として分掌ということがあつたが、生神金光大神社の中で分掌ということとはあつたのか、なかつたのか。あつたとすれば、どういふ分掌であつたのか。なかつたとすれば、生神金光大神社と教団組織との関係というものが連続的なものとしてつかめなくなるという問題ともつながってくる。さらには、生神金光大神社と、現在の教団組織の接点を考えるとき、教祖広前で分掌が必要であつたのか、なかつたのか。そして、それは金光大神の信仰からみて、どのように考えられるのか。

○ 生神金光大神社を問題にするとき、これは決して客観的な組織ではないし、一般的組織概念ではつかめないものである。組織

的な概念であるのなら目的を達成するための機能的な手段として、「社」の結成、あるいは関係概念を持ち込んだの、他に対する意識を強調した表現になると思われる。ところが、それが『覚』だけであつて伝承者のところにはないということは、明らかに客観的なものではなかつたということの証左であらう。

久保田論文

○ 歴史事象として、教祖とか教団の動きを分析してみると、教祖から教団への移行に落差をみるということが、歴史批判としては出て来る。しかし、歴史批判という分析をいくらやっても、それは批判されるべき事実があつたというところだけに留まつてしまふのであつて、教団史の歴史事象という対象を、執筆者と教祖をつなぐ価値によって吟味し、関係づけておくという操作が要るのではないか。

○ 少なくとも、今日我々が教団の中で生きていて抱えさせられている現実の問題を見るについて、この歴史認識がどういふ意味をもつのか、ということを明確にしておく必要がある。今、我々が当面している問題を、歴史研究という立場で問題化することによって、より強力に今日の問題としてえぐり出し、そこにくさびを打つという意味をもつのでなくてはならない。

○ 本教信仰の歴史について、変節の歴史であるとする立場から

問題が提出されている。また、関連していよいよ何が教団を動かしているのかということも問題となるが、これを、変らざれやしいものというより、変り得るものという、むしろ積極的な意義づけをしてみると、どうであろうか。信仰の本質とか、人間的意味での本質というものは、あらゆる形態、様態に応じて変わって行くものなので、変り得ないものは本質となる要件を備えているとは言えないのではないか。特に、生きるということにかかわっての本質というものは、常に変容性をもっている。可変性を持つということとで生命の存続なり、本質的なものを継続し得るのである。これが、固定的なものであればある程、人間的な意味での本質を失ったもの、つまり生命を失った本質規定ということになる。その意味で変ること、変って表われてくるものに意味を与えたい。庶民的な土着の根つきをもった生活者は、変り様がないながらも、どんな事態の中でも変容して生きる力を持っている。教祖にも、そういう底辺からの認識の視座がある。従って、変ることがおかしいとする感覚は改めて吟味される必要があるだろう。

金光資料論攷

○『覚』には、堅盤谷の金神との関係は全く出てこない。これはどういうことなのか。それに比して、金光大神言行資料等には、信仰関係があり、血縁関係があったことまで出てくる。なぜ、こ

のようないろいろな伝承があるのだろうか。堅盤谷の金神というのを、もっと重視して考えてもよいのではなからうか。今は一応、繁右衛門が教祖の金神信仰の初めであると言われているが、もう少し堅盤谷についてクローズ・アップしてよいのではないか。

○資料論攷として、家系図があればよくわかるのではないか。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に、今回の検討会において提起された教学研究全体にかかわる問題指摘を以下に掲げる。

○ 教学のデメリットとも考えられる問題として、西洋の思想、西欧の学問的な発想や方法で教学が始まったという問題は考えられないか。例えば、教祖の信仰的な存在意義とか、立教の意義ということについても、「関係」概念で捉えようとする。しかし、関係が問題化される時、必ず「主体」、「主体性」という概念とのかかわりで問題となるわけだが、学問的に説くとか、文章で表現しようとするとき、言葉がないということから、いきおい「信仰の主体的独立」とか、「自主的」とかということになるが、金光大神のところには、主体とか、関係ということよりも、もっと異質のものがあると思われてならない。

○ さらに、「心」ということについても、金光大神の語られた、

あの当時の「心」と、今私達が使う「心」とでは、同じ言葉であっても全く異なると思われる。現在使われている心というのは、個人の心理という程の意味であったり、心理学的に意識された言葉であったり、自分の人格と関係したものにように思ってしまったところがある。たとえ、むかしから使われた言葉を使つたとしても、言葉の内容や、問い方というものが非常に違つてきているように思う。こうした、日本的なもの、つまり合理的な思考では言いあてることのできない世界を対象とする教学において、論述の仕方、言葉、分析法など、あるいは方法論上の意識の問題など、どのようにあればよいのか。

○ 論文を執筆して、これ迄の信心や教義の問題性が明確化された後、教学研究者の信心に、それがどのような影響を及ぼすのか。もし方向転換があるとすれば、それはいかなる性質のものか。

彙報

— 昭和五〇・四・一〇五・三一・三一 —

昭和五十年年度の業務概要……………	一八〇頁	資料の複写・整理……………	一八四頁
第一部		教学研究所総会……………	一八四頁
『金光大神覚』ゼミナール……………	一八〇頁	各種会合への出席……………	一八四頁
『金光大神覚』に関する資料の収集整理……………	一八〇頁	研究生の養成……………	一八五頁
小野家資料の整理……………	一八一頁	評議員会……………	一八五頁
第二部		嘱託・研究員……………	一八七頁
金光大神言行記録検討会……………	一八二頁		
第三部			
布教史資料の収集整理……………	一八二頁		
教団史既存資料の整理……………	一八二頁		
研究報告……………	一八二頁		
研究発表会……………	一八三頁		

昭和五十年年度の業務概要

本所は、ここ数年來、研究・運営の仕組みについて、常に根本的な検討を加え、それに伴って幾度か体制の変革をおこなってきた。昭和五十年年度から、所員各自が研究上自立し、また「運営上の問題はすべて所員によって協議し、その内容をもって所長の運営基盤にすえる」こととしたのも、やはり同様な意図にもとづくものである。

しかし、こうして企図された体制も、研究面では各研究者相互の位置づけの問題、運営面では運営の手続、連絡、調整に関する問題等が生じたため、十月よりは、新たに三部制をしき、研究と運営とのよりよいあり方を追求することとなった。すなわち、研究業務面では、第一部は主として実証的方法にもとづく教祖研究、第二部は主として解釈学的方法にもとづく教義研究、第三部は歴史学的方法にもとづく教団史研究を所管事項とすることとした。また運営面では、運営責任の分担者として部長の立場を明確にし、部長は各部員の自主的な研究を進展させ、研究者相互の関連づけ、研究構想の構築をはかり、研究により密接した運営の仕組みを考えていくことを、その責務とすることとした。かくて、研究・運営両面にわたる新たな体制のもとに半年間諸般の業務を遂行した。

そのほかに本年度顕著な本所の活動としては、資料の収集、複

写、整理のことが挙げられる。その中から、とみに増加してきた資料の体系的な整理のことが問題となり、それを所の資料として活用できる手だてを講じるため、委員会を設けて、総合的な資料整理の構想を明らかにするべく、取組んでいくこととせられた。なお、本所のあるべき施設、設備についても、同様に委員会を設けて、各面の意見を徴しつつ審議をはじめることとなった。

第一部

『金光大神覚』ゼミナール

このゼミナールは、五十年六月より、『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料の確認作業をおこない、その上立ってゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行なう、との趣旨のもとに第一部を中心に開催してきた。以来通算十三回実施し、その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。

『金光大神覚』に関する資料の収集整理

(1) 調査・収集

(a) 国枝三五郎に関する人物調査。 蜂谷金次郎氏(関西教会長)

- より資料聴取。(1月14日)
- (b) 寂光院古文書調査。児玉亮恭氏(寂光院住職)より古文書を借用し、複写。(4月24日)
- (c) 薦口豊二手記調査。
- (イ) 豊田穰氏(豊三氏次男Ⅱ大阪府八尾市)より資料聴取。(9月26日)
- (ロ) 原田友恵氏(玉島東教会長)より、手記を借用し、複写。(10月20・30日)
- (b) 貝畑久太郎に関する人物調査。貝畑家墓地にて写真撮影。(9月29日)
- (e) 川手保平に関する人物調査。河手義孝・沖敬子両氏(川手家関係者・金光町古老)より資料聴取。(11月13日)
- (f) 明王院古文書調査。吉山亮薫氏(明王院住職)より資料聴取。(11月14日)
- (g) 藤井家に関する調査。藤井真澄氏(本部教庁書記・藤井家関係者)より資料聴取。(2月19日)
- (h) 川手家古文書調査。川手静子氏(川手家関係者)より資料聴取。(3月23日)
- (i) 教祖御祈念帳調査。本郷教会所蔵、教祖御祈念帳の断片を写真撮影。(3月23日)
- (j) 教祖とその親族に関する調査。金光文孝氏(本部教庁嘱託)より資料聴取。(3月26日)

(2) 整理

五十年度内に追加された教祖関係資料六〇点を製本・カード化し、撮影した写真を整理した。

なお、今年度より資料整理日(隔週土曜午後)を設け、定期的に資料の整理を行なった。

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永代御用記(慶応二年)

(2) 裏打ちによる文書の補修

所内では七回実施し一四六点(寺社論中一件、田畑売買証文等)の裏打ちを行なった。所外では御物成帳(享和元年)一点、土地台帳等九点の裏打ちを行なった。

(3) 所在確認のためのカード作成

裏打ち完了分一五六点

なお、難解文字の解説会を設け、嘱託青木茂を講師として五回行なった。

第二部

金光大神言行記録検討会

(1) 『研究金光大神言行録』 1～5巻に収録した資料の原資料及びコピー資料の整理にとりかかり、二〇〇枚の索引カードを作成した。

(2) 『研究金光大神言行録』 1～5巻の索引・人物志・筆写資料との対照表等の正誤確認と補充作業を行なった。

第三部

布教史資料の収集整理

鏡山教会所蔵資料七〇点、関教会所蔵資料六一点、島原教会所蔵資料二六五点、尾道教会所蔵資料一〇八点、小倉教会所蔵資料三六六点、御野教会所蔵資料四一点、光政教会所蔵資料一五五点、川上教会所蔵資料二三点、長府教会所蔵資料四〇点、熊毛教会所蔵資料一五八点、和歌山教会所蔵資料三九点、その他一五五点を収集、その複写作業を行ない、資料目録を作成した。なお、下関教会関係の資料保存状況調査のため門司港教会を訪問し事情聴取した。

教団史既存資料の整理

研究所に保存されている教団史資料の活用を図るために、既存資料の整理に着手した。既存資料は主に年次別に分類されていたが、これに加えて項目別に分類する作業を月一回二～三日の割合で計二回行なった。

また、四九年度に続き、神道本局関係資料の目録（明治十四年～十七年）一二〇点を紀要本号に掲載した。

研究報告

昭和五十年度の研究報告は、五十一年二月をもって提出し、所内関係者による内容の検討を行なった。

その報告のうち、研究論文の体裁をもったものについては、一部を「研究論文」として、他を「研究論文概要」として、それぞれ本号に掲載しているため、それ以外の研究報告の概要、もしくは研究状況を以下に記す。

第一部

○ 金光 和道（所員）

論文としてまとまるまでにはいたらなかったが、「大谷村御物成帳高合移動一覧」を作成した。この作業を通じて、金光教祖関係の事跡について出てきたものを、昨年作成した「金光大神事跡

(一)「小割帳による」にひき続き、「金光大神事跡」(御物成帳による)と「金光大神事跡」(文政二年七月、大谷村田畑預ケ畝預ケ米引渡帳より)としてまとめた。

○ 小柴 宣和(助手)

向明神こと藤井きよのの口述記録「向妙人生代記」をもとに、向明神の信心、働き等をうかがい知ることを目的とし、これの解題を行なった。全体を以下のごとく分類して、それぞれについて、今後追究すべき問題点を明らかにした。(一)向明神の略歴及び「向妙人生代記」の由来 (二)靈験談 (三)向明神と教祖の信仰関係に関する事跡。

第二部

○ 高橋 一邦(所員)

- (1) 「研究金光大神言行録」の正誤表の追加を作成した。
- (2) 同書中の金光大神以外の者(主として金光四神)に関する項目を抽出した。
- (3) 同書の注釈作成の準備作業として、難解語句の意味を調べ、第五巻の途中まで進めた。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究

の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを願って、以下のごとく実施した。

○ 金光大神言行資料研究ノート

岩本 徳雄 4・30

○ 修験者との折衝過程に関する一考察

—— 尊滝院の許状取得と返却過程の分析 ——

早川 公明 4・30

○ 近世大谷村に於ける氏神祭祀者の一考察

—— 研究ノート ——

石河 道明 5・31

○ 金光大神言行資料研究ノート

池川 善雄 6・28

○ 出社結収と手続の生成

佐藤 光俊 7・30

○ コトバの三階層論

—— 特に理解の関係場Vのコトバを中心として ——

福岡 義次 8・22

○ 湯川安太郎の信心

—— 生活と信心の関りを視点にして ——

沢田 重信 8・30

○ 「修験者との折衝過程に関する一考察」ノート

早川 公明 9・30

○ 研究の自己確認のために

—— 湯川安太郎研究の背後にあるもの ——

沢田 重信 10・31

資料の複写・整理

第一部収集の金光大神関係資料及び第三部収集の布教史資料（金光大神言行録関係資料を含む）その他既存資料等の複写、約七三、九〇〇コピーを行ない整理した。この作業には五月一日より御用奉仕近藤金子があたった。

教学研究所総会

第三十回総会（昭和50・9・5）

趣旨

五十年度の総会は、設立二十周年後の新たな研究の歩みを一層確かなものにすることを願って、最近の各室の動き、研究者個々の研究動向などを詳しく報告し、運営上の問題について関係諸機関の立場、及び本所関係者からの批判検討をうけた。

行事

1、発表

- 「一号室員の研究動向」——金光和道
- 「二号室員の研究動向」——岩本徳雄
- 「三号室員の研究動向」——山田実雄

2、質疑応答

3、問題提起

「研究所現況についての問題提起」——沢田重信

「現教団動向から見た研究所」——矢代礼紀

4、質疑応答・協議・懇談

出席者は、本所職員その他、評議員二名、囑託二名、研究員三名、東京出張所次長、教監、布教部長、布教課員二名であった。

各種会合への出席

○学会・その他

- 歴史学研究会（5・24～25）一名
- 日本民俗学会（7・29～31）一名
- 関西哲学会（10・17～18）一名
- 日本宗教学会（11・22～25）三名
- 岡山民俗学会（2・22）二名

○教内会合

- 第五十六回臨時議会（12・11～14）一名
- 第五十七回通常議会（3・2～6）一名
- 教師研修講座（8・25～26）二名
- 金光教平和祈願広島集會（7・26）一名

研究生の養成

新しい研究者の養成は、教学研究の展開を求めるについて欠くことのできぬことである。それは、研究者を養成していく営みをとおして、新たな研究課題・視点・方法等が発掘され、そのことによって学的内容がより豊かになるばかりでなく、所における研究者の研究内容が吟味され、展開せしめられるという意味をもつところからである。

五十年年度研究生研究実修

五十年年度の所内実修は、左記の研究生四名が、六月より六か月間委嘱され、実修を行なった。

高橋全地郎（栗林教会）、小柴宣和（赤坂教会、福井正信（堀田教会）、荒木悟（舞鶴教会）

実修の概要

(1) 資料解題・実修レポート

本号「研究論文概要」の研究生の項参照。

(2) 講座、ゼミナール

a. 講座

「教学とは何か」、「教学研究の歴史」のテーマで行なされた。

b. ゼミナール

左記のゼミナールに参加した。

① 『金光大神覚』ゼミナール

資料紹介と問題点発掘を願いとして、十回実施した。

② 『研究金光大神言行録』ゼミナール

通読をしながら、第二部員の研究関心にそって、七回実施した。

③ 「教団史」ゼミナール

第三部員の研究テーマにそって、六回実施した。

(3) その他

所内各種会合ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、各種行事の運営事務、夏期自主調査。

なお、小柴宣和は、十二月一日付で本所助手に任用された。

評議員会

本所の運営は、教学研究機関という性格よりして、教務教政の直接支配を受けてはならないが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負い得るものでなければならぬ。評議員制度は、このような特質を持つ機関である本所の運営が、全教的視点に立つて適切に進められることを目的として設けられているものである。

昭和五十年度の第二十一回評議員会(51.1.23)は、新任の評議員の出席をも得て、本所設立以来二十年の歷程の中で研究態勢、あるいは運営体制上の問題性を抑えながら、①前述の三部制(昭和50年度業務概要二八〇頁)を執るに至った経緯及び今日の研究動向とその問題性について、②教規施行細則中第六十三条(各部及び所管事項)の改正案(評議員会後2月21日付改正案)について、③昭和五十年度の本所の方針並びに計画・予算案についての三議題を中心に協議懇談を行なった。その主な内容は、左記の通りである。

なお、新任の評議員にとっては初会合であるところから、職員個々の研究動向、あるいは研究関心等を知ってもらうことを通じて、評議員と職員との交流を計るという願いで全職員との懇談をももった。

出席者は、佐藤一徳、市川彰、出川真澄、田淵徳行、三矢田守秋、(欠席池川鶴雄)の各評議員と、本所職員七名であった。

○ 大きく分けて、本所設立から前半の十年間は、研究者が育つということを中心に、研究構想なり教学方法論の確立ということが求められた。そのことを継承しつつ後半の十年は、教団における独立機関としての本所の存在価値なり意味なりといったものと、研究者個々の研究動向なり研究関心との関係、あるいは研究態勢と運営体制との在り方を模索し続けてきた。後半当初においては、

四部制で、それを二人の部長が基本課題を握え共同研究を求め、研究・運営の両面を全面的に把握するという実質的・二部の管理体制がとられた。ところが、各部の基本課題に基づく共同研究という面から、各自の研究の芽を摘む、あるいは自主性を失わせるという問題が生じ、そこから各自の研究関心に基づく研究を進めるといふ個人研究の動きをとるようになった。その動きを進めて行くうちに、二部制で四つの部屋に別れているところから、部長が全部員の研究動向が把握できない問題、また各自の研究の位置づけの問題、あるいは研究面での相互関係の問題等が問題化し、部制を棚上げして四室制をとり、室長によって全体の運営に当たるといふ体制へ移行した。しかし室長は、そういう研究上、あるいは研究者側の要請から出てきたものであって、本来、運営上の責任を持ち得る立場にはないところから問題が生じてきた。そこで室長制を廢し、運営母体を所員会議に置くなどしてみたが問題は解決せず、今回の三部制をとるに至った。

○ この度の三部制は、これまでの研究態勢・運営体制の在り方を反省するところから、職員個々の研究に対する行き届いた配慮がなされていくことを中心に据えた運営体制を志向したものである。研究というものが、どうしても内容的に指導関係を求めていく性質を持っているところから、従前のように運営者が研究指導者を規定するといったことは行なわずに、実質的な指導関係を研

研究者個々が求めていけるような配慮をしていながら、研究者相互の研究を関連づけていき、そのことを通して部としての研究構想、ひいては所の研究構想を構築していくことに努め、教团的な視野から所全体の運営に当たっていくのが運営者の役割である。

○ 近年とみに新しい資料、特に教団史関係で各教会の資料等が発掘され、その量も膨大なものとなってきている。それを研究者個々の整理・活用に委ねたのでは、整理の基準が違ったり、二重手間になったり、また活用にも問題を生じてきている。忽ちのところは、各部で担当せざるを得ない面もあるが、所全体の立場に立っての整理・活用の仕組みを考えざるを得ない状況にあるところから、部長の中から資料担当の部長を置き、委員会を設置して、整理・活用の構想を明らかにしつつ、順次着手していく。

○ 教学研究者の養成については、研究生制度に基づく公募によってその願いの実現に努めてきたが、専門的学識を身につけた研究者が得たいという問題があり、また学院制度の変更との関連等から、研究生制度そのものを抜本的に検討し、昭和五十二年度から新しい方途をもって対処できるようにする。

○ 最近、本部当局において、金光図書館の書庫建設との関連で総合庁舎建設の構想が考えられており、本所施設・設備の問題について本所としての結論を出さなければならぬ状況にある。本所の設置場所、あるいは学院・図書館との施設の関係のありよう

如何によっては、本所が教団内で担わされている信心の自己吟味、ひいては教団それ自体の自己吟味機関という基本性格が変えられてくることもあり得る。そこで、早急に本所内に施設委員会を設置し、この問題についての審議を開始する。

○ そのほかに、研究員を二名程度増員し、その研究員制度の充実を計っていく問題、あるいは各部の業務にかかわっての資料収集の問題、また言行資料の刊行にかかわる問題等についての質疑が交わされ、次年度の方針並びに計画・予算案についても了承を得た。

嘱託・研究員

嘱託金光真整は、第一部関係の資料調査である明王院への資料収集に加わった。また嘱託宮田真喜男は、毎月本所に出仕して、本所既存資料中の神道本局資料及び神道金光教会資料の年次別目録作成を行なった。

五十年度は、研究員連絡会議をもてなかつた。

金光教学第十五号正誤表

頁	2	14	126	129	132	137
行	10	△ 6	3	8	△ 4	6
誤	お前	勤勉	浅間神 神・	同舟講	〃 27	戊 一 号
正	お前 の	勤勉 に	浅間神 社	気比神 社舟講	4 27	戊 第 一 号

(△印は後から数えた行数)

金光教学第16号

昭和51年9月20日印刷

昭和51年9月25日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口市金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的な研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の実践が、現代の切実困難な問題に取り組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1976
No.16

CONTENTS

- MIKIO SETO
Konko Daijin's Faith during the Age of the Meiji
Restoration
—Emphasizing His Attitude and View of Politics... 1
- KIMIYAKI HAYAKAWA
An Analysis of Konko Daijin's Dispute Regarding
His Missionary License with the Mountain Ascetic
Priests of Sonryu Temple34
- YOSHITSUGU FUKUSHIMA
The Basic Structure of His Words of Teachings
—A Study of Konko Daijin's Teachings (2).....62
- KOJIRO TAKAHASHI
The Logic of Kami's Realization into Society
— Viewed through Konko Daijin's Faith at the
Age of 46..... 93
- SETSUAKI FUJIO
A Historical Study of the Early Activities of Konkokyō
—An Analysis of Konjins' Time.....122
- Materials for Research
The "Ono" Documents (No.10) —Eitai Goyoki.....142
Categorical Subject Listing of the History
of Konkokyō (No.2)158
- A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of
the Konkokyō Research Institute in the Fiscal Year 1975168
- The Summarized Records of the Meeting for the Criticism
of the Papers Contained in the Previous Journal173
- A List of Activities of the Konkokyō Research Institute in
the Fiscal Year 1975.....179